

## 第 2 部 部門別計画

## 第1章 豊かな教育・文化を創造し、人が輝くまちづくり

### 第1節 生きる力の育成と個性豊かな学校づくり

#### 【現状と課題】

江田島市の学校教育を取り巻く環境は、過疎化・少子化の影響により、幼稚園・小・中学校とも、児童・生徒数の減少が続いており、これは教育だけでなく、コミュニティや地域・産業の活力にも影響しています。

また、島という地理的条件は、これまで、ともすると負の印象で受け止められがちでした。しかしこれからは「島から世界へ」という広い視野に立ち、島がもつ自然や歴史・文化、先人の知恵、フロンティア精神などを貴重な教育資源として活用することにより、一人ひとりが郷土を愛し、21世紀を主体的に生きる心豊かな子どもを育てていくことが大切です。

学校教育を推進するに当たって、学校と家庭・地域が連携する中で、生活リズム、基本的な生活習慣の確立をはじめとする家庭での教育力の向上を目指しながら、基礎・基本や学力の定着に取り組んでいく必要があります。

加えて、学校規模の適正化（学校再編）を図り、児童・生徒がいきいきと学び、活動することのできる個性豊かな学校づくりをはじめ、安全・安心な環境づくりを進め、教育環境の整備に努めていく必要があります。

#### 【基本方針】

#### 1 基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成

生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、生きる力である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成し、その水準を向上させます。その際、地域の教育力を活用し、郷土を愛する心や誇りをはぐくみます。

また、学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒の個性を生かしながら、自らの夢を自らの力で実現できるよう努めます。

#### 2 信頼される学校づくり

組織的な学校体制のもとで、質の高い教師を育成するとともに、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域の連携による個性豊かで信頼される学校を目指します。

また、いきいきとした学校生活の実現や社会の変化を踏まえた教育の展開を図るため、国や県のモデル事業や教育研究指定校事業などを積極的に活用し、個性豊かな学校づくりに取り組んでいきます。

#### 3 教育環境の整備

児童・生徒の安全の確保といきいきと学び、活動できる学校づくりを進めていくため、学校施設の計画的な整備・改善や学校の再編、通学路の安全確保などに取り組めます。

## 【具体的施策】

## 1 基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成

## (1) 学力の定着・向上の推進

基礎学力の定着と確かな学力の育成のため、指導内容や方法の開発を図ります。

全国的な学力調査や広島県「基礎・基本」定着状況調査の実施、結果の分析に基づき、学力向上への取組を進めます。

## (2) 人材活用による教育内容の充実と指導力の向上

学校・地域・大学などの様々な人材を活用し、幼稚園・小・中学校それぞれの教育内容の充実及び指導力の向上を図ります。

少人数指導や習熟度別学習を充実し、確かな学力の育成及び個性の伸張を図ります。

## (3) 体験活動の推進

学校の教育活動全体を通じて、ふれあいの中で、豊かな感性と思索力をはぐくむため、大柿自然環境体験学習交流館を積極的に活用し、島の教育資源マップの作成及び教材化、海辺の生き物調査等の体験活動を推進します。

市内の小・中学校に青少年赤十字（Junior Red Cross）を組織し、活動を通して生命や人権を尊重する態度を学び、平和教育やボランティア意識のかん養に努めていきます。

## (4) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

人権尊重の精神をかん養するとともに、道徳性をはぐくむため、教育研修活動等を通じて教職員の資質の向上を図りながら、児童・生徒の成長段階に応じた人権教育及び道徳教育を推進します。

保育園・幼稚園・学校などとの連携のもとに、児童・生徒と幼児などとの交流や保育体験の機会の確保を図ります。

家庭や地域との連携をとりながら、ボランティア活動やコミュニティ活動などを通じて、児童・生徒の社会性・道徳性の育成を図ります。

## (5) キャリア教育の推進

子どもの勤労観・職業観の育成に向け、市内事業所等関係機関の協力や体制づくりを整備し、キャリア教育を推進します。

## (6) 心と体の健康づくり

児童・生徒の心と体の健康をはぐくむため、健康管理の徹底や成長段階に応じた保健体育活動、スポーツ活動などを推進します。

食を通じて豊かな感性や地域を愛する心などをはぐくむため、学校栄養職員等による学校給食の実践機会を通して食育を推進します。

## 「基礎・基本」定着状況調査

県内の全公立小学校5年生、中学校2年生を対象として、学校指導要領に示されている内容の定着状況、生活や学習に関する意識や実態及び各学校の教科指導等の状況を把握するために県教育委員会が実施する調査。

## キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技術を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てる教育。

キャリアとは、経験、職業の意。

(7) 特別支援教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、専門性を重視したきめ細かな教育の展開に努めます。

実態把握や指導方法に関する助言を行う専門家による巡回相談を実施します。

特別支援教育コーディネーターの専門的な知識や指導力の向上を図り、各学校における特別支援教育の推進体制づくりと教育内容の充実に努めます。

(8) 幼稚園・小・中学校との連携

幼稚園・小・中学校との連携を深め、「生きる力」の基礎となる生活体験や社会体験機会を拡充するとともに、道徳性の芽生えを培う幼児期にふさわしい教育内容の創造を図ります。

「広島県幼児教育ビジョン」を踏まえ、江田島市の実態に応じた幼児期の教育の充実と、幼稚園と小学校との連携を図ります。

幼児教育充実のため、保育園・幼稚園・小学校の交流を深めるとともに、連携の強化に努めます。

## 2 信頼される学校づくり

(1) 教職員の指導力の向上

学校訪問指導や研修会を充実し、教職員の研修・研究活動を活発化させ、子どもや保護者、市民に信頼され、期待に応えられる教職員の人材育成に努めます。

市内小・中学校の自主的な教育研究グループを支援し、教育上の課題についての実践的研究を推進し、リーダー教員の育成を図ります。

(2) 開かれた学校づくり

市内小・中学校のホームページを充実すると同時に、「学校だより」、「地域だより」や地域公開授業等を通して学校の取組や現状について情報を提供します。

学校運営に関し、地域の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす目的で小・中学校に評議員を置きます。

学校評価を実施し、学校体制や授業改善、生徒指導、学校行事等の取組についてチェックし、改善を図ります。

各小・中学校の指導計画等の中に、地域の外部講師による地域の教育力を導入し、地域と一体となった教育を進めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進

現代の教育課題に対応するために、学校・家庭・地域が連携した教育システムづくりを進めます。

学校・家庭・地域及び小・中学校等の連携を図りながら、児童・生徒の問題行動の防止や指導、不登校への対応などに努めます。

### コーディネーター

調整役。仕事などの流れが円滑になるように調整する人。

### 3 教育環境の整備

#### (1) 子どもの安全 安心と健康の確保

通学路等において、子どもが犯罪などに巻き込まれないようにするため、児童・生徒の成長段階に応じた安全教育を推進するとともに、市民や事業所、地域の協力を得ながら、安全・安心を守る体制強化と活動展開を推進します。

通学路等の交通安全対策については、交通安全教育の徹底と併せて、歩道の設置や改善、交通安全施設の整備、交通安全指導の強化など、総合的な対策を進めます。

安全でおいしい給食を供給するために、設備や機器の充実を図るとともに、正確な情報収集と衛生管理の徹底により、食に対する危機管理を図ります。

#### (2) 学校施設等の計画的な整備

学校施設の老朽化に伴い、耐力度調査や耐震診断を実施し、その結果により、校舎や屋内運動場の大規模改造、危険な施設の新改築などを計画的に進めます。

特に、統合先の学校である江田島小学校、江田島中学校及び能美中学校の3校については、老朽化が著しく、早期に新改築を進めます。

児童・生徒に安全でおいしい給食を、効率的に提供するため、学校給食共同調理場を整備します。

#### (3) 学校規模の適正化 (学校再編事業)

##### 学校の再編

学校の小規模化に対応し、学校教育の充実と活性化を図るため、児童・生徒数の推移などを踏まえながら、全市的な視野に立って学校規模の適正化に取り組み、その教育支援を行います。

遠距離通学の児童・生徒については、スクールバスの運行やバス通学に対する支援などを行います。

学校の統合に対する保護者や地域の理解を得るとともに、学校への関心や理解を高めるため、学校情報・教育情報の地域への公開に努めます。

##### 学校跡地の有効活用

廃校となった学校の跡地や施設については、地域住民の意見を尊重するとともに、他地域における事例などを参考にしながら、跡地利用を検討していき、その有効活用を目指します。

## 第2節 生活の基盤となる豊かな家庭づくり

### 【現状と課題】

家庭は、人間形成の基礎を担うとともに、基本的な生活習慣や生命を尊重する心など「生きる力」の基礎的資質を育成する場です。

江田島市の状況をみると、海と島の自然環境や歴史・文化が息づき、様々なイベントやコミュニティ活動などが行われ、親子や家族が自然にふれあい、様々な行事・活動に参加できる条件を備えています。

一方、広く社会をみると、核家族化、少子化等の社会状況の変化の中で、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘され、家庭における子どもへの虐待などの事件も発生する時代となっています。

こうした状況を踏まえ、家庭の役割や家庭教育の大切さを再認識し、地域の様々な資源を生かしながら、生活の中で学ぶこと、「生きる力」の基礎的資質を育てること、愛情豊かな家庭をつくることを目指す必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 家庭・地域が連携した教育力の育成

日常生活や地域における様々な営みは、子どもの知・徳・体・食のバランスのとれた発達や、郷土を愛する心の育成などに大きく影響することを踏まえ、家庭の教育力の向上や学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進します。

#### 2 「生きる力」の基礎的資質の育成

子どもの「生きる力」をはぐくんでいくため、基本的な生活習慣や生命を尊重する心など基礎的資質を育成するとともに、読書力の基盤づくりを進めます。

#### 3 愛情豊かな家庭づくり

家庭は教育の原点であることを踏まえ、愛情豊かな家庭づくりを推進するため、家庭教育に関する様々な情報提供や学習機会、相談体制の充実を図るとともに、親子や家族が楽しみながらふれあえる活動機会の提供に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 家庭・地域が連携した教育力の育成

##### (1) 家庭の教育力の向上

親が自信を持って子育てに当たることができるよう、子育て経験者と子どもを持つ親との交流の機会と場の確保・充実を図ります。

関係機関と連携しながら、家庭教育に関する相談体制の充実に努めます。

##### (2) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進

子どもの教育に関して学校と家庭が相互補完的な役割を果たし、学校と家庭の教育力の向上につながるよう、保護者と教職員との共同研究や共同の諸活動を進めます。

学校と家庭と地域を結び関係機関と連携した「放課後子ども教室」設置の検討や、「子育て支援ネットワーク」などの確立を図ります。

## 2 「生きる力」の基礎的資質の育成

### (1) 基本的な生活習慣や生命を尊重する心など基礎的資質の育成

家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

子育てについて、保護者を対象とした教育の機会と場の充実を図るとともに、父親の参加を促進します。

### (2) 読書力を高める基盤づくり

読書力は生涯にわたる「生きる力」の基盤の一つであるとともに、人間形成にとっても大きな働きをするものであることを踏まえ、豊かな機能を備えた図書館の整備・充実を図ります。

幼児期からの読書習慣の育成を目指し、家族読書の取組など読書力の基盤づくりのための諸活動を推進します。

## 3 愛情豊かな家庭づくり

### (1) 愛情豊かな家庭づくりの支援

家族があたたく支え合う愛情豊かな家庭が築けるよう、関係機関と連携し、様々な情報や学習機会を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。

### (2) ふれあいのある家庭づくりの支援

家族ぐるみで気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションや文化活動、創作活動などの機会の拡充を図ります。

海と島の資源を生かしながら、親子または子どもが主体的に参加できる自然体験や歴史・文化体験などの機会の拡充を図ります。

地域における伝統行事などの活性化を図るとともに、親子や家族での参加を促進します。

### 放課後子ども教室

すべての小学生を対象に、放課後において体験活動や補習などを実施する場。文部科学省と厚生労働省が連携して実施する「放課後子どもプラン」の一環で、小学校の余裕教室などを活用し、すべての小学校校区に設置する計画。

## 第3節 学びつつ生きる教育力豊かな地域づくり

### 【現状と課題】

人々は、知ること・学ぶことの欲求を基本的に持っており、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価・活用されるような社会を、「生涯学習社会」と呼んでいます。

しかしながら、学校や社会教育施設、社会教育関係団体、民間教育事業者、NPO等との連携が十分でないこと、学習成果が評価・活用につながっていないことなどが指摘されています。

江田島市の状況を見ると、それぞれの地域に生涯学習を支える施設などがありますが、今後、施設の役割分担と連携及び整備・充実と有効活用について、全市的な視野に立って検討することが求められます。

このため、江田島市の現状や特色・資源を踏まえながら、「学びつつ生きる」充実した人生の実現を目指すとともに、ソフト・ハードの両面からの教育力豊かな地域づくりに取り組んでいく必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 学びつつ生きる充実した人生の実現

学びつつ生きる充実した人生の実現を目指し、主体的学習活動を支援する情報の収集と提供を図るとともに、地域の様々な学習ニーズに対応する教育活動を推進します。

#### 2 教育力豊かな地域づくり

教育力豊かな地域づくりを目指すため、関係機関と連携し、拠点となる施設の整備とネットワーク化を促進するとともに、地域の自然や歴史文化の継承と活用、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進します。

### 【具体的施策】

#### 1 学びつつ生きる充実した人生の実現

##### (1) 主体的学習活動を支援する情報の収集と提供のシステムの確立

公民館・図書館などの社会教育施設においては、主体的学習活動や家庭教育・学校教育を支援する人材情報や学習情報などを収集し提供するシステムの確立を図ります。

##### (2) 市民の様々な学習ニーズに対応する教育活動の推進

市民ニーズを踏まえながら、公民館講座の充実や生涯学習セミナー、芸術・文化にふれあう機会の確保などに取り組めます。

社会の進展に伴う、市民の様々な現代的学習ニーズに対応する教育活動を推進します。

NPO (Non Profit Organizationの略)

民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。



## 2 教育力豊かな地域づくり

### (1) 地域の教育力の活性化

#### 人材バンクの創設

生涯学習などの推進のため、地域に存在する多彩な知識や技術・技能を持つ人材を活用できるように、公民館等を拠点とした人材バンク制度の創設を図ります。

#### ボランティアセンター等の整備

地域の中での奉仕活動や体験活動の機会や場を開拓するため、情報収集と提供、人材バンクを通じた指導者の紹介、個人と活動先などのマッチング等のコーディネートを行う担当を配置したボランティアセンター等の整備を進めます。

ボランティアセンター等の活動拠点については、公民館などの既存施設の活用を検討します。

#### 人材活用や活動支援の体制づくり

地域における様々な活動に対し、人材紹介や幅広い世代間のふれあい交流などを支援する体制を整えるとともに、ボランティアセンター等の運営も担います。

### (2) 地域の教育力の拠点となる施設等の整備とネットワーク化

#### 情報化の拠点としての図書館の整備・充実

図書館を地域のIT学習プラザとして位置づけ、学習情報、まちづくり情報など各種の情報提供システムを整備し、市民への供用を図ります。

書籍に限らず情報化社会に生きる市民のニーズに対応できるように、ビデオ、CD、DVDなど様々な情報媒体の蓄積を図ります。

蔵書等をデータベース化し、市民がインターネット等を通して自宅から書籍情報を検索できるシステムを構築します。

利用者用の情報機器を充実し、利用者が自由にインターネット等を利用できる設備環境をつくります。

利用者の利便性向上のため、近隣市町との図書館利用の広域化を図ります。

行政部署や各種社会教育施設などをオンラインで結び、情報を共有できるようにします。

#### 人材バンク・ボランティアバンク

ボランティアや生涯学習、スポーツなどの指導者の理解と協力のもとに、そうした人材を登録し、市民に情報提供しながら人材の活用を進め、諸活動の推進や新たな担い手の養成などを行おうとするもの。マッチング

2種類以上のものを、調和させること、組み合わせること。

#### IT学習プラザ

情報技術を学ぶ場(交流の場・拠点)。IT(information technologyの略)は情報技術。プラザは広場、市場。

#### CD(compact discの略)

樹脂製の円盤に細かい凹凸を刻んでデータを記録するメディア(記憶媒体)。光ディスクの一種。

#### DVD(digital versatile diskの略)

データ記憶媒体の一種。CDと同じ光ディスクメディアで、物理的な形状もCDと同じく直径12cmの樹脂製円盤。

#### データベース

コンピューターで、関連し合うデータを収集・整理して、検索や更新を効率化したもの。

#### インターネット

世界中のコンピューターと文字、映像、音声などによって結ばれる世界規模の情報通信ネットワーク。オンライン

回線が結ばれていること。コンピューターの入出力装置などが、中央処理装置と直結している状態。また、通信回線などによって、人手を介さずに情報を転送できる状態。

### 芸術文化の拠点づくり

各地域の特色を生かし、公民館等の施設の整備・充実などを通して、芸術文化の拠点づくりに努めます。

### スポーツ・レクリエーション施設の整備と活動の推進

運動公園や屋内運動場などの整備・充実を図ります。

スポーツ・レクリエーション施設を有効に活用しながら、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の拡充や相談・指導体制の充実を図ります。

スポーツ団体の育成や市民の主体的なスポーツ・レクリエーション活動の支援、スポーツ・レクリエーションにかかわるイベントの開催などに努めます。

### 自然や歴史文化とのふれあいの場の確保と体験学習の推進

自然環境の保全・活用を図るとともに、大柿自然環境体験学習交流館などの整備・充実に取り組めます。

文化財等の保存・活用に取り組むとともに、伝統行事の継承に努めます。

既存施設を利活用しながら、歴史民俗資料館の整備を図ります。

### 各種施設や地域資源などのネットワーク化

図書館や芸術文化の拠点、スポーツ・レクリエーション施設などの情報ネットワークの形成を図るとともに、自然や歴史文化をはじめとした地域資源を含めて散策コース、トレッキングコースなどでつなぐよう努めます。

### (3) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進

家庭教育と学校教育と社会教育が、子どもの教育に関して相互補完的な役割を果たすよう、取組を進めます。

## 第4節 人権を尊重し,人間性豊かな人づくり

### 【現状と課題】

誰もが住んで良かったと思えるまちづくりを実現していくためには、確かな人権認識を基盤とし、人権を尊重した人間性豊かな人づくりが大前提となります。

また、基本的人権は、日本国憲法においても侵すことのできない永久の権利として、明確に位置づけられています。

しかし一方で、我が国の人権に関する現状をみると、様々な人権問題や人権侵害が今なお存在しているといえます。

加えて、国際化・情報化等の社会の変化に伴う新たな課題も生じてきています。

このため、これまでの取組や新たな課題などを踏まえながら、すべての市民の人権が尊重される、差別のない明るい住みよい地域社会を実現していくことが必要です。そのためには、社会の様々な状況や変化に対応できる豊かな人権感覚を身につけて、オンリーワンが大切にされる社会を目指すことが大切です。

### 【基本方針】

#### 1 人権意識の高揚

差別のない明るい住みよい地域社会の実現のため、市民一人ひとりが人権尊重について認識を深め、日常生活の中で実践できるよう、啓発活動や個人情報の保護に取り組みます。

#### 2 人権教育の推進

様々な人権問題について学習し、人権尊重のまちづくりに取り組めるよう、学校教育や社会教育等において人権教育を推進するとともに、オンリーワンの地域社会づくりに努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 人権意識の高揚

##### (1) 啓発活動の推進

差別のない、人権が尊重される社会を目指し、広報活動の展開や人権に関する研修会、講演会の開催など、啓発活動を推進します。

社会福祉施設を活用して、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていきます。

各実施主体の担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係の強化を図ります。

##### (2) 個人情報の保護

個人情報保護法を踏まえながら、個人情報やプライバシーの保護に取り組みます。

インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題に対し、個人の責任やモラルなどについての理解を図ります。

##### (3) 人権擁護活動の推進

関連機関と連携しながら、定期的な人権相談活動の展開を図ります。

#### オンリーワン

唯一の(ひとつ・ひとり)。かけがえのない(ひとつ・ひとり)。

## 2 人権教育の推進

### (1) 社会教育における人権教育の推進

地域における様々な場において、差別のない人権が尊重される社会の形成に向けた人権教育を学校・家庭・地域との連携のもとに推進します。

個別の人権課題について、講演やワークショップなど様々な方法によって学習する人権教育セミナーの開催を図ります。

### (2) オンリーワンのいきいきとした地域社会づくり

誰もがいきいきとした地域社会づくりを目指し、多様な価値観や一人ひとりを尊重する豊かな人権感覚をはぐくむとともに、急激に変化・発展する社会状況に対応できる主体的な生き方を培う人権教育に取り組みます。

個別の人権課題に加え、多様な価値観や「いのちの大切さ」について、コンサートなどを通じて考えるきっかけづくりを行い、人権意識の醸成を目指します。

一人ひとりの人格や個性を大切にするとともに、相互に尊重し合い、何事にも連携・協力する地域社会づくりを目指して、小地区別学習会や啓発活動推進者育成研修会などを開催します。

#### ワークショップ

まちづくりなどにおいて、専門家の助言を受けながら、住民などの参加者が共同作業を通じて計画づくりなどを行う手法。

#### ライフスタイル

生活様式という従来の意味に、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らし方を指す。さらに、生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある

## 第5節 男女共同参画社会の形成

### 【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮することのできる社会であり、21世紀の我が国社会のあり方を決定する重要課題の一つとなっています。

法律・制度上では、男女共同参画社会基本法が制定され、5つの柱(基本理念)が示されるとともに、男女共同参画基本計画によって重点分野が明らかにされるなど、積極的な取組が進められつつあります。

また、本市においても、様々な社会環境の変化に伴い、女性の価値観やライフスタイルなども変化しており、就労、学習、ボランティア活動など、多様な分野への女性の参画が大きく期待されています。

しかし、現状においては、女性が結婚や出産によって就労を中断せざるを得ない状況に置かれたり、社会的に根強く残る男女の役割分担意識によって、家事や育児を担うために、社会参画が困難であったりするなど、女性を取り巻く状況は、まだまだ厳しいものがあります。

このため、性別を問わず、自らの主体的な意志と選択に基づき、家庭や社会のあらゆる分野へ平等に参画できる幅広い条件整備が必要となっています。

### 【基本方針】

#### 1 男女共同参画を推進する仕組みづくり

男女共同参画社会の実現を目指し、広報・啓発活動を進めながら、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解に努めます。

#### 2 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

あらゆる分野において男女共同参画を進めていくため、子育ての支援、育児・介護と就労にかかわる環境整備、家庭や地域社会での男女共同参画の促進などに取り組みます。

#### 3 女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現

女性の人権が尊重される社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、女性がその能力を十分発揮できるよう意識啓発や情報提供を推進します。

### 【具体的施策】

#### 1 男女共同参画を推進する仕組みづくり

##### (1) 固定的な男女の役割分担意識の変革

固定的な男女の役割分担意識を変革するため、学校教育や生涯学習、広報活動など様々な機会を通じて、男女平等の理念に基づいた教育や啓発を推進します。

##### (2) 男女共同参画基本計画の策定と取組展開

男女の共同参画を推進するため、男女共同参画基本計画の策定を行い、理念や方針、方策、体制などを明らかにします。

市民、事業所等の理解と協力を得ながら、男女共同参画基本計画の具体化を図ります。

- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
江田島市における審議会，協議会などへの女性の任用を推進します。  
企業等における女性の職域の拡大や，方針決定への女性の参画が促進されるよう努めます。
- (4) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解  
関係機関と連携し，企業等への法制度にかかわる情報提供や啓発に努めながら，雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解に努めます。

## 2 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

- (1) 育児期等における条件整備  
多様化する保育ニーズに適切に対応し，女性の社会参加を促進するため，保育体制と内容の充実に努めます。  
家庭における責任をともに担い，男女が安心して仕事を継続できるよう，育児休業制度や介護休業制度の普及啓発に努めます。  
保育園近接地への子育て支援市営住宅整備などを検討します。  
文化・スポーツ施設への託児室等の設置を検討します。
- (2) 就労環境の整備促進  
育児・介護を行う労働者の雇用の継続などの環境整備を促進するため，関係機関と連携し，企業等に対する情報提供や啓発を行います。
- (3) 女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備  
介護の負担を女性に集中させることなく，社会全体で支える介護保険制度を定着させていきます。  
年齢や障害の有無にかかわらず，安心して暮らせる社会を目指し，ハード・ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を進めます。  
高齢者等の学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充を図るとともに，能力の活用などに努めます。
- (4) 家庭生活における男女共同参画の促進  
固定的な男女の役割分担意識の変革に努めながら，家庭教育や家事に男性も主体的にかかわるよう意識変革のために学習機会の確保などに取り組みます。
- (5) 地域社会への男女共同参画の促進  
コミュニティ活動やボランティア活動など，地域における自主的活動に男女が共同し参画できるよう，関係する情報の提供や活動の機会の充実に努めるとともに，指導者の養成や団体・グループの育成を図ります。

## 3 女性の人権が尊重され，能力発揮できる社会の実現

- (1) 女性の人権の尊重  
地域ぐるみで，家庭内暴力や性的嫌がらせ(セクシャル・ハラスメント)など，女性に対する暴力や人権侵害が起きない社会環境づくりに取り組みます。  
関係機関と連携し，女性の人権侵害などに対する相談体制の充実に努めます。
  - (2) 男女平等を推進する教育・学習  
様々な学習の場や，広報活動を通じて，男女平等について普及啓発を図ります。  
児童・生徒の成長段階に応じて，お互いに思いやりをもてる教育を推進します。
- バリアフリー  
高齢者や障害者等の行動・生活上の障壁を取り除いた環境。例えば，段差の解消，スロープや手摺りの設置，車いす用トイレ，音声案内など。

## 第2章 元気な地域を育てるまちづくり

### 第1節 産業の担い手の確保と就労機会の拡充

#### 【現状と課題】

元気な地域づくりにとって、経済の活性化は重要な要素ですが、それを支え、生み出していく基本的な力は、産業を担う人々、まちづくりに参加する市民です。

江田島市においては、農業、漁業、商工業、観光といった産業を、若年層から高齢者、男性・女性と多様な人々が支えています。

しかし、過疎化・高齢化の中で、特に農業・漁業の担い手の減少や高齢化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、関係機関、団体等が連携しながら、産業そして地域の担い手の育成、新規就労や起業の支援、就労機会の拡充など、産業を担い、元気な地域を育てる人づくりに取り組むことが求められています。

#### 【基本方針】

##### 1 地域の担い手のネットワーク化と育成

江田島市における産業の担い手・後継者のネットワークづくりを図り、連携・交流を進めるとともに、こうしたネットワークを生かしながら、地域の担い手の育成などに努めます。

##### 2 新規就労や起業等の支援

農業や漁業への新規就労を促進するための体制強化と支援内容の充実を図るとともに、SOHO等の居住・就労環境の確保、地域の素材を生かした特産品づくり、起業の支援などに取り組みます。

##### 3 就労機会の拡充と職場環境の向上

関係機関と連携し、雇用の場の確保と併せて、女性や高齢者、障害者などの就労機会の拡充、能力開発、職場環境の向上を促進します。

#### 【具体的施策】

##### 1 地域の担い手のネットワーク化と育成

###### (1) 地域の担い手のネットワーク化

それぞれの産業・業種の活性化や産業間の連携、6次産業への発展、まちづくりの展開などにつながることを目指し、農業や漁業、商工業、観光などの担い手の交流や連携・協力を促進します。

SOHO(Small Office Home Officeの略)

パソコンなどの情報通信機器を活用して、自宅での在宅勤務や自宅付近の小規模な事務所で仕事をする職住近接の仕事の形態。

6次産業

1次産業である農林水産物の生産、1次産品を加工・製造等する2次産業、さらに、流通販売や観光農園、体験農園、農家民宿等の3次産業を組み合わせた新たな総合的産業をいう。1次+2次+3次=6次

(2) 担い手の育成

先進地事例の視察や交流,研修機会の確保などによって,地域の担い手の育成に努めます。  
地域の担い手やそのネットワークを生かしながら,新規就業者の育成・支援に努めます。

2 新規就労や起業等の支援

(1) 新規就労の促進と支援

農業や漁業への新規就労を促進するため,関係機関と連携しながら,支援体制の強化と情報の受発信機能の強化を図ります。

新規就労者等に対する農業・漁業の体験や研修機会の確保,住宅対策など,新規就労への支援を図ります。

(2) 起業や企業立地等の支援

企業立地の支援策などの充実と情報提供,利用促進を図りながら,S O H O等の居住・就労環境の確保,起業の支援,企業立地の促進に取り組みます。

地域の素材を生かした特産品づくり,産業間の連携,6次産業の展開を促進し,併せて新規就労の場の拡充に努めます。

3 就労機会の拡充と職場環境の向上

(1) 雇用創出の支援

関係機関と連携し,各種支援制度を取り入れながら,地域雇用創造アドバイザーや創業経費及び雇入れ経費の助成金の活用など,雇用創出に向けた取組の展開に努めます。

(2) 就労機会の拡充

新規就労や起業等の支援などに取り組みながら,就労機会の拡充に努めます。

(3) 女性・高齢者・障害者の就労機会の確保

少子高齢化や男女共同参画などの社会環境の変化を踏まえながら,女性や高齢者,障害者の就業機会の確保に努めます。

(4) 職場環境の向上

労働条件の向上や安全な就労環境の確保を促進するため,関係機関と連携しながら,事業主の啓発や情報提供に努めます。

地域雇用創造アドバイザー

地域の雇用創造に取り組む市町村等に対し,地域のアイデアを具体化するための方策についての相談・助言を行う国の制度。

スローフード

効率やスピードを重視した食への反省から生まれた概念・活動。(反意語:ファーストフード)イタリアでスタートした取り組みで,日本でも,各地で郷土食や地域の食材の重視,地産地消,日本酒の再評価など,スローフードにかかわる取組がなされている。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において休暇を過ごすことによって,自然,文化,人々との交流を楽しむ旅のこと。

スローライフ

ゆとりや伝統文化などを大切にした暮らし方,スローフードとも重なる暮らし方。これまでの効率やスピードの重視の暮らしからの転換を意図した動き。

農林業センサス

国が5年ごとに行う農林業者の調査。センサスは調査の意。



## 第2節 農業・漁業の振興

### 第1項 農業の振興

#### 【現状と課題】

江田島市の農業は、果樹、花き、野菜栽培に代表されます。また、一次産品を加工した特産品もあります。

一次産品や特産品は、安全や本物の志向、スローフードの流れの中で、様々な可能性を持っていると共に、6次産業への発展も期待できます。さらに、グリーン・ツーリズムやスローライフの流れの中で、広島市、呉市の近くで営まれている農業の持つ役割が再評価されつつあります。

一方、江田島市の農業を取り巻く環境は、傾斜地が多い営農条件、担い手の減少や高齢化が進んでおり、農家数も平成12(2000)年から平成17(2005)年の5年間で321戸も減少し、1,179戸（農林業センサス）となっています。

こうしたことを背景に、市内の農振農用地の半数以上が耕作放棄地となっているなど、農地の遊休地化・荒廃が進んでおり、産業面だけでなく、防災や景観面などへの影響が懸念されます。

このため、江田島市の農業の実情を踏まえながら、農地利用の集積等農業生産基盤の整備や農地の有効活用、生産性の高い農業の確立、担い手の育成、農業を生かした交流の推進、極めて耕作条件の悪い農地の林地化などに取り組む必要があります。

#### 【基本方針】

##### 1 農業生産基盤・生活環境基盤の整備と農地の有効活用

営農環境や農村生活環境の向上と農地の持つ多面的な機能を維持していくため、農業用水の確保、農道や用水路の整備、農業生産設備の近代化支援などに取り組むとともに、牧畜等を導入した農地の有効活用と荒廃防止等に努めます。

##### 2 生産性の高い農業の確立

農業協同組合等関係機関などとの連携のもとに、営農指導体制の強化を図りながら、都市近郊型農業による産地化を進め、果樹・花き、野菜の生産性の向上、特産品の開発と6次産業の展開などに取り組み、付加価値の高い農業の確立に努めます。

##### 3 農業の担い手の確保・育成と体制づくり

農業の継承と発展に向け、農業後継者の育成や認定農業者制度の活用を進めるとともに、地域営農集団や中核農家の育成、さらには異業種参入も含めた農業生産法人化を誘導します。

##### 4 農業を生かした交流の推進

江田島市における安全・安心で豊かな食文化づくり、農業と漁業、観光との連携などに取り組みながら、農業を生かした都市住民との交流や市民相互の交流・連携に努め、交流人口の増大を目指します。

## 【具体的施策】

### 1 農業生産基盤・生活環境基盤の整備と農地の有効活用

#### (1) 農業生産基盤の整備

##### 農業用水の確保

年間を通じて比較的小雨である気象条件を踏まえながら、かんがい用ダム、ため池、水路の整備・改良を進めます。

##### 農道等の整備

農業の振興と集落等における生活環境の向上を図るため、農道や集落道等の整備を進めます。

##### ほ場整備の推進

島しょ部の実情を踏まえながら、幹線農道の沿線等適地の遊休農地等を利用した生産性の高い農地及び園芸施設の造成を図ります。

##### 農地の保全と防災対策

農地や農家の生命財産の保全を図るため、治山事業や農地及び農家への浸水対策、農地海岸保全施設の整備を進めます。

##### 農業機械・設備の近代化の支援

担い手や中核農家等の農業機械・設備の近代化を支援します。

#### (2) 農地の有効活用と荒廃防止

##### 農地流動化の促進

農地の有効活用や担い手及び中核農家の育成などに向け、農地保有合理化法人及び農業委員会などとの連携を図りながら、利用権設定などによる農地流動化を促進します。

##### 中山間地域等直接支払制度の活用

農地の耕作放棄を防ぎ、農業の振興と農地の持つ多面的な機能の保全のため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農道・水路の維持管理などの取組を促進します。

#### (3) 農地や地域環境の保全

農地の荒廃防止や地域環境の保全を図るため、繁殖牛などの放牧を奨励し、情報提供や啓発等によって、農地の適正な保全管理を促進します。

農道や水路などについては、地域や集落での維持管理を促進します。

農地や農産物等を有害鳥獣から守るため、関係団体等と協力しながら、鳥獣被害対策を進めます。

### 2 生産性の高い農業の確立

#### (1) 評価の高い産地づくり

##### 江田島ブランドの確立

江田島の気候・風土や立地性を生かしながら、果樹や花き、野菜をはじめとした質の高い、安全・安心な農産物の生産を促進し、江田島ブランドの確立に取り組みます。

##### 生産組織・産地づくり

農業従事者の高齢化、後継者不足を踏まえながら、農地の維持・活用と生産性の高い農業の確立を図るため、U・Iターンや新規就労者の受け入れなどを含め生産組織・産地づくりを進めます。

##### 栽培技術等のレベルアップ

農業協同組合等関係機関や高い栽培技術を持った農家などとの連携のもとに、産地づくりに向けた栽培技術等のレベルアップを支援します。

(2) 効率的な農業の展開

省力・低コスト化の促進

農業従事者の高齢化や後継者の少ない状況などを踏まえ、労働の軽減を図りながら、効率的に営農できるよう、農業機械・設備の近代化や生産資材の共同購入の促進など、省力・低コスト化への取組を促進します。

高齢者や女性などが作業可能で、高収益が見込める軽量で付加価値の高い農産物の販売に向けた取組を促進します。

出荷体制の強化

農業協同組合等関係機関などと連携し、共選、共販体制の整備とともに、効率化・低コスト化に向けた出荷体制の強化に努めます。

農産物の安値への対応

野菜等の安値による農家の負担を軽減するため、価額安定のための支援施策を検討します。

(3) 特産品づくりと6次産業の促進

農水産物加工・販売施設の整備と1.5次産品化、6次産業の展開

農水産物の1.5次産品化により、所得の向上と地域コミュニティの育成を図るため、農水産物加工・販売施設の整備を検討します。

高品質の農作物など素材そのものの特産品化と併せて、加工や6次産業化など、知恵と創意に満ちた特産品づくりを支援します。

直売施設の整備

江田島市の特産品などを直接販売し、併せて観光情報や休憩・交流の場の提供なども行う拠点として、特産物直売施設の整備を総合的に検討します。

3 農業の担い手の確保・育成と体制づくり

(1) 農業後継者の確保・育成

後継者同士の親睦と意欲の醸成に努めながら、農業後継者グループの育成に努めます。

若者等が魅力を感じる合理的かつ生産性の高い農業の確立を目指し、消費者ニーズの把握や生産技術の向上、先進例の学習など、研修機会の充実に努めます。

農業後継者の育成のため、農業協同組合等関係機関などとの連携を強化します。

(2) 認定農業者制度の活用

農業の担い手を確保し、安定的な農業を維持していくための認定農業者の育成に取り組みます。

農業協同組合等関係機関などと連携し、認定農業者が農地を借りる場合の利用調整や資金面での支援、指導・研修など、実情に応じた支援を図ります。

ブランド

商標、銘柄。

U・Iターン(UJIターン)

移住の行動パターンを アルファベットの形にたとえたもの。

U：地方出身の都市部の居住者が、出身地に戻り定職に就くこと。

J：地方出身の都市部の居住者が、出身地に近い都市などに移住して定職に就くこと。

I：もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住して定職に就くこと。

1.5次産品化

1次産業と2次産業(工業)が連携し、農水産物等の加工によって付加価値を高めること。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき認定された農業者(認定農業者)で、税制上の特例など様々な支援が行われる。

(3) 中核農家の育成

農業生産基盤の整備や農地の流動化などを進めながら、中核農家の育成に努めます。

(4) 農業生産法人の育成

農業経営の安定化と質的向上、農地の荒廃防止などを図るため、農業生産組織の法人化を促進します。

(5) 営農指導体制の強化

農業協同組合等関係機関などと連携し、江田島市の農業の実情に応じた営農指導体制の強化を図ります。

#### 4 農業を生かした交流の推進

(1) 交流を支える施設や場の整備

市民農園 交流農園など体験・交流施設の整備

遊休化する農地を利活用し、都市農村交流を促進するため、既設の観光農園などとの役割分担と連携を図りながら、市民農園、交流農園の整備を検討します。

市民の憩いの場、交流の場、高齢者の生きがい対策として、花の苗を栽培する「花づくりパーク」等の整備を図るとともに、四季折々に花が咲き誇る環境づくりに努めます。

遊休農地等を活用した景観づくり

遊休農地等を活用し、家畜の放牧等を奨励し、牧歌的修景を行い、地域のイメージアップを図ります。

農地の荒廃防止や遊休農地への花きの植栽、適切な緑の回復などに取り組み、農業景観等の保全・創出に努めます。

(2) 農業を生かしたイベント・交流活動の展開

各種団体等と連携しながら、地域の農水産物、加工品などの販売、情報提供、交流・交歓の場として、定期的な朝市やバザール(イベント)などの開催の促進に努めます。

(3) みんなで育てる豊かな食文化づくり

海と島の豊かな食文化を支える産業振興と地産地消の促進

海と島の豊かな食文化を維持・醸成するため、農業・漁業等を振興し、新鮮で安全な食材などの安定供給と価格の安定に努めます。

生産者と消費者のつながりを強めながら、江田島市で生産・漁獲される安全で新鮮な食材を、都市部などへ供給することと併せて、地域で消費できる仕組みの充実に努め、魅力ある農水産物の情報を発信していきます。

食文化の伝統の継承と創造

生産者や消費者、様々な世代の交流を図りながら、地域の食文化の伝統を継承するとともに、新たな食文化づくりとそのPRに努めます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進

江田島市の農業の特色や資源も生かし、グリーン・ツーリズムを推進します。

(5) 農業等にかかわる情報の受発信

江田島市の農業の特色や特産品、イベント、U・Iターンなどにかかわる情報を、印刷物、インターネット、出身者の協力など多様な手段を通じて発信するとともに、その受信にも努めます。

バザール

商品の売出し市。バザー。

## 第2項 漁業の振興

### 【現状と課題】

江田島市は海に囲まれた島であり、カキの養殖や様々な魚類などが漁獲されています。取り分け「むき身カキ生産量 日本一」を誇るまちであり、冬場だけでなく、夏カキの特産化に向けた取組も進められています。

また、湾や入江の多い海岸線を活用するなどして、世上、美能、畑、柿浦、深江の漁港があり、漁業生産の基地となっています。

漁業も農業と同じように、スローフードの流れの中で、様々な可能性を持っているといえます。さらに、グリーン・ツーリズムやスローライフの流れの中で、漁業の持つ役割が再評価されつつあります。

一方、江田島市の漁業を取り巻く環境をみると、海面漁業(養殖業を除く)の漁獲量の減少、改善すべき海域の水質、担い手の減少や高齢化などの留意点・問題点があります。

このため、江田島市の漁業の実情を踏まえながら、海域環境の再生とつくり育てる漁業の推進、漁業経営の安定化、漁業を生かした交流の推進に取り組む必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 漁場環境の再生とつくり育てる漁業の推進

漁業協同組合等関係機関などとの連携のもと、漁場環境の再生に取り組むとともに、魚礁や築いその設置など漁業生産基盤や漁港の整備、水産種苗の放流による水産資源の維持・増殖などを図り、「つくり育てる漁業」を推進します。

#### 2 漁業経営の安定化

漁業経営の安定化に向け、担い手の育成に取り組むとともに、水産加工施設や保管施設の整備、流通・販売体制の強化などに取り組めます。

#### 3 漁業を生かした交流の推進

江田島市における安全・安心で豊かな食文化づくり、漁業と他の産業との連携などに取り組みながら、観光漁業の推進や漁業を生かした市民相互の交流・連携及び交流人口の増大に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 漁場環境の再生とつくり育てる漁業の推進

##### (1) 漁場環境の改善

##### 海域の浄化

漁業協同組合等関係機関などとの連携のもとに、海底清掃に取り組むとともに、海域の浄化に向けた広域的な取組の展開、公共下水道等の整備を進めます。

産・官・学の連携を図り、江田島湾の生物・生息環境の総合的な把握と底質改善に焦点を当てた科学的調査研究を支援し、環境再生施策への活用を図ります。

##### 築(つき)いそ

定着性の水産動植物(サザエ、アワビ、ウニ、ナマコ、ワカメ等)または広域性回遊を伴わない魚類の増産を図るため、投石、コンクリート面造成等を行う漁場の改良事業。

### 啓発活動の展開

海の環境保全などに関する広報・啓発活動，環境教育を進め，市民等の環境保全に向けた取組を促進します。

#### (2) 漁業生産基盤の整備

##### 魚礁・築いそ等の整備

長期的に安定し生産性の高い漁場づくりを図るため，魚礁や築いそなどの漁業生産基盤の整備を推進します。

天然礁と築いそを有機的に関連づけ，ナマコ等の定着性動物の増産を図ります。

##### 干潟・藻場の造成

水産動物の生育場や漁場として，水産資源の維持・増大と生産性の向上を図るため，干潟や藻場の造成・保全を進めます。

#### (3) 漁港・漁業近代化施設等の整備

##### 漁港の整備

漁港の安全性や利便性，効率性などを高めるため，さらに漁業経営の安定化を図るため，防波堤や護岸，燃料給油施設，漁具倉庫，漁船巻上施設，係留施設などの整備・充実を図ります。

##### カキ作業場等の整備・近代化

食の安全・安心の機運の高まりを踏まえながら，商品の評価を高め，併せてカキ打作業を効率化するため，カキ作業場の衛生的近代化を図ります。

計画的なカキ筏の組立ができるよう，組立作業施設の整備を図ります。

##### 水産加工施設等の整備

水産資源の有効活用と高付加価値化，経営の安定化を図るため，水産加工施設や冷凍冷蔵施設，畜養施設の整備を図ります。

#### (4) 水産廃棄物等処理施設の整備

##### カキ殻一時堆積場の整備

カキ生産から出されるカキ殻を廉価で適正に処理するため，一時堆積場の老朽化に伴う改築を図ります。

##### カキ筏処理施設の整備

カキ筏から発生する竹，発泡スチロール等の処分を効率的に行うため，カキ筏処理施設の整備を図ります。

#### (5) 水産資源の維持・増殖

漁場の特性を踏まえ，ヒラメ，ガザミ，クルマエビ，アサリ，オニオコゼ等の放流を進め，効果的な水産資源の維持・増殖を図ります。

## 2 漁業経営の安定化

#### (1) 担い手の確保・育成

漁業の担い手の確保・育成を図るため，長期的に安定した漁業経営が展開できる基盤づくりを目指します。

#### (2) 漁業経営の安定化の支援

漁業の振興と経営の安定化などのため，各種貸付にかかる利子補給や補助を行います。

#### (3) 特産品づくりの促進

夏カキの特産（ブランド）化として，「江田島産 一粒カキ小町」の養殖や販売に向けた

活動を支援するとともに、「むき身カキ生産量 日本一」の産地として、積極的なPRを進めます。

農水産物加工・販売施設の整備などを通じて、農水産物の1.5次産品化をはじめ、特産品づくりを促進します。

(4) 流通・販売体制の強化

食品の安全・安心と消費者への信頼確保のため、漁業協同組合等関係機関などと連携し、適正な品質表示の徹底及び「むき身カキ生産量 日本一」に対応した、効率的で衛生的な流通・販売体制の強化を促進します。

関係機関や漁業者・商業者などと連携しながら、市民や江田島市を訪れた人々が、江田島市で漁獲・生産された水産物などを、気軽に購入でき、多様な交流が生まれる場と機会の確保に努めます。

### 3 漁業を生かした交流の推進

(1) 観光漁業の推進

観光漁業推進体制の強化

漁業者や関係団体等と連携し、観光漁業を推進するための体制の強化に努めます。

観光漁業の動向や先進地の状況の把握などに努めるとともに、観光漁業に関する研修機会の確保を図ります。

特色ある観光漁業の展開

漁業者と観光・レクリエーションとの調和を図りながら、遊漁船等を利用する釣り客の誘致を促進するとともに、漁業や食の体験機会の拡充に努めます。

伝統漁法の継承とともに、観光漁業や体験学習、文化振興などへの活用に努めます。

(2) 農業・漁業体験学習施設の整備

農業や漁業とふれあい、親しみ、学習する施設の整備を図ります。

(3) 漁業を生かしたイベント・交流活動の展開

各種団体等と連携しながら、カキをはじめ、漁業や水産資源を生かしたイベント・交流活動の展開に努めます。

農水産物、加工品などの販売や交流の場として、定期的な朝市などの開催の促進に努めます。

(4) みんなで育てる豊かな食文化づくり

江田島市で漁獲・養殖される水産物を生かし、伝統的な料理・食の継承や新たな料理づくり、加工品づくりなどを支援します。

(5) グリーン・ツーリズムの推進

江田島市の漁業の特色や資源も生かし、グリーン・ツーリズムを推進します。

(6) 漁業等にかかわる情報の受発信

江田島市の漁業の特色や歴史文化、観光漁業、特産品、イベント、U・Iターンなどにかかわる情報の受発信に取り組めます。

## 第3節 商工業の振興

### 第1項 工業の振興

#### 【現状と課題】

江田島市の工業は、地形や立地などの制約を克服し、あるいはそれを生かしながら、培われてきました。

平成16(2004)年において、年間の製造品出荷額等は約136億円であり、その推移をみると、減少・停滞傾向にあります(工業統計調査)。また、従業者数は979人で、10年前(平成6年：1,320人)と比べると300人以上減少し、1,000人を割り込む状況になっています。

こうした江田島市の工業は、生産面だけでなく、雇用においても、その占める役割は決して小さくはありません。さらに、今後、農業などの6次産業化や特産品づくりを進める上で、工業の持つ技術などは、大きな力となる可能性があります。

このため、企業立地環境などを整備しながら、企業誘致や創業・起業を促進するとともに、経営基盤の強化に向けた支援も検討する必要があります。

#### 【基本方針】

##### 1 企業立地と生産環境の整備

江田島市の活力を生み出し、地域に根づく産業を育てていくため、道路・交通網や情報通信基盤の整備、税制等の支援施策の充実など企業立地環境の向上に取り組むとともに、環境や景観に配慮した工業地の充実・整備や産業活動を促進します。

##### 2 企業誘致や創業・起業の支援

自然環境や生活環境との調和に留意しながら、企業立地環境の整備と併せて、地域に根づく企業の誘致や創業・起業の支援に努めます。

##### 3 経営基盤の強化

商工会等関係機関などと連携しながら、中小企業の経営の安定と高度化を支援するとともに、情報技術の進歩など技術革新や時代の変化への対応を促進します。

#### 【具体的施策】

##### 1 企業立地と生産環境の整備

###### (1) 工業生産活動等を支える基盤づくり

###### 道路・交通網の整備

関係機関などと連携しながら、海上交通の機能及び利便性・快適性の向上、ターミナル機能の強化などに取り組みます。

国道や主要地方道、一般県道の改良を促進するとともに、それらと円滑につながる市道などの整備を進め、海上交通を含めた交通ネットワークの強化を図り、安全で効率的な交通輸送条件の確立に努めます。

###### 情報通信基盤の整備

都市部などとの情報格差を解消し、企業立地環境及び定住条件を向上させるため、情報通



信基盤の整備を進めます。

#### 上下水道の整備

節水型の企業立地を促進する中で、需要に対応できる工業用水の確保と上水道の整備に努めます。

公共用水域の水質保全や生活環境の改善などと併せて、企業立地環境の向上を図るため、公共下水道等の整備を進めます。

#### 企業立地用地の確保の検討

低未利用地の有効活用など、企業立地のための用地の確保を検討します。

### (2) 環境と共生する工業地づくり

生産活動と暮らしや自然環境との調和を図るため、公害防止、災害防止についての指導や情報提供と併せて、工場緑化などを促進します。

環境保全に関する支援制度などの情報提供を図りながら、環境負荷の少ない事業活動やゼロ・エミッション化を促進します。

## 2 企業誘致や創業・起業の支援

### (1) 支援施策の充実

工場等の新設や増設に対する税制や奨励金による支援施策の充実を図るとともに、情報提供などによって利用の促進に努めます。

### (2) 出身者等による産業や施設の立地促進

江田島市出身者やかかわりのある人々との人的ネットワークの形成を図りながら、多様な交流や江田島市への定住促進に努めるとともに、出身者等による企業立地や起業などについても働きかけます。

## 3 経営基盤の強化

### (1) 商工業の支援

#### 関係団体の支援

商工業の振興を図るため、関係団体や商工業者の体制強化、活動に対する補助などの支援に努めます。

#### 商工業等振興資金の補助

中小企業の資金調達が容易になるよう、設備資金の借り入れなどに対する支援に努めます。

#### 地域における創業の支援

商工業振興のため、地域貢献事業の地域重点分野を設定し、商工業者の支援(地域創業助成金)に努めます。

### (2) 安定した経営基盤の確立と生産性の向上

設備の近代化や技術力の向上などによって生産性と品質を高めるため、工場等の新設または増設に対する支援策の活用や、国・県等の融資制度などの活用を促進します。

経営に必要な資金の円滑化によって経営基盤を強化するため、国・県等の制度に関する情報を提供するとともに、それぞれの実情に応じた各種制度の効果的な利用を促進します。

#### ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を、別の産業の再生原料として利用する「廃棄物ゼロ」の生産システム。

(3) 特産品づくりとマイスター制度の検討

経営基盤の強化と江田島市の魅力アップのため、特産品開発の支援や情報発信に努めます。

工業と農業，漁業，商業，観光との連携や6次産業の創出など，知恵と創意に満ちた特産品づくりを促進します。

特産品づくりや生活の知恵などの技術，技能の継承・発展や創造を促進し，併せて市民等のものでづくりへの関心を高めるため，技術者，技能者の認定や育成，人材活用などを進めるマイスター制度の活用を検討します。

(4) 後継者等の育成

長期的に安定した商工業活動を支えるため，商工業の支援に取り組みながら，後継者等の交流や研修機会の確保など，商工業を担う人材の育成に努めます。

マイスター制度

高度なものづくりの技能・技術を持った人(マイスター)の認定制度。ものづくりの技能者・技術者の育成や生涯学習での指導，地場産業のPRなど，多様な活用が考えられる。

## 第2項 商業の振興

### 【現状と課題】

江田島市の商業は、小売業を中心とした構成であり、市民生活や観光客の利便性の確保などに寄与しています。

平成14(2002)年現在、商店数444店、従業者数1,860人、年間商品販売額約254億円となっており、近年の状況を見ると、減少あるいは停滞傾向にあります(商業統計調査)。特に、商店数については、顕著に減少しており、商店街の衰退など市民生活への影響も心配されます。

一方、センターゾーンにおいては、まとまった駐車場を備えた大型の商業施設の集積が進み、商業拠点の形成と買い物の利便性を高めており、道路・歩道等を含めた買い物環境の向上などが期待されます。

このため、商工会などと連携しながら、商業機能の維持・充実や商業と観光との連携など、多面的な視点から商業の振興に取り組む必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 商業機能の維持・充実

利便性の向上や安全・快適な買い物環境の創出に向け、商業・サービス機能の充実に取り組むとともに、商業施設の立地状況など地域の実情を踏まえながら、魅力ある商業集積や商店街の形成に努めます。

#### 2 商業の多様な展開と情報の受発信

商業と観光、地場産業などとの連携を強化し、特産品などの販売を促進するとともに、環境に配慮した取組や情報の受発信機能の強化を支援します。

### 【具体的施策】

#### 1 商業機能の維持・充実

##### (1) 商店街の活性化

市民生活を支え、市民に親しまれる商店街として活性化されるよう、それぞれの商店街の実情を踏まえながら、道路の改良や歩道の整備など、安心して買い物できる環境づくりに努めるとともに、駐車場・駐輪場や休憩の場の確保などを促進します。

##### (2) センターゾーンの商業及び市街地環境の整備・充実

センターゾーンにふさわしい商業及び市街地環境を確保するため、主要地方道江田島大柿線への歩道の設置や拡幅、バリアフリー化など道路の改良を促進するとともに、市道や公園緑地等を含めた市街地整備を検討します。

安全・快適で魅力のある環境を生み出していくため、関係権利者の理解と協力のもとに、壁面の後退や緑化、屋外広告物表示及び掲出の適正な管理に努めます。

#### 2 商業の多様な展開と情報の受発信

##### (1) 地場産業や観光との連携

商業と観光、農業などとの連携を強化し、特産品づくりや情報発信、販路の確保・拡大などを促進します。

観光・交流イベントや朝市、フリーマーケットなどの定期的な開催を促進します。

(2) 環境に配慮した事業展開

ごみの減量化に資するため、関係団体等と連携し、買い物袋持参・過剰包装自粛運動を促進します。

(3) 商業に関する情報等の受発信

パンフレット等の充実やホームページの活用などを通じ、商業に関する地域情報の受発信機能の強化を図ります。

関係団体や商店街、各店舗におけるホームページの開設や魅力づくりなど、情報技術を生かした取組を促進します。

フリーマーケット（flea market）

公園などで、不用品の売買・交換を行う市。環境保護のためのリサイクル運動として行われることが多い。

## 第4節 観光・レクリエーションの振興

### 【現状と課題】

江田島市は、海と島の自然、歴史・文化、農業・漁業など多彩な資源があるとともに、政令指定都市・広島市と特例市・呉市と近接し、観光・レクリエーションのまちとしての恵まれた条件を備えています。

また、潜在化している資源、少し手を加えるだけでもっと活用される資源も多数あるといえます。さらに、農業や漁業のように、スローフードやグリーン・ツーリズムの流れの中で、役割が再評価されるものもあります。

一方、江田島市の入込観光客数をみると、平成16(2004)年現在46.6万人であり、それほど多い数とはいえ、平成11(1999)年以降、入込観光客数は減少・停滞しています(広島県入込観光客の動向)。

このため、地域の特色を生かし、生み出す視点を持って、観光資源の整備・活用とネットワーク化、さらには地域全体を博物館に見立て、資源を丸ごと生かそうとするフィールド・ミュージアムづくり、3F(フルーツ・フラワー・フィッシュ)の島づくりに取り組むことが大切です。また、観光を推進していくためには、市民等の参加のもとに、観光振興体制を強化する必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 地域の特色を生かした観光資源の整備・活用とフィールド・ミュージアムづくり

観光ニーズの多様化、個性化等の時代の潮流に的確に対応しながら、江田島市の自然環境や歴史・文化、農業、漁業などを生かした観光・レクリエーションの場や情報拠点づくり、イベントの開催などに努めるとともに、地域資源などのネットワーク化を図り、江田島市全体を博物館に見立てたフィールド・ミュージアムの構築を目指します。

#### 2 3Fの島づくりとグリーン・ツーリズムの推進

3F(フルーツ・フラワー・フィッシュ)などを生かした特色ある食や特産品づくり、体験機会の確保などに取り組むとともに、農家・漁家などの参加・協力を得ながら、グリーン・ツーリズムの推進に努めます。

#### 3 観光振興体制の強化

観光協会などとの連携を強化しながら、イベントの開催、観光案内やホスピタリティの向上、観光情報の受発信機能の強化など、観光客の受け入れ体制の整備・充実に努めます。

#### フィールド・ミュージアム

野外博物館。地域を博物館と見立てたまちづくり。  
江田島市の自然や歴史文化、観光・レクリエーション施設、景観、産業などの価値や魅力を再発見、再評価しながら、市民や企業等の協力と参加のもと、個々の資源の活用や魅力づくりに取り組むとともに、それらをコースやテーマなどでつなぎ、観光・レクリエーションや体験学習、健康づくりなどの場として多様に活用していくことが考えられる。

#### ホスピタリティ

親切なもてなし。歓待。

## 【具体的施策】

### 1 地域の特徴を生かした観光資源の整備・活用とフィールド・ミュージアムづくり

#### (1) 地域資源 観光資源の再発見と活用

##### 市民と進める地域資源等の再発見

市民参加を進めながら、江田島市の地域資源・観光資源の再発見・再確認を図るとともに、整備・活用について検討します。

##### 「えたじま百選(仮称)」等の設定と活用

「フォトコンテスト」や子どもたちを対象とした「絵画コンクール」の成果などを生かしながら、市民参加で「えたじま百選(仮称)」などの選定と活用に努めます。

#### (2) 観光資源の整備 拡充と活用

##### 観光資源の整備

観光を通じた交流人口の増加と、市民や観光客のレクリエーションの場などの充実を図るため、砲台山や古鷹山、野登呂山の緑、眺望、歴史及び海や海辺の環境を生かした魅力づくりを検討します。

##### 地域資源 観光資源のブラッシュアップ

地域資源・観光資源をより生かしていくため、市民のアイデアなどを取り入れながら、現在ある自然資源や歴史・文化資源、観光交流施設、イベントなどのブラッシュアップを進めます。

公園やスポーツ・レクリエーション施設については、市民の利用を進めるとともに、一部は観光振興にも役立てていきます。

#### (3) 農業や漁業などの産業の活用と体験型・滞在型観光の振興

##### 農業公園や市民農園等の整備

農業を生かした観光・交流を進めるため、農業公園や市民農園等の整備を検討します。

関係機関と連携しながら、観光農園などの取組を支援します。

##### 滞在型観光客の誘致

関係機関や農家、漁家等との連携のもとに、島の自然を生かした農業体験、漁業体験のできる体験型観光の場と機会の拡充に取り組みながら、ロングステイ型観光など滞在型観光客の誘致に努めます。

##### 産業と観光の連携

農水産物の直売やものづくりの体験型観光の展開など、農業や漁業などと観光の連携を促進します。

#### (4) イベント等の開催

既存のイベントの内容や体制などを再検討しながら、より魅力のあるイベント開催につながるよう支援します。

関係団体などと連携しながら、新たなイベント開催について検討します。

地域の伝統行事などの活発化や継承とともに、観光資源としての活用に努めます。

#### (5) 観光資源等のネットワークの形成

##### 観光・レクリエーションにも資する道路等の整備

観光資源等をつなぐ道路や駐車場などの整備を進めます。

古鷹山、砲台山、野登呂山、真道山などにつながる林道については、防火帯や緊急避難路等防災対策用としての機能に加え、観光林道としての活用を進めるため、整備・充実を図ります。

ブラッシュアップ  
みがきをかけること。  
ロングステイ  
長期滞在。

## 遊歩道や登山道などの整備・充実

安全・快適に観光・レクリエーションを楽しめるよう、高齢者等に配慮しながら、遊歩道や登山道などの整備を進めます。

## サイクリングに親しめる環境づくり

主要な観光資源などをつなぐサイクリングコースを設定するとともに、サイクリングロードの整備を図り、安全で快適な環境づくりを進めます。

## 休憩施設や案内板等の計画的な整備・充実

主要な観光施設などでは、観光案内機能の整備・充実に努めるとともに、観光ルートの主要なポイントなどにおいて、分かりやすく魅力的な案内板等の整備・充実を図ります。

案内板等の整備においては、国際化への対応に努めます。

使いやすく快適な公衆トイレや休憩の場、ポケットパーク、ベンチなどの計画的な整備・充実を図ります。

## 魅力ある観光コースの設定

それぞれの観光資源などの“個”の魅力に加え、それらがつながった“群”の魅力も創出するため、訪れた人の目的や時間、年齢などに応じて選択できる観光ルートを設定します。

広島市、呉市、廿日市市(宮島)などと連携し、広域的な観光ネットワークづくりに取り組みます。

## 四季を通じた観光地づくり

四季の自然や景観、伝統行事やイベントなど、ソフト・ハードを組み合わせながら、四季を通じて楽しめる観光地づくりを進めます。

## (6) フィールド・ミュージアムの構築を目指す体制づくり

市民や企業等の協力と参加のもと、フィールド・ミュージアムの構築を目指す体制づくりを図ります。

フィールド・ミュージアムを、グリーン・ツーリズムを進める資源としても活用を図るとともに、両者の推進体制の連携を図ります。

## 2 3Fの島づくりとグリーン・ツーリズムの推進

## (1) 3Fの島づくり

## 3Fを生かした特産品づくり

フルーツ・フラワー・フィッシュそのものを、質の高い特産品にしていくとともに、それらを加工した特産品づくりを促進します。

## 3Fの体験型観光の展開

農業や漁業、それぞれにおいて体験型観光を進めるとともに、それらをつないだ魅力づくりに取り組みます。

## 3Fの食づくり

関係団体や地域のグループなどとの連携を図りながら、フルーツ・フィッシュをはじめ地域の食材を生かした食づくりや、地域の食文化を生かした食の体験機会の確保に努めます。

食材用の花の栽培を促進するとともに、食づくりの中で、食材としてや料理の美しさを醸し出す要素としての、花の活用を進めます。

## (2) グリーン・ツーリズムの推進

江田島市の魅力や資源を把握・再認識するとともに、「誰に」「何を」「どのように」提供するかを明確にするための計画の策定を図ります。

グリーン・ツーリズムを推進するため、各種団体や宿泊施設、農家、漁家、飲食店、小売店などが連携した体制やルールづくり、案内や情報提供機能の強化に努めます。

海と島の生活文化や自然を生かした農業・漁業の体験など、都市住民との交流を図る観光メニューの開発に努めます。

### 3 観光振興体制の強化

#### (1) 地域ぐるみの観光の推進

##### 観光協会の育成 強化と市民参加の促進

観光協会の育成・強化や活動に対する補助等の支援に努めるとともに、行政と市民・民間との連携によって、地域ぐるみで観光振興に取り組みます。

市民の観光に対する関心を高めながら、観光イベントなどへの参加を促進します。

##### 観光ボランティアの養成とてなし文化の創造

郷土の歴史・文化やコミュニケーションなどに詳しい人の協力を得ながら、市民の主体的な参加による観光ボランティアの養成に努めます。

子どもたちを含め市民一人ひとりが、主体的に江田島市を紹介したり、知人にパンフレット等を配布したりする「小さな観光大使(仮称)」の取組を進めます。

市民一人ひとりのホスピタリティの向上や、誰もが基本的な地域の紹介や観光案内ができるようにする取組などを通じて、もてなし文化の創造を図ります。

#### (2) 観光情報等の受発信の充実

観光協会との連携のもとに、インターネットなども含め様々な情報媒体の活用を図りながら、観光PRを進めます。

パンフレット等の充実やインターネットの活用などを通じ、観光などの地域情報の受発信機能の強化を図ります。

国際化に対応した情報の提供や受発信を検討します。

#### (3) 受け入れ体制の整備・充実

##### 情報機能等の整備 充実

主要な観光施設や交通ターミナルなどにおいて、観光をはじめ地域情報の提供機能を高めます。

インターネットや携帯電話を活用した情報の提供などについて検討します。

##### 交通サービス機能の充実

観光振興の観点からも、海上交通やバス交通の利便性の向上に努めます。

民間との連携を図りながら、駐車場の適正配置などに努めます。

##### 宿泊サービス機能の充実

江田島市の観光を取り巻く状況や観光ニーズなどを踏まえながら、宿泊サービス機能の維持・充実に努めるとともに、広域的な連携の中で役割分担しながら、宿泊機能の充実・強化について検討します。

#### (4) 滞在型観光や交流人口の増大に向けた総合的な取組の展開

個々の観光資源の魅力づくりとネットワーク化、体験型観光の振興、宿泊の場の確保など、総合的な観光振興に取り組み、滞在型観光や交流人口の増大を目指します。

#### ポケットパーク

小さな公園・広場。小さくても魅力のある(役に立つ)公園・広場。



## 第5節 U・ターンと交流の促進

### 【現状と課題】

江田島市の人口は、平成17(2005)年現在29,939人(国勢調査)となり、3万人を割り込み、昭和22(1947)年のピーク時の人口63,560人と比べると、半数を大きく下回っています。

また、少子高齢化の傾向は、国や広島県平均を超えて進んでおり、過疎化と併せて地域の活力の低下、農業や漁業の担い手の減少などが懸念され、コミュニティの形成などにも影響してくると考えられます。

一方、江田島市の現状や特色をみると、政令指定都市・広島市と特例市・呉市と近接していること、海と島の豊かな自然、穏やかな気候、安全で新鮮な食材の供給など、定住を促進する条件が数多くあります。加えて、スローライフやセカンドライフ、田舎暮らしの流れの中で、U・Iターン等を促進する資源・素地もあります。

このため、U・Iターンを促進するとともに、地域の魅力づくりや交流人口の拡大、交通や生活環境の整備、福祉、子育てなどを含めた総合的な具体的施策が求められます。さらに、江田島市の魅力や住みよさを分かりやすく伝えアピールすることや、定住・交流対策に取り組む体制づくりなどが求められます。

### 【基本方針】

#### 1 U・ターン等の支援

U・Iターン等を促進するため、江田島市での産業体験・生活体験機会の確保等の交流、就労や住まいづくりの支援に努めるとともに、定住対策の体制強化を図ります。

#### 2 地域の魅力づくりと交流人口の増大

U・Iターン等につながることも意図しながら、交流人口の拡大を目指し、フィールド・ミュージアムやグリーン・ツーリズム、3Fの島づくりを柱に、地域の魅力づくりに取り組みます。

#### 3 U・ターン等定住対策の総合的な施策展開

U・Iターン等定住対策は多分野に及ぶことから、関係機関などと連携しながら、交通や生活環境、福祉などを含めた総合的な施策の展開を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 U・ターン等の支援

##### (1) 体験機会の確保と新規就労の支援

U・Iターンや二地域居住などを希望する人に対し、江田島市での産業体験・生活体験の機会の確保や江田島市民との交流促進に努めます。

農業・漁業への就労を希望する人に対し、農業や漁業の体験、研修機会の確保など、新規就労に向けた支援を図ります。

#### セカンドライフ

第二の人生。定年後の人生。

#### 二地域居住

都市住民等が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の他の地域において、中長期(1~3ヶ月程度)、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の居住に加え複数の生活拠点を持つこと。

(2) 住まいづくりの支援

空き家バンクの創設

江田島市における住まいを確保するため、空き家や土地に関する情報を集めた空き家バンクを創設し、その有効活用を図ります。

市営住宅の整備・活用

市営住宅の建替えなどにおいては、保育と連携させた子育て支援市営住宅の整備などを行うとともに、U・Iターン等の促進も意識しながら、住んでみたい・住み続けたいと思える魅力の創出に努めます。

住宅整備の支援

関係機関と連携しながら、住宅整備にかかわる融資などの情報提供に努めます。

U・Iターン等の促進を図るため、住宅整備の支援策を検討します。

(3) SOHO等の居住・就労環境の確保・充実

情報技術を活用した技術者、芸術家、工芸家、デザイン関係者などが、江田島市に魅力を感じ、就業できる環境を確保するため、低未利用地や空き家の活用などを検討しながら、小規模な事務所・作業所・アトリエや自宅兼事務所等の確保などに努めます。

関係機関などと連携しながら、情報通信基盤の整備・充実に努めます。

(4) U・Iターン等定住対策の体制づくり

定住対策の体制強化

U・Iターンをはじめとした定住対策を中心的に推進する体制の強化を図るための、組織体制を構築します。

U・Iターン等の問い合わせ・定住相談への対応

定住情報を広く発信しながら、U・Iターン等を希望する人の問い合わせ・相談に的確に対応できるよう、職員の養成と関係部署等とのネットワークの強化に努めます。

2 地域の魅力づくりと交流人口の増大

(1) フィールド・ミュージアムとグリーン・ツーリズム、3Fの島づくりの推進

交流人口の拡大、さらには定住促進の資源・魅力としても生かすことを目指し、フィールド・ミュージアムとグリーン・ツーリズム及び3Fの島づくりを連携させながら、推進していきます。

(2) 定住情報や地域の魅力等の受発信

インターネットなども含め、様々な情報媒体の活用を進めながら、定住情報や観光、交流活動等の情報を、分かりやすく発信します。

U・Iターン等の問い合わせや相談などへの的確な対応を図ります。

3 U・Iターン等定住対策の総合的な施策展開

(1) 総合的な定住条件の向上

U・Iターン等を促進する観点も踏まえながら、道路・交通や上下水道、保健・医療、子育てや高齢者福祉、学校教育、安全・安心等に関する施策を総合的かつ効果的に進め、江田島市の定住条件の向上を目指します。

(2) 広域的な定住対策の取組展開

広島県や広島市、呉市などと連携しながら、U・Iターン等にかかわる情報の受発信を進めるとともに、定住対策や交流人口の増大に向けた取組を検討します。

## 第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

### 第1節 保健・医療・福祉サービスの総合的な提供

#### 【現状と課題】

近年、核家族化、少子高齢化の進行、介護保険制度の導入等により、保健・医療・福祉施策に対するニーズは多様化・複雑化・高度化しています。

特に、国の社会福祉基礎構造改革により、行政が福祉サービスの内容を決定するこれまでの措置制度から、利用者が自らサービスを選択する制度へと大きく仕組みが変わったため、個々の利用者の希望やそれぞれの置かれた身体的・家庭的条件に、きめ細かく対応できる多様な施策が求められています。

また、保健・医療については、これまでの治療重視の医療から予防重視への転換が求められ、なかでも生活習慣病の予防が重要とされています。

これらの変化に対応した適切な施策を推進するためには、市民ニーズを的確につかみ、提供サービス内容の向上を図り、十分なサービス量を確保する必要がありますが、市が提供するサービスだけでは市民ニーズに十分応えることができません。

このため、社会福祉協議会、医師会などと協力しながら、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制を強化するとともに、市民の自主的活動の支援や福祉を担う人材の確保・養成も求められます。

#### 【基本方針】

##### 1 総合的なサービス提供体制の充実

市民ニーズに対応しながら、保健・医療・福祉サービスを充実させていくため、地域における連携・協力体制を強化し、総合的なサービスの提供を図ります。

##### 2 担い手の確保・養成

保健・医療・福祉の総合的なサービスを確保するため、関係機関と連携し、保健師等の専門的な人材の確保及び研修機会の充実などに努めるとともに、市民の主体的な参加を促進しながら、これらを担うボランティアの確保・養成に努めます。

#### 【具体的施策】

##### 1 総合的なサービス提供体制の充実

###### (1) 保健・医療・福祉の連携による地域ケア体制の整備

誰もがいきいきと住み慣れた地域で暮らせるよう、関係機関と連携して、江田島市における保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の強化に努めます。

保健・医療・福祉に対する市民の理解や支援を高めるため、体験や交流機会の拡充、各種団体等の連携による福祉活動の促進などに取り組みます。

地域ケアの基本であり、生活の基盤である家庭におけるケアの充実、支援に努めます。

###### (2) 情報提供と相談体制の強化

保健・医療・福祉にかかわる総合的な相談窓口や地域における出張相談など、相談体制の充実を図るとともに、広報やインターネットなどを活用しながら、分かりやすく市民に情報を提供します。

## 2 担い手の確保・養成

### (1) 介護保険制度に対応したマンパワーの確保・養成

介護支援専門員(ケアマネジャー)や社会福祉士などの人材を確保するとともに、研修や交流機会を充実し、知識や技術の向上と均質化を図ります。

### (2) 健康づくりを支えるマンパワーの確保・養成

市民の健康づくりを進めるため、保健師等の専門的な人材の確保を図るとともに、研修機会などの充実に努めます。

### (3) 福祉マンパワーの確保・養成

社会福祉協議会と連携しながら、市民の主体的な福祉活動、ボランティア活動の支援を図るとともに、ホームヘルパーや手話通訳者など福祉の担い手の確保・養成に努めます。

#### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員は、介護保険制度を支える柱といえる介護サービスのコーディネーター。具体的には、介護保険利用者などからの相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう、市区町村や介護保険施設、居宅サービス事業者などとの調整や、ケアプランの作成などを行う。

#### ホームヘルパー

要支援及び要介護者、高齢者、心身障害者(児)の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の保護、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物、関連機関等との連絡、生活・身上・介護に関する相談・助言を業務とする職種。

## 第2節 健康づくりの推進

### 【現状と課題】

少子高齢社会の進行や疾病構造の変化などを踏まえ、国は、21世紀において日本に住む一人ひとりの健康を実現するため、自らの健康感に基づく様々な取組を社会全体が支援し、健康を実現することを理念とした健康づくり運動「健康日本21」を進めています。

これは、健康に向けた十分な情報提供を行い、自己の選択に基づいた生活習慣の改善や健康づくりに必要な環境整備を進め、社会や自己の実現を踏まえた上で、一人ひとりが豊かで満足できる人生を全うできる社会の実現を目指すものです。

一人ひとりの健康を保持・増進する基本は、「自分たちの健康は自分たちでつくる」という意識と実践であり、生涯を通じて健康づくりの取組を行えるようにすることも大切です。

江田島市においても、あらゆる機会を通じて健康意識の啓発に努めるとともに、母子保健や老人保健事業等を通じて市民の健康づくりを推進しています。

次に、医療についてみると、江田島市には病院、診療所、歯科診療所も多数ありますが、産科などの診療科目がなく、それらについては呉市、広島市などに依存しています。

休日・夜間医療や救急医療については、関係機関と連携し、体制を確保していますが、島しょ部としての制約もあります。

このため、市民ニーズを踏まえながら、関係機関と連携し、保健・医療のサービス提供体制を可能な範囲で機能強化するとともに、市民の実効性のある協力を得ながら救急医療などの充実に努めます。

### 【基本方針】

#### 1 市民の健康づくり意識の高揚と活動支援

市民の健康づくりに対する意識の高揚と日常生活における器具等を使用しない健康づくりの実践を促進するため、健康づくりや疾病予防に関する情報の提供、普及啓発活動の推進、相談・指導体制の充実、健康増進施設等を必要とする人への対応などを検討します。

#### 2 生涯にわたる健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康の保持・増進から疾病の予防、早期発見、歯科保健対策、感染症対策、心の健康づくりなど、個々の状況に応じた保健サービスの提供を図ります。

#### 3 医療サービスの充実

市民が適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関などとの連携を図りながら、プライマリ・ケアの定着を促進するとともに、休日・夜間の医療の充実、広域的な連携による救急医療などに取り組みます。

#### プライマリ・ケア

地域に根ざした包括的かつ継続的な医療。保健・医療・福祉の連携を図りながら、疾患の治療だけでなく、予防活動にも重点を置く。診療所など住民に身近な医療機関が行う健康相談や診療等の「日常的な保健・医療サービス」のこと。

## 【具体的施策】

### 1 市民の健康づくり意識の高揚と活動支援

#### (1) 健康づくり推進協議会の設置

市民の健康づくり、体力づくり、生きがいを推進する「健康づくり推進協議会」を設置します。

#### (2) 「健康江田島21(仮称)」の策定

市民の健康づくりの基本計画として「健康江田島21(仮称)」を策定し、江田島市らしい健康づくり施策を推進します。

#### (3) 健康づくりの意識啓発

健康づくりに関するイベントの開催や健康教育、健康相談、各種情報の提供を進め、疾病の予防や健康の保持増進、メタボリックシンドローム、エイズ等の感染症などについての正しい知識の普及啓発に努めます。

#### (4) 健康づくり活動を促進する相談・指導體制の充実

保健・医療・福祉及び生涯学習(スポーツ・レクリエーション)などとの連携のもとに、市民の健康づくり活動を支援するための相談・指導體制の充実を図ります。

#### (5) 市民の自主的な健康づくり活動の促進

市民がスポーツ・レクリエーション活動などを通じ、楽しみながら健康づくりができるよう、多様な活動機会や情報の提供、スポーツグループや指導者の確保・養成に努めます。

#### (6) 保健センターの効率的な管理運営と有効活用

保健センターの管理運営を円滑に進めながら、施設の有効活用を図ります。

#### (7) 市民健康福祉センターの整備

市民の健康増進機能の確保と都市との交流促進を目指し、江田島市の特色と資源を活用した健康増進施設の整備を検討します。

老人福祉センター等と連携した、健康づくりの場の充実・強化について検討します。

### 2 生涯にわたる健康づくりの推進

#### (1) 母子保健の充実

##### 健康相談や健康教育等の充実

生涯を通じての健康づくりの出発点である乳幼児や妊産婦の健康を守るため、健康相談や健康教育等の充実を図ります。

##### 母子保健推進員や子育てサポーターの確保・養成

母子保健事業の充実と地域における育児支援を行うため、母子保健推進員の確保と養成に努めます。

母子保健推進員の活動などとの連携を図りながら、子育てサポーターの養成に努め、子育てを支えるボランティア活動の支援を行います。

#### メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。メタボリックとは、「物質交代(代謝)」、シンドロームとは「症候群」の意味。

#### エイズ

エイズウイルス(HIV)により感染して起こる疾患。後天性免疫不全症候群。

## 健康診査の充実

心身の機能障害や発達障害等のある乳幼児を早期に発見し、早期に医療や療育を受けるよう支援するとともに、障害やその進行を未然に防止するよう、3～5か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を行います。また、5歳児健診の実施も視野に入れ検討します。

乳児(1歳未満)が広島県内の医療機関で健康診査を受診できるよう、受診券を交付します。

## 乳幼児の健康管理の充実

乳幼児の健康づくりを支援するため、各種健康診査結果の適切な管理を行い、継続性のある保健指導やフォロー体制の充実を図ります。

誤飲や乳幼児突然死症候群(SIDS)などの防止のため、子どもの事故防止に関する知識の普及と意識啓発に取り組みます。

## 発達障害児の支援

乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診等で発達障害を早期に発見し、困り感と本人・周囲の人々がうまく付き合えるよう取り組みます。

保健師・保育士・臨床心理士等が連携し、対象児の生活や遊びの場にかかわることにより、発達の特徴をつかみ、本人・周囲の人々が助け合い、補い合って、うまく付き合えるよう取り組みます。

## 健やかな出産のための保健の充実

母子ともに安心した出産ができるよう、妊婦を対象とした健康診査の受診を勧奨し、母体の健康管理を支援します。

妊産婦への的確な情報提供や個別相談の充実を図ります。

## (2) 老成人保健の充実

## 健康教育・健康相談・健康診査等の充実

新介護予防に対応しながら、一般高齢者の健康づくりを進めるため、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の充実を図ります。

## 生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームの早期発見・早期治療と要指導者に対する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を目指し、集団方式と個別方式を併用しながら、基本健診及び肝炎ウイルス検査・肺がん(結核)検診・胃がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診などの実施とその充実を図ります。

アスベスト健康被害対策として、肺がん検診時に検診を実施します。

## (3) 食の豊かさづくり

## 食生活改善推進員活動の促進

乳幼児から老成人まで、生活習慣病予防や食育に関する正しい知識を普及・実践することを目標に、管理栄養士・保健師との連携を図りながら、食生活改善推進員の活動を促進します。

## 食生活改善推進員の養成

食生活改善推進員の知識・技術を向上させ、新たな推進員の確保を図るため、養成講座を実施します。

## 生活習慣病

日ごろの生活習慣が病気発生に密接に関係している、がん、メタボリックシンドロームなどの病気。

## アスベスト

石綿。空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に中皮腫などの病気を引き起こす確率が高い。

### 食育の推進

幼い頃から望ましい生活習慣を確立していくため、適切な食事のとり方や食習慣の定着を図るための啓発活動を進めます。

「食」を通じた豊かな人間性や家族関係の形成の必要性を踏まえ、多くの機会をとらえながら、食育を推進します。

地産地消の視点などを取り入れながら、安全で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供に努めます。

#### (4) エイズ 結核等感染症対策の充実

##### 感染症に対する意識啓発

結核やエイズなどの感染症に対する正しい知識・理解が得られるよう、医療機関と連携し、様々な機会を通じて情報提供や意識啓発を図ります。

##### 定期予防接種の実施

医療機関と連携しながら、乳幼児、学童を対象とした予防接種や高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施します。

##### 結核の予防

結核を予防するため、乳児の結核予防接種及び高齢者の結核検診を実施します。

#### (5) 歯科保健の充実

生涯の各時期に応じた歯科保健教育の実施や歯の健康づくり活動の促進など、歯科保健の充実を図るとともに、歯科医療の確保・充実に努めます。

#### (6) 食品衛生対策の充実

関係機関と連携し、食品衛生に関する意識啓発を図るとともに、事業者の衛生管理体制の強化を促進します。

### 3 医療サービスの充実

#### (1) 地域医療の充実とプライマリ・ケアの定着

乳幼児期から高齢期にいたるまで、適切な医療サービスが受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療の充実に努めます。

医療機関相互の適正な役割分担と連携を促進しながら、「かかりつけ医」についての普及・啓発を図り、初期医療・包括医療の定着化に努めます。

関係機関との連携を図りながら、市民が身近で医療サービスを受けられ、治療だけでなく、予防やリハビリテーション・療養についても的確な指導が得られるよう働きかけます。

#### (2) 休日・夜間医療、救急医療等の確保・充実

休日・祝日の医療不安を解消するために、佐伯地区医師会・安芸地区医師会の協力を得ながら、在宅当番医制方式による医療の確保を図るとともに、夜間医療について検討します。

関係機関との連携のもとに、江田島市内における初期救急医療の充実を図るとともに、病院群輪番制方式による第二次救急医療の確保など救急医療体制の強化に努めます。

市内医療機関や第二次救急医療機関との連携強化などに取り組みながら、小児医療・小児救急医療体制の充実を働きかけます。

#### 第二次救急医療

入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療であり、広島県では二次救急医療体制を整備する圏域として、14の救急医療圏を設定している。そのうち江田島市は、呉地区に入っている。



(3) 国民健康保険事業の適切な運営

医療費分析を踏まえた保健事業を積極的に実施しながら、国民健康保険事業の適切な運営に努めます。

(4) 医療費等の支援

老人・重度心身障害者・乳幼児・ひとり親家庭等医療費を該当者に助成します。

重度心身障害者・乳幼児・ひとり親家庭等医療費受給者が長期入院した場合、療養援護金を支給することにより、療養生活の安定と福祉の増進を図ります。

(5) 献血思想の普及・啓発

献血思想の普及・啓発に努め、献血制度の適正な運営を支援します。

## 第3節 安心して暮らせる豊かな高齢社会の形成

### 【現状と課題】

我が国の高齢化の動向をみると、平成17(2005)年には高齢化率(65歳以上が全人口に占める割合)20.1%に達しています。さらに、少子化が進んでいることから、今後も高齢化率が高まることが予測され、特に“団塊の世代(戦後ベビーブーマー：昭和22(1947)年～昭和24(1949)年生まれ)”が高齢期を迎えると、それがより顕著となり、近い将来、4人に1人が高齢者という時代も到来することになります。

江田島市においては、国、県の状況を上回って高齢化が進んでおり、平成17(2005)年の高齢化率は31.7%と、すでに市民の3人に1人近くが高齢者という状況になっています。

こうした中、高齢社会対策基本法が平成7(1995)年11月に成立し、介護保険制度が平成12(2000)年4月から導入されるなど、高齢社会への対応が重要課題の一つとなり、高齢者福祉や年金、医療保険などの見直しも進んでいます。

このため、高齢者の健康づくりを促進しつつ、介護保険制度の適正かつ効率的な運用を図るとともに、高齢者が輝き、安心して暮らせる豊かな地域を築いていくことが重要です。

### 【基本方針】

#### 1 要介護高齢者等への総合的なサービス提供

高齢者が、安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら、介護保険制度を円滑に運営し、サービス基盤の整備やサービスの質的な向上を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、総合的なサービスの提供及び介護予防事業等を進めます。

#### 2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり

高齢者が生きがいを持って、いきいきと暮らせるよう、地域ケア体制の整備や健康づくりの推進と併せて、高齢者福祉サービスや生きがいづくり対策などの充実に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 要介護高齢者等への総合的なサービス提供

##### (1) 地域支援事業の推進

要支援・要介護状態になることの防止を目指し、介護予防特定高齢者施策や介護予防一般高齢者施策、介護予防事業のマネジメントや本人・家族からの相談、権利擁護などの包括的支援事業、家族介護への支援などの任意事業に取り組みます。

##### (2) 介護予防の推進

###### 地域包括支援センターの運営

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等を配置した地域包括支援センターを核とし、地域支援事業における介護予防マネジメントや包括的・継続的マネジメントなどの展開を図ります。

#### マネジメント

経営、管理、監督。介護予防マネジメントは、介護予防のための健康管理を指す。

老人介護支援センターの運営

全体の介護予防推進体制の強化のため、地域包括支援センターの地域における窓口として、老人介護支援センターを、運営します。

(3) 在宅サービスの充実

居宅サービスの充実

居宅サービス利用者数の推計を踏まえ、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護、福祉用具貸与などの居宅サービスの適切な実施を図ります。

地域密着型サービスの推進

要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、事業者との連携のもとに、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)のサービスの提供を図ります。

住宅改修の支援

日常生活を送る上で支障のある住宅構造の改修を促進するため、認定者に対し改修に必要な費用の一部を給付します。

居宅介護支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)による介護サービス計画(ケアプラン)が、利用者の心身の状態に即した計画となるよう、事業者に対し必要な助言・指導を行います。

(4) 施設サービスの充実

在宅でのサービスの充実を図りながら、重度の要介護者を中心に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設、療養型医療施設への適切な入所促進と、施設サービスの充実に努めます。

(5) 介護保険の円滑な運営

介護保険事業計画等の進行管理

介護保険制度を適切に運営していくため、「介護保険事業計画」等の進捗状況を把握し、給付動向等を分析します。

要支援・要介護の適正な認定

居宅介護支援事業者に対する指導、認定調査員への調査実務に対する研修を強化し、要支援・要介護認定の資質のさらなる向上に努めます。

公正かつ統一性のある審査判定のため、介護認定審査会の審査能力の向上と認識の共通化を図りながら、定期的に審査会を開催します。

広報や相談窓口の充実

介護保険制度に対する市民の理解や知識を高めるため、広報活動を展開します。

介護認定に関する相談や不服申立てなどに的確に対応できるよう、総合相談窓口の強化を図ります。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関。介護保険法(平成18年4月改正後)において、「保険給付(予防給付)のうち、介護予防支援」「地域支援事業のうち、包括的支援事業」を各日常生活圏域において、独占的に行う機関。

グループホーム

専任のスタッフにより、食事の提供や相談などの日常生活の援助を受けながら、少人数の障害者や認知症高齢者が共同生活を行う住居。

## 2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり

### (1) 保健・福祉サービスの充実

#### 保健・福祉サービスを支える体制の強化

在宅サービス従事者等の人材の確保や研修機会の拡充を図ります。

在宅福祉サービス事業者の連携を強化しながら、より高度なサービス供給体制の構築を図ります。

保健・福祉サービスを支えるNPOやボランティアの支援を進め、事業者と連携しながら、きめ細かなサービスの提供に努めます。

保健・福祉サービスの必要な人に、速やかに適正なサービスを提供するため、行政・事業者・NPO・ボランティア等の地域ネットワークを強化し、最新情報の共有、連絡・調整、利用者への情報提供などを進めます。

#### 健康教育・健康相談・健康診査等の充実

高齢者の健康管理や健康増進などを支えるため、健康教育や健康相談、健康診査等の充実に努めます。

### (2) 高齢者福祉サービスの充実

#### 施設サービスの充実

自立支援型グループホームやケアハウスなどの事業者との連携を図りながら、施設サービスの充実に努めます。

#### 老人福祉センター等の有効活用

老人福祉センターや各地域の老人集会所を活用し、高齢者の生きがい活動や社会参加意欲の向上に努めます。

#### 老人介護支援センターの運営

老人介護支援センターについては、地域包括支援センターと連携しながら、地域における窓口としての運営を図ります。

#### 高齢者の生活支援

高齢者の実情に応じながら、軽度生活援助事業や、緊急通報システム事業、「食」の自立支援事業、日常生活用具給付・貸与事業、家族介護支援事業などに取り組みます。

### (3) 一人暮らし高齢者及び認知症高齢者対策の充実

#### 一人暮らし高齢者対策

老人保健・高齢者福祉サービスによる一人暮らし高齢者支援施策の充実に努めるとともに、地域におけるボランティア活動などと連携しながら、日常的に地域で見守る仕組みの構築に努めます。

#### 認知症高齢者対策

認知症の予防や早期発見、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)のサービスの質的向上など、予防からケア、介護、権利擁護まで幅広い対策に努めます。

#### ケアハウス

軽費老人ホームの一種。60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や、高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助が困難な人が利用できる施設。

(4) 生きがいつくり対策の充実

高齢者の交流と社会参加の拡充

高齢者の孤立防止と心身の健康保持のため、地域社会において高齢者が交流する機会を拡充し、高齢者一人ひとりの知識や経験、能力に応じた活動への参加を促進します。

老人クラブ活動の支援

高齢者自らが企画立案し、主体的に行動できるリーダーの育成や組織化の支援などに取り組みます。

子どもとの交流など、世代間交流を促進します。

高齢者の就労対策の充実

高齢者の能力を活用した就労機会の確保・拡充を図るため、シルバー人材センターの運営支援などに努めます。

生涯学習・生涯スポーツ活動の促進

高齢者の学習意欲や運動意欲を高めるため、身近で気軽な学習や運動の場と機会の確保・充実を図ります。

高齢者の知識や経験を、若い世代に伝える機会の確保を図ります。

## 第4節 子育て環境の充実

### 【現状と課題】

時代環境がめまぐるしく変化し、少子化が一段と進行する今日にあって、子育て家庭が抱える問題やニーズは多様化の傾向を強めており、子どもの健全育成をめぐる課題も多様化しています。

子育ての一義的な責任は、それぞれの家庭(保護者)が負うものですが、家庭の子育て力や地域の扶助機能が低下している状況では、子育てを家庭だけの問題とするのではなく、市民一人ひとりが共通の課題として認識し、相互に協力しながら子育て家庭を支援し、子どもの健全な育成と大人への自立に積極的にかかわっていくことが不可欠となっています。

江田島市の就学前児童のいる家庭においては、その多くが「子どものしつけ」、「子育てにかかる経済的な負担」、「社会環境が悪くなっていること」など、様々な面で悩みや不安を持っているという結果が出ています(平成15年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査)。

このため、地域が本来もちあわせていた子育て支援機能を今日の課題に併せて再構築し、世代を超えて子どもを見守り、子育て家庭を支える環境を地域一体となって創り出していく必要があります。

また、少子化の進行や社会環境の変化の中で、子ども自身が主体的に生きる力や社会性を身につけ、人間性豊かでたくましい次代の担い手として自立していくことが求められており、「子どもの利益が最大限に尊重される」ことを基本に、子どもの健全育成と大人への自立を地域として支えあう環境づくりが課題となっています。

さらに、子どもの虐待や子どもが犯罪に巻き込まれるケースなどが多発しており、子どもの安全を守り、安心して過ごせる社会環境づくりが求められています。

### 【基本方針】

#### 1 子どもの健やかな成長と自立を応援するまちづくり

子どもが健やかに成長し、生きる力をはぐくんでいけるよう、福祉・保健・教育などの施策の連携を図り、地域の資源や子育て力を生かしながら、社会性を備えた大人へと自立していく環境づくりを進めます。

#### 2 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

子育て家庭を支援していくため、公的サービスと市民による支えあい活動を組み合わせ、地域における子育て機能の再構築に取り組み、子どもを安心して産み育てられるまちづくりを進めます。

#### 3 安心できる子育て環境づくり

少子化への対応を江田島市として取り組むべき重要課題の一つとして共有し、全市的な連携によって、子育て支援のネットワークづくりを進めるとともに、子どもを安心して産み育てられる環境の整備に取り組みます。

## 【具体的施策】

## 1 子どもの健やかな成長と自立を応援するまちづくり

## (1) 子どもの人権の尊重と自立心の高揚

## 子どもの権利に関する啓発活動の推進

子育て家庭や子ども自身をはじめ広く市民に対し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を周知するとともに、人権にかかわる普及・啓発活動を推進します。

## 子どもの相談体制の充実

子どもがどんなことでも気軽に相談できるよう、電話相談や学校教育でのカウンセリングなど相談体制の充実を図ります。

## 児童虐待防止体制の充実

児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携により、必要な助言や指導が行える体制づくりに努めます。

## (2) 豊かな人間性と生きる力を学ぶ機会の充実

## 地域資源を生かした多様な実体験の機会づくり

子どもの主体性を高めるため、地域における異年齢児との主体的なふれあい活動を促進します。

児童館などの公共施設を、親子の交流の場や高齢者など世代間交流の場として活用していきます。

地域の人材の活用やボランティアの育成などを図りながら、子どもの体験活動などの充実や、諸活動に関する情報提供に努めます。

## 指導者の育成及び資質向上

子ども会など地域の子どもの健全育成を担う指導者の研修機会の充実に努めます。

様々な体験機会を提供するため、生涯学習などとの連携を図りながら、人材バンクの整備を進めます。

## (3) ひとり親家庭に対する支援

## 相談体制の充実

母子自立支援員を配置し、民生委員・児童委員などとの密接な連携を図りながら、ひとり親家庭の子どもや保護者に対する相談体制の充実を図ります。

## 母子家庭などの経済的支援や自立の促進

ひとり親家庭などへの医療費助成や母子・寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当など関連する制度の普及に努めます。

母子家庭の経済的な自立を支援するため、関係機関と連携し、就職相談や就業能力開発の機会を充実します。

## 安心して子育てできる環境づくりへの支援

母子家庭などの日常生活支援事業の推進、母子生活支援施設機能の充実、保育園への入園への配慮、あるいは住宅対策など、ひとり親家庭が安心して子育てできるように様々な分野からの検討を進めます。

## カウンセリング

学業や生活、人間関係などで悩みや適応上の問題をもつ人に対して、心理学的な資料や経験に基づいて援助すること。

## 2 子どもを安心して産み育てられるまちづくり

### (1) 子育て家庭への支援の充実

#### 相談体制と情報提供機能の充実

こども家庭センターなどとの連携を図りながら、地域子育て支援センター事業に取り組み、市民にとって身近で、専門性を備えた相談体制の整備を図ります。

子育てに関する情報が必要なときに活用できるよう、広報のほか、インターネットなどの媒体利用を含め情報提供の充実に取り組みます。

#### 子育て家庭の経済的負担の軽減

第3子の保育園保育料の無料化のほか、児童手当、乳幼児の医療費助成、各種奨学金の制度の普及啓発に努めるとともに、関連制度の充実を国・県に働きかけていきます。

#### 家庭での豊かな育児環境の促進

家庭での育児のあり方や親としての心構えなどについて、必要な情報の提供や啓発に努め、家庭での健やかな育児を支援します。

### (2) 子育て支援サービスの充実

#### 一時保育事業の推進

保育ニーズを踏まえながら、一時保育事業の整備・充実を図ります。

#### 延長保育や低年齢児保育の充実

保育ニーズを的確に把握しながら、必要な延長保育や低年齢児保育の実施に取り組むとともに、夜間保育について検討します。

#### 休日保育や乳幼児健康支援一時預かり事業等の検討

休日保育事業や乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)、ショートステイ事業について、具体的な要望の把握に努めながら、研究・検討を進めます。

#### 保育園の施設整備と機能の充実

安全な保育環境を保持・確保するため、施設・設備を必要度に応じて改善し、地域での育児相談や児童サークル支援を行えるよう機能の充実を図ります。また、「認定こども園」制度の趣旨を尊重し、就学前教育への期待に応えるため、制度活用の検討を進めます。

#### 保育士等の人材養成と確保

多様化する保育ニーズに対応できるよう、必要な人材確保と研修機会の充実を図ります。

#### 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の拡充

放課後児童健全育成事業の全市的な展開や、利用ニーズの変化に対応した保育内容の質的な向上に努めます。

#### ファミリー・サポート・センター事業の導入検討

就労する保護者などが仕事と子育てを両立し、安心して働くことのできる環境づくりを行うため、「ファミリー・サポート・センター事業」の導入について検討します。

### (3) 保育園の効率的な運営

保育の充実と活性化を図るとともに、園児数の推移などを踏まえながら、効率的な運営、施設管理などを行うための「保育園運営検討委員会」答申の具現化に向けて努力します。

保護者や地域の理解と協力を得ながら、保育園の統合に取り組みます。

#### こども家庭センター

子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関。児童虐待や配偶者等からの暴力など、深刻化する子どもや家庭への問題に対応するため、平成17年7月、広島・福山・備北(三次)の3か所に開設。

#### 地域子育て支援センター

子育て相談や講演会、子育てサークルや仲間づくり、交流活動などを通じて、子育てを支援する機関。



### 3 安心できる子育て環境づくり

#### (1) 地域における子育て支援ネットワークづくり

##### 子育てを支える人材の育成と確保

子育て家庭の身近な相談者となる「子育てサポーター」の養成に努めます。

社会福祉協議会などの関係団体や市民による子育て支援活動を促進します。

##### 地域子育て支援センター事業等の推進

地域における子育て支援ネットワークづくりの核となる地域子育て支援センターの整備や子育て支援総合コーディネート事業の実施に取り組みます。

##### 市内諸施設の育児・教育機能の活用

保育園がもつ育児機能など、市内にある諸施設の育児や教育にかかわる専門性を生かし、子育て家庭をはじめ市民の主体的な子育て支援活動への相談・助言を進めます。

##### 地域における子育て支援体制の整備

児童福祉施設や学校・公民館などの教育施設が持つ機能を活用しながら、関係機関・地域組織との連携を支援し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりに努めます。

##### 地域における子どもの健全育成活動の促進

子育てサークルの育成や子ども会などの自主的活動の支援に努めます。

#### (2) 子どもや子育てにやさしい安全な生活環境の整備

「広島県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、公共施設における子育てバリアフリー化等に取り組みます。

乳幼児や子ども連れの利用客が多い民間施設についても、子育てバリアフリー化等に取り組むよう啓発を図ります。

#### (3) 子どもの安全な遊び場や居場所の確保

##### 児童館など既存施設の有効活用

児童館などを遊びの場の拠点として、また、子育て中の親の相談窓口や交流の場としても活用できるよう取り組みます。

##### 子どもの遊び場の確保

子どもの憩いの場、健やかな心づくり、体づくりの場となる身近な遊び場の確保、安全で魅力ある遊具の整備などに努めます。

自治会をはじめ市民による身近な遊び場の管理を支援します。

##### 自然とのふれあいの場及びスポーツ活動の場の確保

子どもの利用にも配慮しながら、江田島市の豊かな自然や海辺・水辺を生かした空間の確保に努めます。

#### ショートステイ

介護等を行う者の疾病その他理由により、居宅において介護等を受けることができず一時的な保護を必要とする場合、短期間、関係する施設に入所させ、必要な保護を行う事業。

#### 認定こども園

保育所と幼稚園が持っている機能に着目して、認定を受けてそれぞれにない機能を付加する施設。例えば、保育所に教育機能を付加したり、幼稚園に共働き家庭の子どもを預けられるようにしたりすることなどが可能となる。

## 第5節 障害者福祉の充実

### 【現状と課題】

国際障害者年（昭和56(1981)年）から25年が経過する中で、我が国の障害者福祉の法制度や施策が拡充されてきており、平成13(2001)年1月には、中央省庁再編を機に「障害者施策推進本部」が設置され、関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとされました。

最近では、平成15(2003)年4月に支援費制度の導入、平成17(2005)年4月に発達障害者支援法の施行などが行われ、平成17(2005)年10月には障害者自立支援法が制定されました。

江田島市においても、障害者数は増加傾向にあり、特に高齢化が進む中で、高齢者の障害者数が増加しています。さらに、近年、知的障害者、精神障害者の社会参加が進み、就業意欲が一層高まりをみせるとともに、企業に採用されてから障害になった者の雇用の継続も課題となっています。

障害者にかかる社会福祉施設としては、江田島市には知的障害者授産施設がありますが、それ以外の施設サービスについては、市外の施設と連携して対応しています。

このため、保健・医療・福祉との連携を図りながら、障害者に対する生活支援と併せて、就労や地域活動への参加など、障害者が積極的に社会参加できる環境づくりを進める必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 人にやさしい環境づくり

障害のある人が、障害のない人と同様に、住み慣れた地域で安心して暮らし、ともにいきいきと活動できるよう、在宅福祉サービスの充実や社会生活を送る上での障壁の解消などに努めます。

#### 2 障害者の生活支援等の充実

障害のある人が自ら必要とする福祉サービスなどを自由に選択し、利用できるよう、サービス基盤の整備・充実に取り組みます。

#### 3 障害者の社会参加の促進

障害のある人が社会の一員として、生きがいを持ち自立して暮らせるよう、社会参加や雇用の促進、教育の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習などへの参加機会の拡充を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 人にやさしい環境づくり

##### (1) 市民の福祉意識の啓発

「ノーマライゼーション」の理念の普及や市民の福祉意識の啓発に取り組むとともに、人がやさしく、みんなで支えあう地域社会の形成に努めます。

##### (2) バリアフリー化等の推進

障害者等が自由にいきいきと活動できるよう、「広島県福祉のまちづくり条例」を基本とし、公共建築物のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設や住まいのバリアフリー化を促進します。

ユニバーサルデザインについての情報提供や意識啓発に取り組み、その導入を促進します。

## 2 障害者の生活支援等の充実

### (1) 障害者福祉等にかかわる情報提供及び相談・指導體制の強化

障害者福祉等にかかわる施策や各種助成制度などについて、分かりやすく情報提供を図り、制度等の利用を促進します。

障害者が自らサービスを自由に選択し、契約によって利用しやすくするため、障害者生活支援センターを設置し、障害者及び障害者世帯に対する相談・指導體制の強化を図ります。

障害者の社会生活力を高めるための講座を開催します。

### (2) 福祉サービスの充実

#### 居宅サービスの支援

身体障害者や知的障害者、障害児を対象とするホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイの利用を支援します。

知的障害者を対象とするグループホームの利用を支援します。

#### 施設福祉サービスの支援

身体障害者を対象とした更生施設、療護施設、授産施設の利用を支援します。

知的障害者を対象とする更生施設、授産施設、通勤寮、国立コロニーの利用を支援します。

#### 日常生活用具の給付・貸与等

日常生活用具の給付・貸与、補装具の交付、修理に要する費用の給付を行います。

#### 手当の支給

障害の程度、本人及び扶養義務者の所得等に応じて、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を行います。

#### 手話通訳者の派遣

聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者の派遣を行います。

### (3) 障害のある子どもへのきめ細かな対応

#### 障害の早期発見・早期療育体制の整備

医療機関、教育機関などと連携し、妊産婦への保健指導や乳幼児健康診査などを実施し、保健事業の充実を図るとともに、子どもとその家庭に対して適切な援助や情報提供に努めます。

保健・医療・福祉・教育の連携を図り、障害のある子どもの成長段階に応じた一貫した療育を推進します。

#### 障害のある子どもに対する保育などの充実

集団保育が可能な障害のある子どもの保育ニーズに対応するため、障害児保育の推進に努めます。

#### ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、ともに地域の中で暮らし、ともに生きる社会こそノーマル(普通、当たり前)だという考え方。

#### ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、ものづくり、仕組みづくりを行おうとする考え方。

#### 国立コロニー

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園。

### 福祉サービスの充実

自立と社会参加の促進や保護者の負担軽減を図るため、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実に努めます。

こども家庭センターや障害児施設との連携を深め、障害のある子どもに対する福祉サービスの充実に努めます。

障害のある子どもを療育する家庭の経済的負担を軽減するため、障害児福祉手当などの各種手当の支給、補装具の交付、日常生活用具の給付等の制度の活用を図ります。

障害のある子どもを養育する保護者に対する負担軽減を図るためのサービス提供について検討します。

### 一貫した療育相談 指導體制の充実

障害のある子どもを療育する保護者の相談に対応できるよう、相談体制を充実するとともに、専門機関・施設との連携を密にします。

在宅生活や地域生活を支援するため、関連情報の迅速な提供に努めます。

### (4) 障害者計画の策定と総合的な自立支援システムの構築

障害者福祉を総合的に推進するため、障害者基本法に基づいて「障害者計画」を策定し、総合的な自立支援システムの構築に取り組みます。

障害福祉サービスの整備目標と利用促進の環境づくりのため、障害者自立支援法に基づいて「障害福祉計画」を策定します。

### (5) 精神保健の充実

#### 精神保健 福祉に関する意識啓発

精神障害者に対する理解を高めるため、精神保健・福祉に関する知識の普及啓発を図ります。

#### 精神障害者等への支援

精神障害者や家族に対し、相談・訪問指導の充実や家族会の支援に努めます。

医療機関と連携しながら、社会復帰の支援に努めます。

アルコール健康相談会を支援し、自主相談会への移行を促進します

精神障害者小規模通所授産施設の運営費の助成を行います。

精神障害者やその家族をサポートするボランティアの確保・養成に努めます。

## 3 障害者の社会参加の促進

### (1) 多様な活動の促進

障害者がいきいきとして暮らせるよう、スポーツ・レクリエーションや文化、学習など様々な活動への参加機会の拡充を図るとともに、障害者の自主的な活動を促進します。

様々な場と機会を通じて、障害者と健常者の多様なふれあいを促進し、相互理解と交流が深まるよう努めます。

### (2) 障害者の雇用の促進

障害者の雇用の促進していくため、企業等に対する啓発を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら、相談・指導を充実し、障害者の雇用の拡大に努めます。

## 第6節 地域福祉の推進

### 【現状と課題】

すべての人が住み慣れた地域の中でともに生活し、活動できるよう、ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会を築いていくことが求められています。

現状をみると、少子高齢化の進行、生活習慣や家族形態の変化、1世帯当たり人員の減少とコミュニティの弱体化など、福祉や地域社会を取り巻く環境は変化し、市民の福祉ニーズも多様化、高度化しています。

しかし、すべての福祉サービスを公共が担うには限界があり、援助を必要とする人々が家庭や地域で、安心して心豊かに暮らすためには、市民が相互に支え合う地域福祉の充実が求められます。

江田島市においては、社会福祉協議会が中心となって地域福祉を推進しているとともに、ボランティア活動やそれぞれの地域におけるコミュニティ活動も活発に行われています。また、活動の場としては、老人福祉センターや社会教育施設などがありますが、拠点的な場づくりについては、今後の課題といえます。

このため、福祉を取り巻く環境の変化を踏まえながら、市民の福祉に対する理解を高め、自主的な福祉活動を促進するとともに、行政と民間との適正な役割分担と連携による総合的な体制づくりを進めることが重要です。また、誰もが自らの自由な意志で行動し、参加できる条件を確保する必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 地域ぐるみで支え合う福祉社会の形成

地域福祉を推進していくための指針等を明らかにし、市民や福祉にかかわる事業者、団体等が相互に協力し、地域ぐるみで福祉に取り組む社会の形成を進めます。

#### 2 福祉活動を支える場の整備・充実と有効活用

地域における多様な福祉活動を支えるため、老人福祉センターなどの既存施設の有効活用を進めるとともに、市民健康福祉センターの整備を検討します。

#### 3 人にやさしいまちづくり

高齢者等が安心して行動できる環境を生み出していくため、歩道や遊歩道などの歩行者空間の拡充、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設や住まいのバリアフリー化なども促進します。

#### 4 相談・指導と生活の支援

ひとり親家庭や寡婦及び低所得者に対し、相談・指導や生活支援、自立の促進に取り組みます。

## 【具体的施策】

### 1 地域ぐるみで支え合う福祉社会の形成

#### (1) 地域福祉計画の策定

江田島市における地域福祉を推進していくための指針等を明らかにするため、市民意識やニーズの把握に努めながら、地域福祉計画の策定を図ります。

#### (2) 福祉意識の啓発

市民の地域福祉に関する理解と活動への主体的な参加を促進するため、様々な場と機会を通じて広報・啓発活動に取り組みます。

#### (3) ボランティアの養成とネットワークづくり

福祉活動などを支えるボランティアや指導者の養成を図るとともに、人材バンク・ボランティアバンクの整備を図ります。

様々なボランティアや団体等が交流・連携する場を確保するとともに、ボランティアのネットワークづくりを進めます。

#### (4) 福祉活動の推進

社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動などを支援しながら、地域における福祉サービスの充実に努めます。

市民の主体的な参加を促進しながら、ボランティア活動、福祉活動を促進します。

### 2 福祉活動を支える場の整備・充実と有効活用

#### (1) 既存施設の有効利用

老人福祉センターなどの有効活用を進めます。

学校施設の地域への開放や社会教育施設などの有効活用を進め、福祉活動などの場としても生かしていきます。

必要に応じて既存施設の改修を図るとともに、設備・備品の充実に努めます。

#### (2) 市民健康福祉センターの整備

地域福祉の拠点として活用を図るため、市民健康福祉センターの整備を検討します。

### 3 人にやさしいまちづくり

#### (1) 公共施設等における快適設計・バリアフリーの推進

高齢者や障害者等が安全で自由に行動し社会参加できるよう、公共建築物や歩行者空間・公園などのバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。

バリアフリー化に当たっては、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいて、適用施設を対象にその整備基準の適合に努めるとともに、民間建築物の整備・改善を誘導します。

既存の公共建築物やその敷地・公園等については、バリアフリーに関する点検を実施するとともに、必要に応じて改修・整備に取り組みます。

新しく整備する公共施設については、計画段階から高齢者や障害者等の意見の反映に努め、すべての人にとって使いやすく安全、快適な施設を目指します。

公共施設においては、休憩施設の確保や交流・憩いの場など、高齢者や障害者等が気軽に外出できる場の拡充に努めます。

海上交通やバスにおいては、高齢者や障害者等が利用しやすい環境整備を促進します。

(2) 安全で快適な住環境の整備

高齢者や障害者等に配慮した市営住宅の整備・充実

高齢者や障害者等に配慮した優良賃貸住宅の整備を検討します。

市営住宅の建替え等においては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ります。

住まいに関する情報提供と相談体制の充実

高齢者や障害者等が、安全で快適に住むことのできる住まいづくりに関する情報提供を図ります。

重度身体障害者の住環境の改善のために、住宅改修費を支給します。

住まいに関する相談体制の充実を図ります。

4 相談・指導と生活の支援

(1) ひとり親家庭、寡婦福祉の充実

ひとり親家庭や寡婦を取り巻く状況を踏まえながら、相談・指導体制を充実させるとともに、生活の安定と自立の促進、子育て支援などに努めます。

(2) 低所得者福祉の充実

生活援護の充実

低所得者の生活の安定を図るため、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、現状に即応した生活援護に努めます。

自立の支援

低所得者の生活の安定と自立の促進のため、民生委員・児童委員などと連携しながら、相談・指導体制の充実を図るとともに、自立支援に努めます。

## 第4章 安全で快適な生活環境が整ったまちづくり

### 第1節 循環型社会の形成

#### 第1項 環境にやさしい社会の実現

##### 【現状と課題】

地球温暖化やオゾン層の破壊など、様々な環境負荷の増大により地球規模での環境問題が生じ、人類の生存にかかわる重大なテーマになっています。

こうした問題は、経済活動の拡大に加え、日常の生活におけるエネルギーや資源の消費と廃棄物の発生も一因となっており、私たちの暮らしや産業活動も、地球環境問題と無関係ではありません。

私たちの身近にある河川や海、大気などの環境は、市民、事業者の努力によって、より一層改善できるものです。

このため、地球環境問題も、一人ひとりの身近な暮らしや地域の産業活動と不可分の関係にあることを認識し、環境負荷の少ない暮らしや産業活動の促進、環境保全対策など、地域ぐるみで環境にやさしい社会の実現を目指していくことが大切です。

##### 【基本方針】

#### 1 循環型社会や環境に対する意識啓発

循環型社会の形成や環境保全などを進めるため、市民や事業者等に対して、様々な環境情報を適切かつ分かりやすく提供しながら、意識啓発に取り組むとともに、行政と連携した仕組みの強化を図ります。

#### 2 環境保全・公害防止対策の推進

環境保全や美化活動などにかかわる市民や事業者等の主体的な取組を促進するため、関係機関との連携を図り、監視・指導体制を強化し公害防止に努めます。

#### 3 地球温暖化対策などへの取組展開

地球環境問題などについての認識を深め、循環型社会の形成を図りながら、地球温暖化対策にかかわる取組を進めます。

##### 【具体的施策】

#### 1 循環型社会や環境に対する意識啓発

##### (1) 環境基本計画の策定

環境保全・管理を進めるための基本的・総合的な目標を設定し、市民参加による実行可能な環境基本計画の策定を図ります。

##### (2) 環境情報の提供と意識啓発

地球温暖化やオゾン層の破壊による紫外線などの地球環境問題から、ごみの再資源化や水資源などに関するものまで多様な環境情報を収集し、市民や事業者等に対して分かりやすく提供し、意識啓発を図ります。



循環型社会の形成に関する活動やイベントなどについての情報を提供します。

(3) 環境教育の推進

学校教育での、総合的な学習を活用するなど、年齢に応じた環境教育や体験学習に取り組みます。

環境問題や環境にやさしい暮らし方などに関する講演会等の開催に努めます。

(4) 地域ぐるみで取り組む体制の強化

公衆衛生推進協議会等の活動を支援するとともに、行政・市民・事業者等が連携して、循環型社会の形成や環境保全・美化活動などに取り組む推進体制の強化を図ります。

2 環境保全・公害防止対策の推進

(1) 環境保全対策の推進

市民等の環境保全 美化活動の支援

地域の環境保全に向け、循環型社会の形成、リサイクルやエネルギー、環境美化・清掃活動、水質保全などにかかわる主体的な活動を支援します。

公衆衛生推進協議会等の活動と連携しながら、各地区で地球温暖化対策協議会（仮称）を設立し、市民・事業者・行政などが協働する中で、環境に配慮した生活に必要な活動の企画と実践に努めます。

事業者の環境保全対策の支援

事業活動に伴う環境保全・公害防止対策を促進するため、環境保全資金融資などの情報提供を図ります。

生活排水処理対策の推進

公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の整備を進めます。

公共下水道等の処理区域外などでは、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(2) 公害防止対策の推進

関係機関や市民等との連携を図りながら、大気汚染や川・海の汚濁、騒音、振動、悪臭などに対する監視・測定体制及び公害の発生源に対する指導体制の充実を図ります。

公害の苦情などに、適切かつ迅速に対応するため、相談・指導体制の充実を図ります。

3 地球温暖化対策などへの取組展開

(1) 行政や事業所における環境にやさしい取組展開

環境にやさしい取組の先導

行政が率先して、省資源・省エネルギーやリサイクルなどに取り組み、環境にやさしいまちづくりを先導していきます。

環境にやさしい事業活動の促進

事業所におけるゼロ・エミッション化や国際規格ISO14000シリーズ(環境管理システム)の取得などを通じ、環境負荷の少ない事業活動を促進するため、環境保全・創出に関する支援制度などの情報提供を図ります。

オゾン層

大気成層圏の、地上から10～50キロにある、オゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

(2) 環境にやさしい暮らしの創造

暮らしにおける省エネルギーやリサイクル等の促進

情報提供や学習機会の確保などを通じ、家庭における省エネルギーやリサイクル、ごみの減量化など、環境にやさしい取組を促進します。

環境負荷の軽減を進めるため、アイドリング・ストップを促進します。

マイバッグ運動の促進

資源を大切にし、併せてごみの減量化を進めるため、買物袋を持参する運動を促進します。

(3) 豊かな森林 緑づくり

地域の防災や景観の向上などに加え、地球温暖化対策の観点も踏まえ、市民・関係団体と連携し、地域ぐるみで豊かな森林・緑づくりについての機運醸成を図ります。

(4) 新エネルギーの導入

公共施設における新エネルギーの導入

公共施設の整備においては、太陽光の活用など新エネルギーの導入を検討します。

民間における新エネルギー導入の促進

住宅や工場等において、太陽光の活用など新エネルギーの導入を促進するため、事例や支援制度などに関する情報の提供を図ります。

アイドリング・ストップ

石油資源の節約や二酸化炭素の発生抑制、地球温暖化対策を進めるため、自動車のエンジンを空転させるのを、できるだけやめること。

新エネルギー

太陽光や太陽熱、風力といった再生可能なエネルギーや廃棄物発電、廃棄物熱、未利用エネルギーなどのリサイクルエネルギー。また、従来型のエネルギーの新しい利用形態。

## 第2項 廃棄物処理対策の推進

### 【現状と課題】

廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきましたが、廃棄物の発生量の高水準での推移、廃棄物処理施設の立地の困難性、不法投棄の増大などの喫緊の課題に対応するため、平成12(2000)年5月には、循環型社会形成推進基本法が制定されました。また、廃棄物などの3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化)や2R(リフューズ：拒否・不要な物は受けとらない、リペア：修理)の考え方が提示され、具体的な取組が様々な形で進められています。

江田島市においても、市民の協力を得ながら、分別収集の細分化(平成18(2006)年度現在、8分類)や徹底などを通じて、ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。

加えて、一般廃棄物処理事務を広域事務組合で行ってきた経緯があり、環境センター(最終処分場)・粗大ごみ処理施設・ペットボトル減容化施設、清掃センター(ごみ焼却処理)などを整備してきました。

このうち清掃センターについては、ダイオキシン対策を行うため、広島県一般廃棄物広域処理呉ブロック実施計画に基づき、平成14(2002)年12月から呉市にごみの焼却処理を事務委託し、現在は、ごみの収集・運搬の中継基地の役割を担うリレーセンターとなっています。

こうした社会の流れや現実を踏まえながら、市民のごみ問題や循環型社会などに対する意識を啓発し、廃棄物・リサイクル対策をより充実させ、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となっています。

### 【基本方針】

#### 1 地域ぐるみで進める5Rと美しい環境づくり

ごみ問題などに関する情報提供や意識啓発を図り、市民の理解と協力を得ながら、5Rの推進、ごみの不法投棄の防止への取組などを進めます。

#### 2 ごみ処理体制の強化

広域的な連携を強化しながら、ごみ処理体制の整備・充実を図るとともに、事業者責任に基づいた、産業廃棄物の減量化やリサイクル、ごみの適正処理及びゼロ・エミッションを促進します。

### 【具体的施策】

#### 1 地域ぐるみで進める5Rと美しい環境づくり

##### (1) 市民等の環境に関する意識啓発

市民や事業所などに対し、ごみ問題や循環型社会、5Rなどに関する情報を分かりやすく提供するとともに、講演会や学習の機会などを確保し、環境に関する意識啓発を図ります。

##### (2) 市民参加による5Rの推進

市民等の環境意識を高めながら、3Rに加え、2Rにかかわる取組を地域ぐるみで進めます。

##### (3) ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止

観光客など江田島市への来訪者を含め、ごみのポイ捨てや落書き、不法投棄を防止する意識啓発に努めます。

ごみの不法投棄等に対する監視・指導体制を強化するため、市民等の協力及び関係機関との連携を図りながら取り組みます。

## 2 ごみ処理体制の強化

### (1) 環境センター、リレーセンター等の管理・充実

#### 環境センター(最終処分場)の管理・充実

安全で効率的にごみを処理するため、環境センターの施設・設備の更新などを計画的に進めます。

不燃ごみを減量し、最終処分場の延命を図るため、不燃ごみを破碎転圧する機械・設備の更新などを計画的に進めます。

#### 最終処分場への対応

埋立完了した第一最終処分場の適正な管理を図るとともに、災害発生時に廃棄物の仮置き場として利用するなど、用地の有効活用を検討します。

秋月の一般廃棄物処理場を閉鎖、適正処理し、地域環境の保全に努めます。

#### リレーセンターの管理・充実

ごみを衛生的かつ安全・効率的に運搬するため、関係する施設・設備の更新などを計画的に進めます。

焼却施設の煙突倒壊及びダイオキシン類の飛散を防止し市民の安全を守るため、閉鎖した焼却施設の解体を計画的に進めます。

循環型社会形成推進地域計画を作成し、焼却施設の解体後の跡地利用としてストックヤードの整備を計画的に進めます。

台風等による災害ごみの恒常的な搬入に対応するため、災害ごみをチップ化し、一時多量ごみの迅速な処理及び運搬効率の向上を図ります。

### (2) 廃棄物収集・処理・運搬体制の充実

#### 環境センターにおける体制の充実

環境センターの管理業務の委託を行い、資源ごみ及び粗大ごみ処理を効率的に行います。

#### リレーセンターにおける体制の充実

一般家庭廃棄物を適正に収集・運搬するため、老朽化した収集車の買い替え・更新を計画的に進めます。

リレーセンターの可燃ごみを呉広域焼却施設に、安全で衛生的かつ効率的に運搬するため、管理業務の委託を図ります。

### (3) 広域的なごみ処理体制の維持・強化

循環型社会の形成や地球環境問題への対応などの流れを踏まえ、呉市と連携しながら、広域的なごみ処理体制の維持・強化に努めます。

### (4) 事業系一般廃棄物・産業廃棄物への対応

#### 事業者責任に基づく適正処理

事業系一般廃棄物・産業廃棄物については、事業者責任に基づく適正処理を促進します。

#### 事業所におけるごみの減量化やゼロ・エミッションの促進

事業所に対し各種制度や事例などの情報提供に努めながら、リサイクルやごみの減量化と適正処理、さらにはゼロ・エミッション化を促進します。

#### ダイオキシン

ごみ焼却などによって発生する有機塩素化合物の一種で、生殖機能への影響や発ガン性、奇形を引き起こす恐れなどが指摘されている。

#### リレーセンター

ごみの収集・運搬の中継基地(旧清掃センター)。ごみの焼却処理を呉市に事務委託し、清掃センター(焼却施設)からリレーセンターに名称変更。

## 第2節 自然環境の保全・再生・活用

### 【現状と課題】

江田島市は、多島美の瀬戸内海(広島湾)に位置し、大奈佐美島や絵の島は瀬戸内海国立公園に指定され、海と身近にふれあうことができ、かつ、その恵みを満喫できる島です。

また、古鷹山、砲台山、野登呂山、真道山、陀峯山など特徴的な山々がそびえ、緑に包まれた自然が広がり、古鷹山森林公園や砲台山創造の森森林公園、真道山森林公園、陀峯山パノラマ展望台など、自然環境を生かした多様なレクリエーションの場もある地域です。

一方で、瀬戸内海の水質改善や藻場などの再生を、さらに進める必要があります、ごみの不法投棄などの対策も求められています。

さらに、耕作放棄地が広がっており、農地の有効活用と併せて、森林への転換などを図ることも検討する必要があります。

このため、今後のまちづくりにおいても、行政と市民等の連携を図りながら、自然のもつ多様な機能を十分認識し、その保全を積極的に進めるとともに、海域や河川環境の改善、緑の保全・創出、さらには自然とふれあうことのできる場の充実と魅力づくりなどに取り組んでいくことが大切です。

### 【基本方針】

#### 1 自然環境の保全・再生

市民等の自然環境に対する意識啓発に取り組み、参加を促進しながら、森林や河川、海岸、海域などの自然環境の保全・再生に努めます。

#### 2 自然とふれあう場の確保・整備と活用

自然環境の保全に配慮しながら、市民等が、海や山などの自然とふれあえる場を確保・整備するとともに、歴史的・文化的資源などと合わせた江田島フィールド・ミュージアムづくりに取り組みます。

### 【具体的施策】

#### 1 自然環境の保全・再生

##### (1) 自然保護に対する意識啓発と活動促進

学校教育や社会教育、広報活動等を通じて、自然保護に対する意識啓発を図るとともに、市民の主体的な自然保護活動の支援に努めます。

##### (2) 自然環境の保全と開発の調和

無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保全するため、都市計画マスタープランや緑の基本計画等を策定し、それらを踏まえながら、関係法令を適正に運用し、自然環境と開発の調和を図ります。

開発行為等においては、自然環境への負荷の軽減、自然の再生、生態系の保全や景観への配慮などがなされるよう、適切な指導に努めます。

##### (3) 自然環境の保全・再生

###### 森林の保全と緑化

土地所有者や関係団体などと連携しながら、江田島市の景観を特徴づけ、防災、水源かん

養，生きものの生息など，多様な公益的機能を備えた森林の保全に取り組むとともに，枯木の伐倒処理や造林，育林，竹林対策などに努めます。

周辺環境との調和を図りながら，公共施設の緑化を進めます。

市民等の協力と参加のもとに，市街地や集落地，その周辺などにおいて，緑化を促進します。

#### 河川の保全・再生

下水道の整備や河川の浄化に向けた取組を進め，自然豊かで美しい河川の再生に努めます。

#### 海域環境の浄化と再生

広域的な連携を図りながら，海域環境の浄化に向けた取組を進めます。

関係機関等との連携のもと，藻場や干潟の再生(造成)を進めます。

海域の浄化に向けた公共下水道等の整備を進めます。

## 2 自然とふれあう場の確保・整備と活用

### (1) 森林を生かした自然体験の場の整備・充実

創造の森周辺や古鷹記念公園，野登呂山の整備・充実と活用を図ります。

### (2) 川とふれあう場の確保・充実

防災や安全性に配慮しながら，河川環境の浄化や，川とふれあえる場の確保・充実を図ります。

### (3) 海とふれあう場の整備・充実

能美島北西の臨海部においては，海と直接ふれあう場や海の景観を楽しむ場など，海とのかわりを持った空間づくりを検討します。

自然海岸等の保全を図るとともに，市民等の参加を得ながら，海岸線の清掃・美化を進めます。

### (4) フィールド・ミュージアムづくり

森林，河川，海岸など，自然環境の保全・再生と整備・充実を進めるとともに，フィールド・ミュージアムの観点からも，それらの活用とネットワーク化に努めます。

## 第3節 海と島と文化が彩る景観づくり

### 【現状と課題】

江田島市は、広島湾の南に位置し、広島市から望む南のランドマークになっているとともに、その島なみは多島美の瀬戸内海を象徴する景観でもあります。

また、江田島、能美島とその周辺に点在する島々は、変化に富んだ海岸線と緑に包まれた自然環境を備えており、日々の時間の变化、季節の移り変わりごとに、特徴的な景観を私たちにもたらししてくれます。

さらに、海上自衛隊第1術科学校(旧海軍兵学校)のレンガ建築をはじめ、歴史的・文化的な景観も息づいているまちです。

こうした景観は、従来、個々の文化財や自然環境などに焦点が絞られ、その保全・活用が検討されてきましたが、平成16(2004)年6月に、景観法が制定されたことにより、すぐれた景観の整備や保全に対する基本理念や、国民、事業者、行政の責務が明確化されました。

このため、江田島市の景観資源やその特色を踏まえ、景観法をはじめとした法・制度を生かし、市民・事業者等と連携を図りながら、海と島と文化が彩る景観を守り、生み出し、育てていくことが大切です。

### 【基本方針】

#### 1 みんなで守り、はぐくむ景観づくり

景観に対する市民意識の啓発を図りながら、行政と市民等が協働して取り組む景観づくりの仕組みの構築を進め、具体的な活動の展開に努めます。

#### 2 心に息づく、海と島と文化の景観づくり

海と島の自然や歴史的な建造物などを守り、はぐくみ、さらには新たな景観を生み出していくため、江田島市らしさや心に息づく景観づくりに向けた具体的な事業・活動の展開に努めるとともに、景観面からも江田島市の顔づくり、イメージづくりを進め、広く情報発信を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 みんなで守り、はぐくむ景観づくり

##### (1) 景観づくりに関する情報提供と意識の高揚

江田島市の自然や歴史的・文化的資源など、景観の要素としても大切な資源について、分かりやすく情報提供します。

景観づくりの方法や他都市の事例などの情報提供や講演会の開催に努めます。

##### (2) 江田島市の景観をテーマにしたイベントや体験学習等の開催

関係団体と連携しながら、フォトコンテストを定期的で開催するとともに、地域の資源・風景を体感するなどのイベントや体験学習の開催に努めます。

### ランドマーク

地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。

(3) 行政と市民等の協働による景観づくり

地域ぐるみの体制づくり

行政と市民，関係団体等が一体となって，地域資源の保全・活用や緑化・美化活動，各種催し等を総合的に推進できる体制づくりに努めます。

表彰制度の検討

美しい景観づくり・まちづくりに資する建築，案内板，緑化・修景，まちづくり活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

2 心に息づく，海と島と文化の景観づくり

(1) 景観計画の策定

江田島らしさを感じる，心に息づく，海と島と歴史文化の景観づくりを進めるため，景観計画の策定を図ります。

(2) 地域資源の保全・活用と創造による景観づくり

海と島の自然景観の保全

江田島市を全体的に特徴づける海と島の自然景観の保全に努めます。

農業景観等の保全・創出

農地の荒廃の防止や遊休農地への花の植栽，適切な緑の回復などに取り組み，農業景観等の保全・創出に努めます。

歴史文化を感じる街並みづくり

歴史的建造物の保存・活用と併せて，歴史的建造物と調和した道路空間の美装化や街並みづくりに努めます。

(3) 地区の特色を生かし，生み出す景観づくり

市民等と連携し，道路空間やその沿道，公園，住宅や民間施設の敷地の緑化・修景など，それぞれの地区の資源や特色を生かしたり，生み出したりする市民参加による景観づくりを支援します。

(4) 建築物や屋外広告物等の美観誘導

建築物や屋外広告物等の適正な掲出を図り，美しい景観づくりを促進します。



## 第4節 災害に強いまちづくり

### 第1項 消防・救急体制の充実 強化

#### 【現状と課題】

江田島市は、島しょ部に位置し、限られた平地部等に集落地が分散して形成されるとともに、道路が狭隘なことから、迅速な対応が要求される消防・救急活動において克服しなければならない課題が多くあります。

また、市内には石油コンビナート・火薬類製造所等の大規模危険物施設も多く、事故が発生した場合の対応も困難が予想されます。

医療については、江田島市の診療科目は、内科、外科、整形外科、消化器科、神経科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科、リハビリテーション科などに対応していますが、産婦人科がないなど、他都市に依存しなければならない診療科目もあります。また、初期救急医療については、救急告示制度に基づく告示医療機関が当番医制を取り入れて、24時間救急医療機関として対応しています。

しかし、救急患者に対し診療科目のない場合や三次救急医療については、主に呉市まで搬送されることとなります。

こうした現状を踏まえ、江田島市で暮らすための基礎的条件である安全・安心を高めるため、広域的な連携を強化しながら、消防・救急体制の充実・強化を図る必要があります。

#### 【基本方針】

##### 1 消防体制の強化

地形や道路網、密集地の状況などを踏まえながら、計画的な消防車両等の整備、組織機構の改革を進め、常備消防の充実・強化を図るとともに、消防団の育成・強化に努めます。

##### 2 救急体制の充実

島しょ部という立地性や地形などを踏まえ、広域的な連携を図りながら、救急業務にかかわる施設・装備の整備や消防職員の資質の向上などに取り組み、救急体制の充実・強化を進めます。

#### 【具体的施策】

##### 1 消防体制の強化

###### (1) 常備消防の組織力の強化

###### 江田島市消防本部の組織体制の充実 強化

迅速に消防活動が遂行できるよう、災害対応能力の向上と機能的な組織の強化を図ります。消防職員を適正に確保するとともに、研修等を通じて資質の向上を図ります。

###### 救急告示制度・告示医療機関

消防法に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、救急病院等を定める省令に規定された基準に該当する病院または診療所から都道府県知事が認定したものとされている。

こうした制度を救急告示制度と言い、認定されたものが告示医療機関である。

### 施設・装備の整備

技術的な進歩や施設・設備の老朽化等を踏まえながら、消防救急無線のデジタル化等の整備を図ります。

防災拠点としての機能の維持・強化を図るため、消防本部や署所及び災害対策用の施設の整備・充実に努めます。

消防車両及び資機材、装備等の整備・充実と適正な更新を計画的に進めます。

消防においても、女性職員に配慮した職場環境の整備・充実に努めます。

### 防火意識の徹底

防火指導を推進し、市民個々の防火意識の高揚を図ります。

住宅、地域、事業所等の防火安全対策の強化及び林野火災予防対策の推進に努めます。

#### (2) 消防団の育成・強化

地域における消防防災体制の中核的存在である消防団については、青年層などの入団促進、消防車両や装備、消防団施設の整備・充実、教育訓練による団員の資質の向上、地域に密着した消防団活動の推進などに努めます。

#### (3) 消防水利の整備と維持管理の徹底

迅速な消防活動を展開するため、防火水槽や消火栓の更新・整備を計画的に進めます。

消防水利の円滑な機能発揮を図るため、その維持管理の徹底に努めます。

## 2 救急体制の充実

#### (1) 市民の救急救命等に関する意識啓発と普及

市民に対し、救急救命・救急機器（AED等）に関する情報を分かりやすく提供するとともに、普及・促進に努めます。

市民に対し、応急手当の知識や技術を普及させていくため、応急手当指導員の養成に努めます。

子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層などを考慮しながら、応急手当や応急救護などに関する講習会を開催します。

#### (2) 救急救命の体制強化

高度救急救命体制を強化するため、救急救命教育の充実と職員の資質の向上などに取り組むとともに、必要な資機材の整備・充実に努めます。

迅速かつ的確な救急業務が遂行されるよう、医療機関との密接な連携に基づいた救急出動・搬送体制の強化、救急救命士の養成、救急資機材の整備など、救急体制の強化に努めます。

## 第2項 防災・危機管理体制の整備

### 【現状と課題】

江田島市は、特殊土壌地帯であり、浸食を受けやすく、急峻な山々や斜面地が広がるなど、地形的には災害発生に見舞われやすい条件となっています。

市街地や集落地付近には、数多くの急傾斜地崩壊危険区域があるとともに、急峻な山からは幾筋もの河川が流れ、その多くは砂防指定地内河川となっています。また、限られた平地などに市街地・集落地が形成されているため、まとまったオープンスペースを有する避難場所の不足なども指摘されます。

さらに、阪神淡路大震災(平成7(1995)年1月17日)や新潟県中越大地震(平成16(2004)年10月23日)などは、改めて地震の恐ろしさと防災について再認識させることになりました。

今日的な状況としては、国際情勢などの変化などを受け、万が一、日本が外部から武力による攻撃を受けた場合や、大規模テロ等が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、国民保護法が平成16(2004)年6月に制定されました。

こうした状況の中、災害に強いまちづくりを進めるためには、市民の防災に対する確かな認識のもと、地域ぐるみで防災体制の確立や災害に強い都市構造の形成に取り組むことが重要であるとともに、国民保護法に基づいた対策を講じることが必要となります。

### 【基本方針】

#### 1 地域ぐるみで取り組む総合的な防災体制づくり

市民の防災意識の高揚や防災訓練、自主防災組織やボランティアの育成などに取り組むとともに、島しょ部としての制約への対応も考慮しながら、防災情報の収集・連絡、消防活動や医療救護、被災者の生活支援、復旧などに迅速かつ円滑に対応できるよう、地域ぐるみの防災体制の充実・強化を図ります。

#### 2 災害に強い都市構造の形成

崖崩れなどの危険箇所の把握と計画的な整備、河川・海岸の防災対策、密集市街地等における火災や地震による危険度の軽減への取り組み、避難場所や避難経路の確保と安全化、ライフラインの防災安全化などを進めるとともに、公共施設をはじめとした建物の耐震診断とそれに基づいた整備を計画的に進め、災害に強い都市構造の形成に努めます。

#### 3 国民保護への対応

国民保護法に基づき、国・県等と連携し、市民の生命、身体と財産を保護するための対策を講じます。

### 【具体的施策】

#### 1 地域ぐるみで取り組む総合的な防災体制づくり

##### (1) 防災意識の高揚

市民等の防災意識の高揚

広報活動等を通じた防災に関する情報の提供や、避難場所や避難路の周知徹底、また、児童・生徒への防災教育・訓練の実施などに努め、市民の防災意識の高揚を図ります。

広報活動等を通じて、地震時における対策の普及、防災機器の設置促進に努めるとともに、地域や職場、学校等において防災訓練などの実践活動を促進します。

#### 自主防災組織の育成・強化

地域ぐるみで防災体制を強化するため、自治会や事業所単位などの自主防災組織の育成・強化に努めます。

#### (2) 防災情報の収集・連絡体制の強化

##### 防災行政無線等の整備・充実

迅速な情報提供や連絡・指示を行うため、防災行政無線の整備・更新を行うとともに、広島県総合行政通信網の再編・整備などを進めます。

##### 防災情報の収集・連絡の迅速化

防災情報の収集・連絡を迅速に行うため、関係機関や自主防災組織などとの連携・情報伝達体制の強化を図ります。

ホームページによる的確かつ迅速な情報提供を図ります。

#### (3) 災害応急対策及び復旧対策等の充実

地域防災計画を踏まえ、災害予防に取り組むとともに、災害応急対策、地震災害対策、災害復旧を的確に実施できる体制の確保・強化を図ります。

#### (4) 水防活動等の充実

水防計画を踏まえ、水防活動や水防訓練等を的確に実施します。

## 2 災害に強い都市構造の形成

#### (1) 防災拠点の整備・充実

防災拠点としての機能の維持・強化を図るため、災害対策用の施設の整備・充実を図ります。

#### (2) ライフラインの整備・充実

被害発生の抑制と影響の最小化のため、災害(地震)に強い上下水道施設などの整備や維持管理の徹底を図ります。

電力や通信に関する防災性の強化を、関係機関に働きかけます。

#### (3) 自然災害の防止

##### 治山や急傾斜地等の防災対策

関係機関と連携し、治山事業や急傾斜地の防災対策を進めます。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための調査を行います。

斜面崩壊により被害を及ぼす可能性のある地区については、市民・地権者の協力を得て急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進します。

丘陵地などでの無秩序な開発を抑制するとともに、開発行為等においては適切な防災対策の指導を図ります。

##### 海岸線の保全や浸水対策の充実

海水による浸食や高潮による被害防止のため、堤防や護岸の新設・改良、防潮扉の適切な管理と修繕など、海岸線の保全を促進します。

浸水による被害を防止するため、生活排水路や公共下水道などの整備を進めます。

市民等の協力を得ながら、都市下水路などの維持管理の徹底に努めます。

#### (4) 河川の整備

砂防指定地内河川をはじめ災害の発生する恐れのある河川を対象に、護岸の改修や堆積土砂の除去など河川の整備を進めます。

市街地や集落地などにおいては、河川への転落などによる事故が起きないように、安全対策を講じます。

河川の整備においては、防災性の確保・向上と併せて、生き物のすむ川づくりや景観への配慮に努めます。

(5) 地域の防災性の強化

市街地・集落地の防災性の向上

密集した市街地・集落地については、市民・関係権利者への防災情報の提供などを行いながら、建物の不燃化やオープンスペースの確保などを促進します。

避難空間の確保・充実

地震や火災時等における避難場所の適正配置や防災機能・安全性の確保、食糧の備蓄などを図ります。

避難場所に安全に到達できる避難路などの確保に努めます。

避難場所などについては、高齢者等に配慮した環境整備に努めます。

防災・安全性を高める道路網や公園等の整備

災害に強い都市構造の形成の観点からも、国道、主要地方道、一般県道の整備を促進するとともに、市道や林道の整備を進めます。

市街地や集落地及びその周辺において、公園などを計画的に確保し、その幾つかについては、避難に対応できる施設・設備の整備に努めます。

公共施設の耐震化

学校教育施設や社会教育施設をはじめ公共建築物の耐震化を進めます。

### 3 国民保護への対応

(1) 国民保護計画の策定

国民保護法に基づき、市民への警報や避難の指示の伝達、避難市民の誘導、救援、消防による応急措置の実施等に関する事項を定めた江田島市国民保護計画を策定します。

(2) 国民保護の体制整備

国民保護法及び国民保護計画に基づき、国、県等との連携のもとに、市民の生命、身体と財産を保護するための体制の整備を図ります。

#### ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。

#### 国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、市民の生命・身体・財産を守るための計画。

## 第5節 暮らしの安全と安心の確保

### 第1項 交通安全対策の推進

#### 【現状と課題】

高齢化が進むことと相まって、全国的に高齢者が交通事故に遭うケースが増えています。

また、江田島市においては、幹線的な道路にもかかわらず歩道が整備されていない、または歩道が狭い道路、不整形な交差点、歩道が整備されていない狭いトンネルなど、交通安全上において危険な区間や箇所がみられます。

このような状況のもと、江田島市における平成17(2005)年の交通事故は、事故件数93件、死者数0人、負傷者数113人となっており、平成18(2006)年には死亡事故も発生し、憂慮すべき状況にあります。

このため、自動車運転者や歩行者、自転車利用者など、それぞれの立場や年齢などに応じて、交通安全知識の普及や交通マナーの向上を図るとともに、体系的な道路網の整備に努めながら、歩道や交通安全施設の整備を進めるなど、総合的な交通安全対策を推進していくことが重要です。

#### 【基本方針】

##### 1 交通安全教育の推進と意識啓発

市民の交通安全意識や交通マナーを高めていくため、関係機関と連携しながら、各世代に応じた交通安全教育や普及・啓発活動の充実・強化に取り組みます。

##### 2 安全で快適な交通環境の整備

安全で快適な交通環境を確保するため、道路交通体系の整備、歩道や交通安全施設の整備などに努めます。

#### 【具体的施策】

##### 1 交通安全教育の推進と意識啓発

###### (1) 交通安全教育の推進

幼児から高齢者にいたる各世代に応じた交通安全教育の徹底を図るため、広報活動や各種講習会、交通安全教室などの充実を図ります。特に、幼児や高齢者等の交通弱者への交通安全知識の普及等を進めます。

自動車運転者や自転車利用者の交通マナーの向上、事業所における安全運転管理の徹底を目指し、交通安全教育の充実を図ります。

関係機関との連携を図りながら、シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底します。

###### (2) 交通安全運動の推進

P T A、女性会や老人クラブなどの各種団体や関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみで交通安全運動を推進します。

## 2 安全で快適な交通環境の整備

### (1) 歩行者空間等の整備

歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、関係機関と連携し、歩道の設置や改善、自転車道の整備や自転車レーンの設置、安全なバス停の確保などに努めます。

高齢者や障害者等に配慮した歩行者空間を確保するため、バリアフリー化に取り組みます。

### (2) 交通安全施設等の整備

カーブミラー、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めるとともに、危険な交差点の改良や横断歩道の適切な配置などに努め、交通事故の防止を図ります。

交通事故の危険性の高い区間や箇所などにおいては、舗装の色や材質を工夫するなど、車の速度の抑制やドライバーの注意の喚起を促す環境整備に努めます。

## 第2項 防犯対策の推進と子ども・高齢者等の安全確保

### 【現状と課題】

日々のニュースの中で、頻繁に凶悪犯罪など、従来の常識では考えられなかった犯罪などが起きていることを知らされています。

その中には、子どもや高齢者など、社会的弱者が犯罪に巻き込まれるケースも多数発生しており、白昼の通学路における殺人事件も起きています。また、インターネットや携帯電話を利用した犯罪なども、多発する時代となっています。

このような状況の中、江田島市においては、江田島警察署の警察活動に加え、江田島市生活安全協議会などを中心とした地域の防犯活動、通学路の安全対策などが取り組まれています。

今後とも、犯罪から市民の生命と財産を守るために、地域の防犯活動を支援するとともに、防犯施設等の整備や警察活動の充実により、犯罪の起きにくい環境づくりを進める必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 防犯意識の高揚と活動の推進

犯罪の発生しない地域社会を形成していくため、市民の防犯意識や知識を高めながら、行政、警察、市民、地域団体等が連携し、暴力の追放や防犯活動に取り組みます。

#### 2 犯罪等が発生しにくい環境づくり

犯罪が発生しにくい環境づくりに向け、防犯外灯や街路灯の整備などを進めるとともに、子どもや高齢者等の安全・安心を守る地域ぐるみの活動を展開します。

### 【具体的施策】

#### 1 防犯意識の高揚と活動の推進

##### (1) 防犯意識の高揚

犯罪から市民を守るため、関係機関と連携しながら、防犯に関する講習会・講演会などを開催し、市民の連帯感や防犯意識の高揚を図ります。

##### (2) 社会環境の浄化と暴力の追放

行政、警察、市民、地域団体との連携のもとに、地域ぐるみで防犯活動を推進し、犯罪の起きにくいコミュニティの形成に努めるとともに、社会環境の浄化を図り、青少年の非行防止に取り組みます。

警察や関係団体との連携のもとに、暴力追放気運の高揚と活動の展開を図ります。

##### (3) 通学路等の安全確保

通学路などにおける子どもの安全確保のため、関係機関やPTA、市民、地域団体等の連携を図りながら、声かけ・見守り活動を推進します。

#### 2 犯罪等が発生しにくい環境づくり

##### (1) 防犯に資する施設・設備の整備

地域の防犯性、安全性を高めるため、防犯外灯や街路灯、防犯標識等の適正な整備を進めるとともに、施設の維持管理の充実に努めます。



(2) 住宅や事業所における犯罪の起きにくい環境づくり

防犯に関する情報提供を図りながら、家庭や事業所などにおける適切な防犯施設等の整備や防犯体制の強化を促進します。

市営住宅の建替えなどにおいては、犯罪の起きにくい住環境の整備を図ります。

(3) 地域ぐるみの防犯体制づくり

犯罪の起きにくい社会を形成していくため、警察と市民、地域団体等の連携・協力体制の強化を図ります。

(4) 高齢者や子どもなどの安全の確保

高齢者等の安全確保

高齢者等の安全を守るため、警察、消防などとの連携を強化します。

高齢者等が犯罪に遭わないよう、具体的な講習や意識啓発を図るとともに、防犯などに関する情報提供を進めます。

子どもの安全確保

地域ぐるみで子どもの安全を見守ることができるよう、関係機関などとの連携を密にし、防犯体制の強化を図るとともに、通学路等の安全確保に努めます。

子どもの安全を阻害する情報について、学校や幼稚園、保育園などに的確に伝えるとともに、家庭や地域にも迅速に情報伝達できる体制づくりを進めます。

学校や幼稚園、保育園などにおける安全管理体制の強化を図ります。

子ども自らが危険箇所を発見し、マップ化する事業を進めるとともに、危険を回避する能力を身につけさせる機会の充実に努めます。

## 第3項 消費生活の安定と向上

### 【現状と課題】

市民の消費生活を取り巻く状況をみると、大型の商業施設の立地、テレビやインターネットを利用したショッピングなどが進む一方で、地域の商業の衰退がみられます。

また、買回品については、広島市をはじめ江田島市以外で購入する割合が多く、若い世代では、日用品の買い物も、広島市などが一定割合を占めています。

社会的には、訪問販売やクレジット等に関するトラブル、悪質な商法、誇大広告、商品の安全性の問題などが指摘されています。今後さらに、電子商取引の拡大などを通じて、消費生活の利便性が向上すると同時に、状況の複雑化が進むと考えられます。

加えて、循環型社会の形成という21世紀の社会システムの構築においては、消費生活の面からもとらえる必要があり、それと関係する地産地消の取組は、江田島市で暮らすことの魅力づくり、豊かさづくりとも無関係ではありません。

このため、消費者の安全と利益を守り、消費生活の安定と向上を図るためには、消費者が正しい消費に関する知識をもち、的確な商品選択の判断ができるよう、消費生活情報の提供や消費者教育などの施策を展開していく必要があります。また、江田島市で生産される安全で新鮮な農産物・水産物などを、地域で消費できる仕組みを充実させることや、循環型社会の形成に資する消費生活を進めることも大切です。

### 【基本方針】

#### 1 消費者保護への対応

市民の消費者としての安全と利益を確保するため、関係機関と連携し、消費生活情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、学校教育、生涯学習などを通じて消費者教育の充実に努めます。

#### 2 消費生活の質的向上

循環型社会の形成などを踏まえながら、消費生活の視点からも、各家庭におけるごみの減量化や地域におけるリサイクル活動などを促進するとともに、消費生活基盤の充実や地産地消の取組を支援します。

### 【具体的施策】

#### 1 消費者保護への対応

##### (1) 消費者意識の高揚

自立した消費者の育成を図るため、広報活動などを通じて、消費者意識の高揚に努めます。

青少年や高齢者が悪徳商法の被害に遭わないよう、各種行事や会合等において、消費者教育を推進します。

買回品(かいまわりひん)

繊維衣料品,身の回り品(靴・鞆・化粧品等),耐久消費財(家具・家電等),文化品(玩具・書籍等)のこと。  
広島県商圏調査などによる区分。

(2) 消費生活情報の提供

消費生活の安定と向上及び被害の未然防止のため、関係機関との連携のもとに、広報活動や消費者教育等を通じて、消費生活情報の提供を図ります。

(3) 消費者相談 苦情への対応

消費者の相談・苦情の迅速かつ的確な処理を図るため、関係機関との連携のもとに、相談体制の強化に努めます。

2 消費生活の質的向上

(1) 豊かな食を支える農業・水産業の振興と地産地消

地元で生産された新鮮で安全な海産物や野菜などを、その地域で消費する豊かさを享受していくため、朝市の開催や情報発信など地産地消の取組を支援します。

(2) 循環型社会の形成に資する消費生活の構築

循環型社会の形成に資する消費生活が営まれるよう、市民の環境意識を高めながら、3R(リデュース：発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再資源化)に加え，2R(リフューズ：拒否・不要な物は受けとらない，リペア：修理)にかかわる取組や暮らしを促進します。

市民や商店，各種団体などによるリサイクル活動やフリーマーケット，“市”の開催などを支援します。

## 第4項 健康被害の未然防止

### 【現状と課題】

都市化，工業化が進む中で，水質の悪化・汚染，大気汚染などが発生し，特に高度経済成長期には，水俣病などの公害が大きな被害をもたらしました。

こうした苦い経験を踏まえ，我が国の公害防止，環境保全の法制度が整えられ，高度経済成長期のような公害の発生はみられなくなりました。

しかし，20世紀の終わりごろから，ダイオキシン類や環境ホルモンといった有害化学物質による健康被害が報告されるようになり，さらに，近年では建物などに利用されていたアスベストが健康被害をもたらすことが確認され，対策を講じなければならない状況になっています。

また，今後新たに有害化学物質などが確認されることも考えられます。

こうした状況を踏まえ，有害化学物質などによって，市民が健康被害に遭わないようにするため，総合的かつ効果的な対策を講じる必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 環境調査の実施と情報提供

ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質及びアスベスト等による健康被害を未然に防止するため，関係機関と連携しながら，環境調査の実施や市民への的確な情報提供を図ります。

#### 2 健康被害防止対策の充実

市民の健康被害を未然に防止するため，環境調査の結果などを踏まえ，効果的な対策の実施に取り組みます。

### 【具体的施策】

#### 1 環境調査の実施と情報提供

##### (1) 環境調査等の的確な実施

健康被害の未然防止に向け，関係機関と連携しながら，環境調査等の的確な実施を図ります。

##### (2) 市民への情報提供

環境調査等の結果や健康被害の未然防止などに関する情報を，分かりやすく市民に提供していきます。

#### 環境ホルモン

「内分泌かく乱化学物質」の通称名。生体内に取り込まれた場合に，本来，その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。生殖や健康に悪影響を及ぼす可能性があると指摘されている化学物質。

## 2 健康被害防止対策の充実

### (1) アスベスト対策の的確な実施

公共施設においてアスベストの使用が確認された場合は、的確な対策を講じます。

民間施設におけるアスベスト対策を促進するため、関係する法制度などに関する情報提供と啓発を図ります。

### (2) 有害化学物質対策の推進

工場・事業所に対して、有害化学物質に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、排出基準の遵守、自主的な排出量の削減についての指導を図ります。

新たな有害化学物質などに関する情報を把握し、的確な対策を講じます。

### (3) 環境保全・公害防止対策の推進

市民の健康や生活環境・自然環境を守るため、環境保全・公害防止対策に取り組みます。

## 第6節 住宅・住環境の整備

### 【現状と課題】

住宅は、人々が暮らすための基礎となる空間・施設であり、定住の条件・魅力の重要な要素でもあります。

江田島市においては、島しょ部であることから、海辺または海に近い場所に、市街地や集落地が形成され、住宅が比較的高密度に建築されています。また、海に加え、森林や農地なども近くにあり、眺望にすぐれた住宅地などもあります。

一方で、高齢化・過疎化に伴い、老朽化した空き家が増加しており、住環境への悪影響が懸念されています。

市営住宅については、居住水準の向上などに向け、建替えを進めています。今後、少子高齢社会への対応などの観点を踏まえ、関係する福祉施策と連携した取組も検討する必要があります。

このため、江田島市の住宅・住環境の特色・可能性を再認識し、江田島市で暮らすことの喜びや魅力を感じるような、住宅・住環境の確保・創出や情報発信を行うことが求められます。

### 【基本方針】

#### 1 住まいづくり情報の提供と支援の充実

土地や建物・住まいに関する情報の把握と受発信に取り組みとともに、住まいづくり支援策や相談体制の充実に努めます。

#### 2 質の高い住宅・宅地の整備と住環境の改善

若者等の定住やU・Iターンの促進、高齢者等への配慮など、住まいを取り巻く状況を踏まえながら、市営住宅の改善や建替えなどに取り組みとともに、良質な住宅・宅地の供給や個性ある住まいづくり、衛生的で美しい環境づくりを促進します。

### 【具体的施策】

#### 1 住まいづくり情報の提供と支援の充実

##### (1) 住まいづくりの支援

空き家バンクの創設など、住まいづくりの支援策の充実・強化を図ります。

##### (2) 住まいに関する情報提供と相談体制の充実

住宅建設の融資制度や支援策、入居できる住宅・宅地の状況、安全・快適な住まいづくりの方策や事例など、住まいづくり情報を分かりやすく提供します。

住まいづくりの情報提供と併せて、相談体制の充実に努めます。

#### 2 質の高い住宅・宅地の整備と住環境の改善

##### (1) 住宅マスタープランの策定

江田島市の住宅施策の基本的方針を明らかにし、総合的かつ計画的に住まいづくりを進めるため、住宅マスタープランの策定を図ります。

(2) 安心・快適な豊かさ実感の住まいづくり

市営住宅の整備・充実

住宅や住環境の改善・向上と定住促進，U・Iターンの促進など，市営住宅を取り巻く状況を踏まえながら，市営住宅の建替え等を計画的に進めます。

社会福祉施策との連携を図りながら，高齢者向けや子育てしやすい市営住宅の整備に努めるとともに，バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ります。

住宅の建設においては，地球環境負荷の低減に配慮していきます。

農住団地の整備

地形や景観条件などを生かしながら，住まいと農地が一体となった農住団地の整備を検討します。

良質な住宅・宅地の供給と民間住宅ストックの形成

良質な民間住宅ストックの形成に向け，融資制度や事例，手法等の情報提供を行いながら，耐震性，快適性などを備えた住宅建設や増改築の促進に努めます。

近隣の生活環境や自然環境との調和を前提に，良質な住宅・宅地の供給及び二地域居住や週末居住などの受け皿となる居住の場の整備を促進します。

(3) 老朽住宅・空き家対策の推進

老朽住宅等の除却の支援

住環境の改善と地域活性化を図るため，老朽住宅及び空き家住宅の除却に関する施策を検討します。

空き家の活用など民家再生の検討

関係権利者や建築家などの協力を得ながら，老朽住宅や空き家をはじめとした民家の再生など，江田島市の住宅ストックを生かした住まいづくり・魅力づくりを検討します。

(4) 環境衛生・美化対策の充実

地域ぐるみで進める環境美化

環境衛生や美化についての知識の普及啓発に努めながら，公衆衛生推進協議会等の活動を支援し，地域における清掃美化等の実践活動を進めるとともに，門前清掃やごみの持ち帰りなど市民一人ひとりが日常生活の中で取り組む，美しく衛生的な住環境づくりを促進します。

環境衛生対策の充実

生活環境の保全と感染症の防止のため，必要機材などの整備に努めます。

犬や猫などによる被害や環境悪化を防止するため，動物愛護思想の普及啓発に努めながら，適正な保護・管理の促進，関係機関と連携した野犬等の駆除対策の円滑化を図ります。

快適な生活環境を確保するため，市民の理解を得ながら，ペット火葬場の設置を検討します。

## 第7節 快適な生活環境の整備

### 第1項 公園緑地・レクリエーションの場の整備

#### 【現状と課題】

公園緑地は、余暇時間の増大や少子高齢社会に対応するスポーツ・レクリエーションの場、防災や避難の空間、都市の景観要素、動植物の生息・生育の場など多様な機能を持ち、安全で快適なうるおいのある都市環境の形成に不可欠なものです。

江田島市においては、身近な児童遊園地や児童公園、広場などに加え、都市計画公園である街区公園、近隣公園、地区公園、風致公園(古鷹記念公園)、総合運動公園があります。また、観光資源でもある砲台山創造の森森林公園、真道山森林公園、海水浴場などを含め、多種多様な公園緑地・レクリエーションの場があります。

さらに、うるおいとゆとりを感じる環境を生み出していくためには、市民等の協力と参加を得ながら、市街地内や周辺の自然緑地の保全・活用や、緑を生み出す取組を展開することが期待されます。

一方で、公園緑地の不足した区域やあまり利用されていない公園・広場などもあります。

このため、江田島市の地域・地区の実情や土地条件等を踏まえながら、公園緑地の整備・再整備等を計画的に進めるとともに、緑化の推進や緑のネットワークづくりなど、総合的な取組を展開していくことが大切です。

#### 【基本方針】

##### 1 公園緑地・レクリエーションの場の計画的な整備

市民生活のうるおいや地域の防災性の確保、交流・レクリエーション資源の魅力づくりなどの観点から、公園緑地・レクリエーションの場の計画的な配置と特色・魅力づくりに努めます。

##### 2 みんなで育てる公園緑地等

公園緑地等の整備や維持管理への市民、NPOの参画など、協働による公園緑地やレクリエーションの場づくりに取り組みます。

#### 【具体的施策】

##### 1 公園緑地・レクリエーションの場の計画的な整備

###### (1) 緑の基本計画の策定

緑の基本計画を策定し、計画的に公園緑地の整備を進めます。

###### (2) 特色ある拠点的な公園緑地等の整備・充実

江田島市のセンターゾーンである飛渡瀬・江南地区において、市民の憩いの場としての公園の整備を検討します。

眺望や自然環境を生かしながら、古鷹記念公園の魅力を高めるため、遊歩道などの保全・整備を検討します。

西日本最大規模の砲台跡と自然環境、眺望を生かした観光資源として、より魅力を高めていくための整備を検討します。

野登呂山への観光用歩道や、市民が山と親しみ山を利用するための歩道の整備を検討します。



農業を生かした観光・交流を進めるため、農業公園や市民農園等の整備を検討します。

(3) 身近な公園緑地の整備・充実

住区基幹公園等の整備

身近な場所に公園緑地を確保するため、街区公園などの整備を進めます。

既存の公園緑地の再整備・魅力づくり

既存の公園緑地の利用を促進するとともに、安全性や快適性、魅力を高めるため、市民の意見などを取り入れながら、施設・設備の更新や再整備を進めます。

ポケットパークの整備

観光・レクリエーションの振興や市民の健康づくり活動などに役立てるため、観光周遊コースの沿線において、休憩や情報提供等の機能を備えたポケットパークの整備・充実を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

運動公園や屋内運動場などの整備・充実を図ります。

市民球場や市民プールの整備を検討します。

(5) 墓園等の整備・充実

地域の実情を踏まえながら、周辺環境と調和した墓園の整備を図り、環境衛生の向上に努めます。

葬斎センターの機能を維持・充実させるため、設備等の保全・更新を図ります。

葬斎センターの火葬及び清掃管理業務を円滑かつ効率的に行うため、適切な委託を行います。

(6) 公園緑地等のネットワーク形成

公園緑地やレクリエーションの場、観光・文化施設など、地域資源を相互につなぐ歩道や遊歩道、周遊コース等の保全・充実に努め、フィールド・ミュージアムの構築を目指します。

## 2 みんなで育てる公園緑地等

(1) 市民参加の公園緑地等の整備・充実

公園緑地等の計画づくりや(再)整備、維持管理など様々な場面において、ワークショップ方式の導入など市民参加による取組を進めます。

(2) 公園緑地等の維持管理の充実

公園における施設の補修、樹木や草花の育成、清掃等については、行政と市民、NPO、関係団体等の連携と役割分担を図りながら、効果的な維持管理に努めます。

公園緑地をはじめ公共施設の管理においては、指定管理者制度の適切な導入を図ります。

(3) 緑化・修景の推進

緑に対する意識の高揚

緑化に関する技術・知識等の普及、催しの案内、地球温暖化の問題など、緑に関する様々な情報の提供に努め、市民が主体的に参加する緑化活動や緑を保全・創出する取組を促進します。

公共施設の緑化・修景

公園や学校、その他公共施設の緑化・修景を推進するとともに、道路整備と併せた街路樹の植栽に努め、市街地や集落地などにおける緑の拠点と軸づくりに努めます。

民有地の緑化・修景

身近な生活の場において、うるおいのある環境を創出するため、各家庭における植栽や生

垣づくりなど，緑化・修景を促進します。

産業活動と暮らしとの調和や美しい景観づくりのため，工場をはじめとした事業所の緑化・修景を促進します。

## 第2項 上下水道の整備

### 【現状と課題】

江田島市の上水道の歴史をみると、広島県水道用水供給事業と太田川東部工業用水道事業から給水を受ける以前は、湯水に悩まされていました。

呉市天応から江田島町高須間の海底管によって、太田川の水が届き、湯水の悩みは解消され、広島市などと同様に水の恵みを楽しむことができるようになりました。

しかしながら、平成18(2006)年8月25日に発生した県の水道送水施設の事故により、江田島市域の80%が10日間にわたり断水し、主要給水ルートのバイパス機能の必要性を教訓として残しております。

さらに、一部高所地区においては水圧低下で水が届きにくい区域があることや、水道施設の老朽化も進んでおり、配水施設や配水管などの更新や整備が必要となっています。また、産業振興などと併せて、上水の確保について検討することが大切です。

下水道は、市街地における雨水の排除による浸水の防止、汚水のすみやかな排除、水洗化による生活環境の改善、公共用水域の水質保全という役割をもっており、健康で文化的な生活を営むために不可欠な施設です。

江田島市においては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設の整備及び雨水排水処理対策を進めています。

今後とも、計画的に下水道の整備と水洗化を進めていくとともに、下水道の処理区域外での生活排水処理対策に取り組む必要があります。

また、厳しい財政状況の中で、効率的な事業の運営と安定経営を進めるためには、上水道と下水道の一体的な整備・管理・運営を図ることが求められます。

### 【基本方針】

#### 1 上水道の整備

市民が水道や節水に対する意識・知識を高めるため、水道に関する情報提供を行うとともに、安定した給水の確保、施設の保全・更新、水質管理の徹底などに取り組みます。

#### 2 下水道の整備

快適な生活環境の確保と浸水の解消、公共用水域の水質保全を図るため、市民・事業者の下水道に関する意識啓発を図りながら、計画的に公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設の整備及び雨水排水処理対策を進めるとともに、公共下水道等の処理区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

#### 3 上下水道の効率的な運営と経営の安定化

下水道の接続率を向上することにより経営の安定化を図るとともに、上水道と下水道の一体的な整備・管理・運営について検討し、効率的な事業の運営と安定経営を目指します。

## 【具体的施策】

### 1 上水道の整備

#### (1) 水道や節水に対する意識啓発

##### 水に関する情報提供と学習機会の提供

水資源の大切さや水道の仕組みなどに関する情報提供や啓発を図ります。

水道施設などを活用した体験学習の場を確保し、水道事業などに対する理解の促進に努めます。

##### 節水意識の高揚

広報活動等を通じて水に関する情報や知識を広めながら、市民・事業者の節水意識の高揚を図り、水の有効利用と水需要の適正化に努めます。

#### (2) 安全でおいしい水の安定供給

##### 安定した受水の確保と水質管理の徹底

広島県水道用水供給事業と太田川東部工業用水道事業からの安定した受水を確保します。

安全でおいしい水を供給していくため、水質検査を定期的に行うとともに、調査結果等の情報を公開します。

##### 水源の保全に向けた取組の検討

良質な水道水を安定して確保するため、関係自治体との連携を図りながら、水源地域における森づくりに協力・参加します。

水源地域の森づくりにおいては、市民や漁業関係者などの協力・参加を促進します。

##### 複数ルートによる受水の確保の検討

災害時などにおける受水を安定的に確保するため、広島県水道用水供給事業等からの複数のルートによる受水を検討します。

#### (3) 水道施設の整備と水の有効活用

##### 海底管の整備

江田島市の生命線ともいえる導水海底管の老朽化に対応するため、管の布設替えを行います。

##### 配水池・調整池・浄水場の整備・充実

安定して良質な水道水を給水するため、配水池・調整池・浄水場の整備・充実を図ります。

##### 配水管の更新・整備

老朽化している配水管の布設替えや漏水箇所の整備を計画的に進め、水道水の安定的な給水と有効活用を行います。

高所地区において水道水を安定して給水するため、配水管の整備と水圧確保を行います。

### 2 下水道の整備

#### (1) 公共下水道等の計画的な整備

瀬戸内海の自然環境の保全と快適な生活環境を確保するため、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の整備を進めます。

雨水排水及び浸水対策を進めるため、都市下水路等の維持管理の徹底を図ります。

#### (2) 公共下水道等の処理区域以外などへの対応

公共下水道等の処理区域外及び低床地等においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) 水洗化の普及促進とし尿の適正処理

水洗化の普及促進

公共下水道等の供用開始区域における水洗化を普及促進するため、下水道に対する啓発活動や情報提供を進めるとともに、支援制度の利用を促進します。

浄化センター等の整備・充実

公共下水道等の浄化センター(汚水処理施設)を整備するとともに、下水道施設の適正な管理に努めます。

老朽化している浄化センター(し尿処理施設)の整備を図るとともに、循環型社会の形成に向け、汚泥再生センター方式によって、し尿汚泥、下水汚泥の処理及び肥料化を図ります。

3 上下水道の効率的な運営と経営の安定化

(1) 水道事業の安定経営

良質な水を、適正な価格で安定して供給していくため、経営の合理化・効率化を進めます。

(2) 下水道事業の安定経営

公共下水道等の供用開始区域における接続率の向上を図り、経営の安定化を進めます。

(3) 上下水道事業の一体化

上水道と下水道の一体的な整備・管理・運営について検討し、効率的な事業の運営と安定経営を目指します。

## 第5章 しっかりとした都市の基盤を備えたまちづくり

### 第1節 計画的な土地利用と拠点・ゾーンの形成

#### 第1項 計画的な土地利用の推進

##### 【現状と課題】

江田島市は、広島湾の南に位置する島であり、島内には急峻な山々が連なり、その山麓部などにある平地部は限られています。そこに市街地、集落地が分散的に形成され、道路網整備などに制約がある一方で、海や緑を身近に感じる豊かな環境も備えています。

面積は100.94km<sup>2</sup>であり、そのうち江田島町と大柿町の一部である37.28km<sup>2</sup>が都市計画区域(江田島都市計画区域、大柿都市計画区域)に指定されています。また、この他の土地利用規制として、農業振興地域、保安林、自然海岸保全地域などが指定され、大奈佐美島と絵の島は瀬戸内海国立公園になっています。

土地利用の現状は、密集した市街地や集落地、低・未利用地の存在、耕作放棄地の広がりなど、土地利用上の問題点・留意点があります。

このため、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した江田島市の均衡ある発展を図るため、土地利用の現状や動向、各種計画・構想等を踏まえながら、計画的な土地利用の推進が必要です。

##### 【基本方針】

#### 1 計画的な土地利用の推進

暮らしと様々な活動の基盤である土地の利用が、江田島市の住みよさや安全・安心、活力、魅力につながるよう、計画的な土地利用を進めます。

#### 2 土地の有効活用の推進

自然や生活環境などとの調和を図るとともに、それぞれの地域あるいは江田島市全体での位置づけなどを考慮しながら、土地の有効活用に努めます。

##### 【具体的施策】

#### 1 計画的な土地利用の推進

##### (1) 都市計画マスタープランの策定

江田島市の都市計画に関する基本的な方針である、「都市計画マスタープラン」を策定します。

##### (2) 都市計画区域の見直し

市街地環境の整備・改善や計画的な土地利用を進めるため、都市計画区域の見直しをします。

#### 都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている「都市計画に関する基本的な方針」で、今後の土地利用、都市施設(道路交通、公園緑地、上下水道、廃棄物処理施設など)の整備、市街地開発事業などにかかる施策を推進する上での指針となるもの。

(3) 建築や開発事業の規制・誘導と適正化

無秩序な開発・市街化を抑制し、良好な市街地を形成するため、用途地域の指定や地区計画の導入など土地利用関係法令・制度の適正かつ効果的な運用を図ります。

2 土地の有効活用の推進

(1) 低・未利用地の有効活用

市街地内などの低・未利用地については、都市機能の強化や良好な市街地環境の形成に資する形で土地活用が進むよう、土地活用に関する情報の提供に努めるとともに、必要に応じて地区計画などの制度の適用について検討します。

(2) 農地の保全と有効活用

農業振興を通じて、農地の有効活用や荒廃防止に努めるとともに、景観作物の栽培などを促進します。

(3) 荒廃農地対策の推進

地域の防災性の向上や自然環境の保全・再生を図るため、荒廃農地の草地化や林地化などを検討します。

地区計画

生活に密着した身近な区域(地区)において、土地や建物の所有者など住民が主体となって、話し合い、考えを出しながら、地区の実情に応じてつくる計画。生活道路や公園・広場などの配置及び規模、建築物の高さや壁面の位置等の制限、樹林地の保全などに関するルールを決めることができ、それらを都市計画決定する。

## 第2項 多彩な拠点・ゾーンの形成とネットワーク化

### 【現状と課題】

江田島市は、4つの町が合併して誕生したまちであり、それぞれの地域には、行政やコミュニティ、商業などの機能を備えてきた拠点が存在します。さらに、海と山の豊かな自然環境や観光・交流、スポーツ・レクリエーションなどの多彩な施設・場所があります。

また、政令指定都市・広島市及び特例市・呉市と近接していること、広島市と松山市などをつなぐ地域連携軸上に位置していることなどから、様々な開発構想が立案されています。

このような地域資源や立地性などを踏まえて、広域的な観点からも江田島市の特色を生かした機能や役割を担っていくことが大切で、このことは江田島市の魅力や定住条件を高めることにもつながります。

したがって、江田島市全体さらには必要に応じて広域的な観点から、それぞれの施設や資源、拠点・ゾーンをとらえ、役割分担や連携を考慮しながら、個々のあり方や整備・充実について検討するとともに、相互につなぐことによって、相乗効果を発揮していくことが大切です。今後の社会経済情勢を踏まえながら、中・長期的に拠点・ゾーンを整備することが求められます。

### 【基本方針】

#### 1 多彩な拠点・ゾーンの形成

江田島市の住みよさや魅力、活力を高めるため、地域拠点や生活中心地、コミュニティ中心地、交流・レクリエーションにかかわるゾーンなどの整備・充実を図りながら、3つの基礎生活圏(江田島地域、能美島北部地域、能美島南部地域)やセンターゾーン(江南・飛渡瀬)の機能を高めていきます。

#### 2 拠点・ゾーンのネットワーク化

江田島市における生活や産業活動、そして観光・交流の条件を高めるため、道路交通網の強化や沿道への適切な機能立地の促進、市民参加による道路及び沿道の環境美化や景観形成などに取り組み、拠点・ゾーンのネットワーク化に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 多彩な拠点・ゾーンの形成

##### (1) センターゾーンと3つの基礎生活圏の整備・充実

###### センターゾーンの整備・充実

江田島市の地理的な中心である江南・飛渡瀬を中心とした地域を、センターゾーンとして位置づけ、商業・産業機能等の計画的な誘導などに努めるとともに、公園や道路・歩道の整備・充実など市街地環境の向上に努めます。

センターゾーンとしての機能を高めるための機能立地や公共施設の整備について検討します。

#### 地域連携軸

「21世紀の国土のグランドデザイン」(平成10年3月31日閣議決定)において示されている地域を相互につなぐ考え方。江田島市は「島根、広島、愛媛、高知を結ぶ地域連携軸」に含まれている。



### 3つの基礎生活圏の整備・充実

江田島市の基礎的生活圏である江田島地域、能美島北部地域、能美島南部地域においては、それぞれの地域の個性や特色、実情を踏まえ、地域拠点や生活中心地、コミュニティ中心地、交流・レクリエーションゾーンなどの機能の維持・強化や魅力づくりに取り組むとともに、基礎生活圏相互の連携や広域的な特色・役割の発揮に努めます。

#### (2) 暮らしと交流を支える拠点等の整備・充実

市民生活と交流を支え、江田島市の均衡ある発展を図るため、3つの基礎生活圏（江田島地域、能美島北部地域、能美島南部地域）の中心地であり、公共公益機能、日常の買い物機能、交流機能等の複合的な役割を担う拠点（江田島町中央、能美町中町、沖美町畑・岡大王、大柿町大原及び江南・飛渡瀬）において、各種機能の充実に努めます。

地域拠点を補完する形で、交通結節点機能や情報提供、集会・交流機能などを担う生活中心地（切串、小用、高田、高祖・三吉、鹿川、柿浦）において、それら機能の充実に努めます。

生活中心地のほか、最も基礎的な単位であるコミュニティ中心地（基礎住区）である、江田島町5地区（秋月、鷺部、幸ノ浦、大須、津久茂、宮ノ原）、沖美町2地区（美能、是長）、大柿町3地区（深江、小古江、大君）において、集会・交流機能等の充実に努めます。

海上交通の拠点として切串、小用、高田、中町、高祖・三吉を、その他の海上交通機能を担う港として秋月、柿浦、大君をそれぞれ位置づけ、それら機能の充実に努めます。

#### (3) 江田島市の魅力と活力を高めるゾーンの整備・充実

海と島の自然を生かした、「海と島の交流・レクリエーションゾーン」の整備・充実に努めます。

山岳の自然と眺望を生かした、「緑と眺望の交流・レクリエーションゾーン」の整備・充実に努めます。

鹿川港西側の半島地区においては、自然環境と調和し、循環型社会を先導する工業地の形成を促進するとともに、近接する農業団地の生産や販売流通を支援し、工業と農業、観光・レクリエーションが共存するゾーンとしての形成を検討します。

瀬戸内海国立公園である絵の島、大奈佐美島については、環境保護を図りながら、自然との対話の場、学習の場としての活用にも努めます。

海域及び海岸線については、自然環境や漁業生産、観光・レクリエーション等の多様な側面から、その環境と資源の保全・活用に努めます。

#### (4) 新庁舎の整備の検討

市民の意識やニーズ、行政運営の効率化や財政状況、市民サービスなどを総合的に勘案しながら、新庁舎の整備について検討します。

#### (5) 長期的戦略構想への対応

長期的戦略構想に的確に対応するため、情報の収集・整理、課題の把握などを行います。

開発構想等の再検討を含め、国・県等への具体化や支援の要請、動きが生じたときの市としての迅速な取組など、時代の流れや変化に的確に対応するための体制を確保します。

## 2 拠点・ゾーンのネットワーク化

### (1) 陸の交流ネットワーク軸の形成

#### 道路交通ネットワークの形成

江田島市の骨格となる国道487号や主要地方道、一般県道の整備を促進し、道路交通ネットワークの強化・充実に努めます。

広島市や呉市などとの広域的な道路交通ネットワークの強化に努めます。

沿道の魅力づくり

市民や企業等の協力を得ながら、道路及び沿道の清掃・美化、景観づくりに取り組みます。

沿道に立地する公共施設などを生かし、休憩の場や情報提供機能等の充実に努めるとともに、公共用地の有効活用を検討します。

(2) 海の交流ネットワーク軸の検討

広島市や呉市をつなぐ海上交通の整備・充実に努めます。

広域的な海上交通や新たな航路について検討します。

## 第2節 道路網の整備

### 【現状と課題】

江田島市は、広島市から海上約7.5km、呉市から海上約6kmの位置にあり、呉市とは、音戸大橋・早瀬大橋の両架橋により結ばれ、実質的には陸続きとなっています。

江田島市の道路網は、国道487号と主要地方道江田島大柿線が南北の軸となり、それとつながって主要地方道高田沖美江田島線、一般県道深江柿浦線、鷲部小用線などが沿岸部を中心に走り、循環型道路を形成しています。

こうした骨格的な道路網と一部でつながり、市道や農道等が走り、市民生活や産業活動などを支えています。

一方、国道487号の津久茂架橋や一般県道大君深江線及び能美島の南側は未整備であるとともに、道路幅員が狭い区間や歩道未整備の区間があるなど、今後の課題も数多くあります。

また、道路は、単に効率的・機能的な交通手段としての役割のみでなく、防災空間や出会いの場、健康づくりやレクリエーションの場などとして多様な役割を備えています。

このため、道路の持つ多様な機能を踏まえながら、安全性や快適性、景観等に配慮し、計画的かつ効果的に道路網の整備を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 骨格的な道路網の整備促進

広域的な連絡強化や地域内の道路網のネットワーク形成に向け、国道や県道の整備を促進します。

#### 2 地域内道路網のネットワーク形成

国道や県道と併せて、地域内の道路網のネットワークを形成し、安全・快適で便利な暮らしと活力ある産業活動等を支えるため、主要な市道や農道・林道の整備を進めます。

#### 3 安全・快適でうるおいのある交通環境づくり

安全・快適でうるおいのある交通環境づくりのため、歩行者空間の拡充やバリアフリー化、道路の緑化・修景、防災性の強化などに取り組むとともに、市民参加による道路づくりを進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 骨格的な道路網の整備促進

##### (1) 国道の整備促進

###### 国道487号の改良促進

国道487号の未改良区間等については、道路幅員の拡幅や歩道の設置などを関係機関に働きかけます。

###### 津久茂架橋の整備促進

国道487号の津久茂架橋については、市民ニーズなどを勘案しながら、その実現に向けて関係機関に働きかけます。

##### (2) 県道の整備促進

###### 主要地方道の整備促進

江田島町と大柿町をつなぐ道路の南北軸を強化するとともに、センターゾーンにおける安

全で快適な道路環境の向上のため、主要地方道江田島大柿線の整備を促進します。

能美島北部地域における臨海部の道路網を強化するため、主要地方道高田沖美江田島線の整備を促進します。

#### 一般県道の整備促進

能美島南部地域における臨海部の道路網を強化するため、一般県道大君深江線、深江柿浦線の整備を促進します。

江田島地域等における道路網を強化するため、一般県道石風呂切串線、鷲部小用線、秋月飛渡瀬線の整備を促進します。

#### (3) 広島湾架橋構想等への対応

関係機関と連携しながら、国土形成計画への地域連携軸(島根県、広島県、愛媛県、高知県)の位置づけを目指します。

広島・松山ルート構想及びその一部である広島湾架橋構想の推進と、それを考慮した道路網の整備を検討します。

## 2 地域内道路網のネットワーク形成

### (1) 市道の整備

地域の防災・安全性や利便性・快適性を高めるため、計画的かつ効果的に市道の整備を進めます。

### (2) 農道・林道の整備

農業・林業振興に加え、地域の防災・安全性の確保や観光・レクリエーションの振興などを図るため、農道・林道の整備を進めます。

## 3 安全・快適でうるおいのある交通環境づくり

### (1) 安全な交通環境づくり

歩道の設置や拡幅、交差点の改良、横断歩道の設置、速度抑制の仕組みの導入、交通安全施設の整備などに取り組み、安全な道路環境づくりを進めます。

災害に強い道路・橋梁の整備を図ります。

### (2) 人と環境にやさしい快適な歩行者空間の創出

歩道をはじめとした道路のバリアフリー化を進めます。

透水性やリサイクル材による舗装など、人と環境にやさしい道路の整備に努めます。

### (3) サイクリングロードやポケットパークの整備

江田島市の海や山を生かした観光ネットワークづくりを進めるため、サイクリングロードやポケットパークの整備を検討します。

### (4) 市民参加による道路づくり

市民、企業、行政が連携し、歩道や街路樹の管理、清掃等を行う仕組みづくりに努めます。

美しい道づくりとコミュニケーションの広がり、美化意識や道路利用者のマナーの向上を図るため、道路管理の一部を市民等が担う「広島県道路里親制度(マイロード)事業」の導入を推進します。

#### 広島県道路里親制度(マイロード)事業

広島県が管理する道路を対象に行っている住民参加システム。

ボランティア活動に意欲をもつ住民・団体、NPO、企業を「道の里親」に認定し、広島県管理道路の一定区間の清掃や緑化などを引き受けてもらう制度。広島県は、希望に応じて表示板を設置するとともに、傷害保険及び損害保険に加入する。

## 第3節 港湾の整備

### 【現状と課題】

海上交通や物流を支える港湾は、江田島市にとって、海の玄関口であり、不可欠な都市基盤でもあります。

現在、江田島市には、5つの県管理の港湾(小用港、大柿港、鹿川港、中田港、三高港)と、5つの市管理の港湾(大須港、津久茂港、鷲部矢ノ浦港、内海港、鹿田港)があります。こうした数多くの港湾については、広島県と連携及び役割分担しながら、維持管理や改良・改修、海岸保全などを進めることにより、利便性や快適性、安全性の向上につながっています。

一方で、拠点港の駐車場の不足や観光客への案内・情報提供機能の弱さ、施設・設備の老朽化、護岸の天端高不足による越波被害の発生などが指摘されています。

このため、広島県と連携しながら、港湾の整備・充実を計画的に進めるとともに、交通結節点となる港湾を中心に、玄関口としての案内・情報提供機能やイメージアップ、施設の有効活用に取り組む必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 港湾の計画的な整備 充実と魅力づくり

市民生活の利便性や快適性、安全・安心の向上と観光・交流や定住の促進に資するため、広島県と連携しながら、港湾の整備・充実を進めるとともに、玄関口としての魅力づくりに努めます。

#### 2 港湾管理の効率化と有効活用

県・市管理港湾をそれぞれ広域的・一体的な港湾として統合し、効率的・効果的な港づくりを推進するとともに、市民参加による港湾の有効活用を促進します。

### 【具体的施策】

#### 1 港湾の計画的な整備 充実と魅力づくり

##### (1) 港湾の計画的な整備

江田島地域と広島市、呉市とを結ぶ拠点港である小用港については、国道487号の改良と連携し、埠頭用地や浮棧橋、ターミナル施設、駐車場、防波堤等の整備を促進します。

能美島北部地域と広島市とを結ぶ拠点港である中田港については、浮棧橋、物揚場、防波堤、ターミナル施設、駐車場などの整備を促進します。また、三高港についても、環境保全に配慮しつつ、交流拠点や地域活性化機能を備えた施設・設備の整備を検討します。

広島県屈指の石油備蓄基地がある鹿川港については、漁港としての機能も有しており、防波堤や護岸、物揚場等の整備を促進します。

その他の港湾についても、利用状況や施設の老朽化等の状況を勘案しながら、施設・設備の整備・充実を検討します。

##### (2) 海の玄関口としての魅力づくり

港湾を江田島市の海の玄関口として生かしていくため、地域を印象づけるターミナル施設等のデザイン創出、案内・情報提供や休憩の場の確保・充実、バリアフリー化、緑化・修景などに努めます。

## 2 港湾管理の効率化と有効活用

### (1) 効率的かつ効果的な港湾管理

県・市管理港湾をそれぞれ広域的・一体的な港湾として統合を図り、各港湾の担う役割を明確にするとともに、効率的・効果的な港づくりを推進します。

### (2) 市民参加による港湾の有効活用

美しく気持ちのよい港湾としていくため、清掃・美化活動への市民の参加と協力を促進します。

関係団体や市民の参加のもとに、港湾管理との調整を図りながら、江田島市の特産品の販売の場、交流の場などを確保・充実させることを検討します。

人・情報・文化が行き交う、魅力ある港湾を目指し、港湾における案内・情報提供機能の強化を図ります。

### ターミナル

鉄道，航路，航空路などの始発・終着駅。それらのサービス機能が集まっている建物をターミナルビル(施設)ともいう。ここでは航路に関する港の建物を指す。

## 第4節 公共交通体系の整備

### 第1項 海上交通の充実・強化

#### 【現状と課題】

江田島市は、広島湾の南に位置する島であり、呉市とは、音戸大橋・早瀬大橋の両架橋により結ばれていますが、他都市との連絡・交流において海上交通は大きな役割を担っています。

現在、江田島市からは、広島市及び呉市への航路があります。広島市と結ぶ港は切串、小用、中町、高田、三高、大須にあり、呉市と結ぶ港は切串、小用、秋月、大君、柿浦にあります。

海上交通は、目的地とほぼ最短で結ぶなどの特徴があり、広島市とは高速旅客船で約15分～30分、フェリーでも約30分～50分で結ばれるなど、交通利便性を確保しています。

一方、天候による影響を受けやすいことや始発・最終便の時間など運航上の制約があります。

また、アンケート調査(平成17(2005)年)においては、公共交通機関(フェリー、高速船、バス)の整備は市民要望の第1位にあげられており、なかでも「始発便や最終便の時間の見直し」への要望が最も多くなっています。

このため、海上交通を取り巻く現状や市民ニーズを踏まえ、港湾の整備と併せて、海上交通の充実・強化に向けて取り組む必要があります。

#### 【基本方針】

##### 1 日常生活と交流を支える海上交通の充実・強化

市民ニーズや利用状況などを考慮し、市民生活を支える交通手段であり、江田島市を訪れるアクセスでもある海上交通の充実・強化を図ります。また、一方では、効率的で効果的な海上交通のあり方などについても検討します。

##### 2 新たな海上交通の検討

瀬戸内海地域としての広域的な海上交通や新たな航路について、関係事業者や関係機関・自治体などが連携し、必要性や効果などについて検討します。

#### 【具体的施策】

##### 1 日常生活と交流を支える海上交通の充実・強化

###### (1) 公営企業(交通事業)のあり方の検討

公営企業を取り巻く状況や費用対効果、市民サービスの充実などを考慮しながら、公営企業(交通事業)のあり方について検討します。

###### (2) 交通問題懇話会の設置と交通計画の策定

望ましい交通のあり方に向けた取組を検討するため、事業者・関係機関などとの意見交換を行う、交通問題懇話会を設置します。

江田島市と周辺地域との広域交通ネットワークのあり方や陸上・海上交通の連携、市内公共交通のあり方など、生活交通対策の基本となる江田島市交通計画を策定します。

###### (3) フェリー・高速旅客船の更新の検討

江田島市が運航するフェリー・高速旅客船の耐用年数の経過や老朽化に伴い、更新について検討します。

(4) 運航時間や便数の見直し

市民ニーズや利用状況などを考慮し、フェリーや高速旅客船の始発便、最終便の時間、便数について検討します。

他の公共交通機関との連携を図りながら、フェリーや高速旅客船の運航時間の見直しを、適宜検討します。

(5) 安全・快適な交通環境づくり

フェリーや高速旅客船の安全対策の充実やバリアフリー化、快適な環境づくりを進めます。

フェリーや高速旅客船を観光・交流などの場としても生かしていくため、案内・情報提供機能の充実に努めます。

2 新たな海上交通の検討

瀬戸内海地域の資源や歴史文化を生かした広域観光・レクリエーションや交流を進めるため、関係する機関・自治体と連携しながら、新たな航路の可能性などについて検討します。



## 第2項 バス交通の確保・充実

### 【現状と課題】

江田島市における公共交通機関としては、フェリー、高速旅客船の海上交通とバス交通があります。

バス交通については、すべて市内の路線であり、2事業者によって主として港と集落をつなぐ形で路線が確保されていますが、江田島地域の北西側、能美島南部地域の南側などには、バス路線はなく、バス停から遠方の区域も多くあります。また、運行回数が比較的多い区間がある一方で、運行間隔が100分以上となっている区間もあります。

このような状況の中、アンケート調査(平成17(2005)年)において、バスに関しては、「フェリーなどとの連絡をよくする」、「車両の小型化、効率化」、「江田島市内のバス運賃の均一化」が上位になっています。

また、過疎化、少子高齢化の中で、学校の統合を行っており、それに伴い、通学バスなどを確保する必要が生じているとともに、通院や買い物など高齢者等の生活交通の確保も求められます。

一方、平成12(2000)年の道路運送法の改正により、収益確保が困難なバス路線については、事業者の撤退が容易となり、中山間地域などでのバス路線の確保がより厳しい状況におかれています。

このため、バス交通を取り巻く現状や市民ニーズを踏まえ、バス交通の確保・充実に向けて取り組む必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 バス路線の確保・充実

海上交通とともに、市民生活を支える交通手段であるバスについては、市民ニーズなどに対応しながら、関係機関・事業者と連携して、効率的で効果的なバス路線の確保・充実に努めます。

#### 2 新たな交通サービスの導入の検討

バスの利用状況や市民ニーズ、バス運行の効率性などを勘案しながら、地域の実情に応じた交通サービスについて検討します。

### 【具体的施策】

#### 1 バス路線の確保・充実

##### (1) 市民ニーズを踏まえたバス路線の確保・充実

市民ニーズや利用状況を踏まえ、より効率的で効果的なバス運行や路線の配置などを検討し、バス路線の確保・充実に努めます。

バスとフェリー、高速旅客船との連絡をより円滑にし、バスの利便性の向上と利用促進に努めます。

##### (2) 通学を支えるバス運行

学校統合に伴い、通学バスの確保や通学・帰宅時間帯におけるバス運行などを検討します。

(3) 車両の効率化と快適化

全体的なバスの運行計画を踏まえながら、利用状況に応じた規模の車両の導入を検討します。

バスの更新時においては、低床車両など人と環境にやさしい、快適な車両の導入を促進します。

2 新たな交通サービスの導入の検討

市民ニーズに対応しながら、効率的かつ効果的なバス運行を行うため、交通空白不便地域などに、新たな交通サービスの導入を検討します。

## 第5節 情報通信基盤の整備

### 【現状と課題】

近年、情報技術(IT)は飛躍的に進歩し、様々な分野で高度な情報処理や伝達などが可能となり、研究や産業・業務部門だけでなく、日常生活においても不可欠な基盤であり、定住促進においても基礎的な条件となっています。

江田島市においても、高速情報通信基盤の整備を進めるとともに、ホームページの開設や電子申請システムの導入などを行っています。

加えて、広域的さらには世界的な視野のもとで情報発信していくことや、常に変化しつつある社会情勢の中で、情報技術を活用して的確かつ迅速に行政サービスを提供していくことが求められています。

一方、情報技術を利用できる人や地域と、そうでない人や地域との情報格差の問題が指摘され、情報技術を使った不正アクセスやプライバシーの侵害、犯罪なども社会問題化しています。

このため、高度化する市民ニーズへの対応や、行政運営の効率化・円滑化を図るため、情報通信基盤の整備や情報技術の活用を進めるとともに、情報教育や個人情報の保護などに取り組んでいく必要があります。

### 【基本方針】

#### 1 情報通信基盤の整備

高度情報化に対応し、大都市との情報格差を感じないで暮らしや仕事が生まれ、定住や企業立地の条件を高めていくため、高速大容量の情報通信基盤などの整備を進めます。

#### 2 電子市役所の構築と市民サービスの向上

情報通信基盤を活用し、電子市役所の構築を図り、市民生活の利便性や安心感を高める情報、定住や観光情報などの受発信を進めるとともに、個人情報の保護や安全対策(セキュリティ)などに取り組みます。

#### 3 情報化を担う体制と人づくり

庁内における情報化を進める体制を強化するとともに、学校教育や生涯学習を通じて、市民が情報技術を主体的に活用できる能力・技術及び情報に関するモラルの向上を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 情報通信基盤の整備

##### (1) 地域イントラネットの構築

高度情報化に対応するため、市役所、支所とその他の公共施設などを高速回線(光ファイバー)で結ぶ情報通信基盤の整備を行い、市民サービスの向上を図ります。

##### (2) ITプラザとしての図書館の整備・充実

図書館を地域のITプラザと位置づけ、市民への様々な情報提供が行えるよう、各種情報提供システムなどの整備・充実を図ります。

##### (3) 情報通信基盤の整備促進

関係機関等と連携しながら、民間事業者による高速情報通信基盤などの整備を促進します。

## 2 電子市役所の構築と市民サービスの向上

### (1) 電子市役所の構築

地域イントラネット等を活用しながら、庁内のシステムの一本化を図り、業務の効率化・高度化及びデータ整備のコスト低減を進めます。

「庁内の統合型GIS整備」や「庁内GISの機能拡張及び庁外向けGISの導入」によって、データの管理・活用や適切な情報公開を進めます。

市民等がインターネットを通じて、いつでもどこでも各種申請等ができるよう、広島県と県内自治体が共同で行う電子申請システムを運用し、窓口サービスの向上を図ります。

住民基本台帳や各種税、財務会計など基幹系システムの処理業務等を委託し、効率的な管理・運営を図ります。

### (2) ホームページ等の充実と有効活用

江田島市のホームページの管理と充実に努め、市民サービスの向上を図るとともに、広く情報発信と交流を進めます。

市民等と行政の情報伝達やコミュニケーションを拡充するため、電子メールを活用するなどして、情報の双方向性及び受発信機能の強化を図ります。

### (3) 個人情報の保護と安全対策

関係機関と連携しながら、個人情報を保護するとともに、情報技術を悪用した不正アクセスやプライバシーの侵害の防止などに取り組みます。

### (4) 江田島市市民サービスセンターの設置

市民の利便性を図るため、休日でも利用できるよう商業施設内に、各種申請、納税などができる窓口、江田島市市民サービスセンターを設置します。

## 3 情報化を担う体制と人づくり

### (1) 庁内の情報化の推進

職員だれもが情報化に対応できるよう、情報技術に関する研修などを進めます。

進歩する情報技術を的確に把握し、情報技術の適切な導入の判断や管理・運営などを中心的に担う体制の強化を図ります。

### (2) 情報教育の推進とインターネット普及率の向上

学校教育において、年齢等を考慮しながら実践的な情報教育を推進します。

生涯学習の観点から、講演会から実践的な講座に至るまで、体系的な情報教育を推進するとともに、市民ニーズに応じた多様なメニューづくりに努めます。

情報教育の推進と併せて、各世帯におけるインターネット普及率の向上を促進します。

### イントラネット

行政や学校、企業、団体などが組織内において、コンピュータをケーブルでつなぎ、相互通信ができるようにした通信網を構築し、インターネットと同等の構造を持つようにすること。

GIS (Geographical Information Systemの略)

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システム。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。

## 第6章 交流と連携による交歓のまちづくり

### 第1節 交流と連携による豊かな地域社会づくり

#### 【現状と課題】

過疎化や少子高齢化、生活スタイルの多様化などが進み、地域の連携意識は希薄化し、地域社会のあり方も変化しているといわれます。

江田島市では、地形的な制約などから、比較的小規模な集落が分散しており、人口の減少などにより集落機能の弱体化が懸念されています。

こうした状況に加え、今後とも、少子高齢化や核家族化、世帯人員の減少が進展していくと予測される中で、より良い地域社会を形成していくためには、市民の主体性に基づいた多様な地域活動とそれを支え合う人間関係が基本となり、行政と市民等が連携して取り組む協働のまちづくりが大切となります。

さらに、地域・地区、江田島市全体での交流や連携、そして市域を越えたつながりの構築が、未来を切りひらく力になるといえます。

このため、幅広い交流と連携を進めながら、誰もがいきいきと参加し活動していく地域社会の構築やつながりづくりが求められます。

#### 【基本方針】

##### 1 市民が主役の地域活動の展開

市民が主体的に参加するコミュニティ活動や交流活動、イベントの開催などを支援するとともに、コミュニティ・リーダーの養成や自治組織の育成などを図り、みんなで支え合う、活力とあたたかさを感じる地域社会づくりを進めます。

##### 2 地域活動やコミュニティづくりを支える施設等の整備・充実と有効活用

コミュニティ施設等の役割分担と連携のもとに、それぞれが特色のある施設として整備・充実を図るとともに、施設やそこでの活動などに関する情報を受発信しながら、有効活用を進めます。

#### 【具体的施策】

##### 1 市民が主役の地域活動の展開

###### (1) 意識啓発と活動への参加促進

まちづくり活動などへの市民の理解と主体的な参加につながるよう、コミュニティやまちづくり情報等の提供と意識啓発に努めます。

市民や企業等のボランティア意識を高めていくため、ボランティアに関する情報の提供や講演会の開催などを検討します。

###### (2) まちづくり活動等の担い手の養成

地域における多様なまちづくり活動などを推進するため、各種研修会等を通じて活動の担い手の養成に努めます。

###### (3) まちづくり活動等の支援と交流促進

市民主体のまちづくり活動等の支援

市民が地域における多様な活動の場へ参加し、積極的に活動を展開する中で相互のふれあ

いが深まり、豊かな地域社会づくりが進むよう、市民の自主的なまちづくり活動、イベント開催等の支援を図ります。

市民等に対し、まちづくりの支援制度や手法、まちづくりの活動の事例など、様々な情報を分かりやすく提供し、自主的なまちづくりの活動を促進します。

#### 活動組織間や人的な交流と連携の促進

まちづくり活動やコミュニティ活動の広がり、組織の活性化などに資するため、組織間や人的な交流と連携を促進します。

江田島市における様々な交流に加え、市域を越えた広がりの中で、人的交流や地域間交流の活発化に努めます。

#### (4) まちづくり活動等の情報発信と表彰制度の検討

まちづくり活動やコミュニティ活動について、関係団体等の協力のもとに、広報やインターネット等を利用し情報提供・情報発信を行います。

特に優れたまちづくり活動等に対する表彰制度を検討します。

## 2 地域活動やコミュニティづくりを支える施設等の整備・充実と有効活用

### (1) コミュニティ施設等の整備・充実

#### コミュニティセンターの整備

学校統合後の学校跡地利用を視野に入れながら、地域における様々な活動やまちづくり活動、コミュニティづくりを推進するための拠点施設として、コミュニティセンターの整備を検討します。

#### 地域におけるコミュニティ施設等の整備・充実

コミュニティのまとまりに応じ、それぞれの特色を生かした集会施設等の整備・充実に努めます。

### (2) コミュニティ施設等の効率的かつ効果的な管理・運営

市民と行政との連携のもとに、身近なコミュニティ施設等の市民参加による管理・運営を進め、広く情報発信し、活動の輪を広げていきます。

## 第2節 広域的な連携と交流の推進

### 【現状と課題】

過疎化や少子高齢化が進行する中で、地域の活力を生み出すためには、そこに住む人たちが主役となって活躍する環境を生み出すことと同時に、地域を越えて広く人々を呼び込み、多様な交流やふれあいを生み出すことが大切です。

江田島市は、島しょ部ではあるものの、政令指定都市・広島市、特例市・呉市と近接し、“えたじま”というネームバリューは全国に広がっています。また、海や山、歴史文化といった地域資源が数多く存在し、交流をより促進する基礎的条件を備えています。

こうした条件を生かし、交流人口を増大させることは、地域の活性化につながり、さらに「また訪れてみたい島」という印象を持ってもらうことは、二地域居住や定住促進にもつながる取組といえます。

このため、江田島市の様々な地域資源の再発見・再評価、人的・組織的なつながりの構築などを通じて、多様な交流を生み出す条件を高め、交流人口の増大や広域的な連携、交流を進めていくことが大切です。

### 【基本方針】

#### 1 交流人口の増大と地域間交流の推進

江田島市の資源、特色を生かした空間・施設の魅力づくりやイベントの開催、多様な手法による地域情報の受発信を行いながら、交流人口の増大に努めるとともに、江田島市とかわりのある都市などとの地域間連携や交流活動の展開について、幅広く取り組みます。

#### 2 交流の促進とネットワークづくり

江田島市の出身者、関心のある人などとの人的ネットワークづくりに取り組み、交流の促進やまちづくりへの協力、さらにはU・Iターン、二地域居住の促進などにつなげていきます。

### 【具体的施策】

#### 1 交流人口の増大と地域間交流の推進

##### (1) 交流事業推進のための体制づくりと情報の受発信

イベントなどの交流事業を円滑かつ効果的に推進していくため、市民、関係団体、行政などが連携した体制づくりを進めます。

交流事業などの情報を一体的かつ魅力的に受発信するとともに、情報交流への対応を図ります。

##### (2) 江田島市の特色を生かした交流人口の増大への取組展開

市民相互や広域的な交流を促進するとともに、観光・レクリエーションの振興などに資するため、各種イベントの開催と魅力づくりに努めます。

江田島市の自然や歴史・文化、産業などを生かしながら、江田島フィールド・ミュージアムの構築を目指し、観光・レクリエーション、休息・リフレッシュ、生涯学習・体験学習、歴史探訪など、多様な側面から交流人口の増大に取り組みます。

##### (3) 地域間交流の推進

これまでの地域間交流の蓄積やつながりを踏まえ、姉妹都市縁組を検討します。

子どもをはじめとした地域間交流を進めるとともに、相互に連携してそれぞれの地域の個性や資源を生かしていきます。

## 2 交流の促進とネットワークづくり

### (1) 人的ネットワークづくり

江田島市出身者やつながりのある人との関係を再構築し、人的ネットワークの強化を図ります。

### (2) 情報提供と人的ネットワークの活用

江田島ファンや出身者などへの定期的な地域情報の提供、情報交流などを行うとともに、江田島市の情報伝達やPRなどを支えてもらえるように努めます。

U・Iターンや二地域居住を促進するため、人的ネットワークの輪を広げながら、定住情報などの提供に努めます。



## 第3節 国際的な視野に立った都市の形成

### 【現状と課題】

輸送手段や情報通信技術の発達，世界情勢の変化などにより，人や物，文化等の国際的な交流は飛躍的に進んでいます。

こうした中で，国際化は国レベルだけでなく，地方や個人・グループが直接交流関係を形づくる時代になってきています。

江田島市は，外国人観光客や居住者が多い広島市などと近接しており，地域の自然や歴史文化と併せて，多くの外国人が訪れる条件を備えているといえます。

また，C I R (国際交流員)招致事業やA E T (英語指導助手)招致事業などを通じて，市民や子どもの国際交流機会の確保に取り組んできました。

さらに，江田島市の先人たちは，明治の初めからアメリカ合衆国やハワイ，カナダなどの北米，及びブラジルやペルーなどの南米に海外移住しており，世界的な広がりの中で暮らしを築き，交流してきた歴史があります。

こうした状況や江田島市における取組の蓄積や歴史を踏まえ，市民の国際感覚の高揚を図るとともに，多様な国際交流の場と機会の創出や国際化に対応した環境整備などを進め，国際的な視野に立ったまちづくりを展開することも大切です。

### 【基本方針】

#### 1 市民の国際感覚の高揚と国際交流の機会の確保

世界の国々や様々な文化への理解を深め，豊かな国際感覚の醸成に努めるとともに，国際交流の場と機会の確保に努めます。

#### 2 外国人に配慮したまちづくり

外国から訪れた人などが安心して快適に過ごせるよう，市民のホスピタリティの醸成や外国人に配慮した環境整備に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 市民の国際感覚の高揚と国際交流の機会の確保

##### (1) 市民の国際感覚の高揚

年齢等に応じた外国語教育の充実や外国語講座の開設，外国の生活・習慣・文化等の学習機会の確保に努め，市民や子どもの国際理解を促進します。

講演会などを通じて，国際情勢などに関する学習機会の確保に努めます。

##### (2) 外国人との交流の推進

広島大学などと連携し，外国人講師による講演会の開催や留学生と市民，子どもとの交流など，国際交流機会の確保と国際感覚の醸成に努めます。

江田島市で開催するイベントにおいては，外国人または外国人グループの参加を検討します。

江田島市の先人たちの海外移住の歴史を踏まえ，そのつながりを生かした国際交流の展開について検討します。

## 2 外国人に配慮したまちづくり

### (1) 市民のホスピタリティの醸成

市民の国際感覚の高揚と併せて、外国人に対するホスピタリティの醸成に努めます。

### (2) 外国人に配慮した観光情報等の提供

外国人が江田島市を訪れて、自由に安心して行動できるよう、外国人に配慮した観光案内や説明板、誘導標識の整備に努めます。

外国人にも配慮しながら、分かりやすく魅力を感じる観光パンフレット等の作成や、ホームページの活用を検討します。